HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	NPO・政府・企業間の戦略的協働 -霧多布湿原トラストと北海道グリーンファンド-
Author(s)	小島, 廣光; 平本, 健太; 樽見, 弘紀; 後藤, 祐一
Citation	經濟學研究, 57(4), 35-100
Issue Date	2008-03-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32396
Type	bulletin (article)
File Information	ES57(4)_35-100.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究　57−4
北海道大学　2008．3

NPO，政府，企業間の戦略的協働

――霧多布湿原トラストと北海道グリーンファンド――

小島　廣光・平本　健太・樽見　弘紀・後藤　祐一

Ⅰ　研究の目的と協働の窓モデル

１．研究の目的

本研究は，過去15年間に世界各国で急速に展開し始めたNPO，政府，企業という３つの異なるセクターに属する組織間の戦略的意図にもとづく協働（以下「戦略的協働」もしくは「協働」と略記）のプロセスを解明することを目的としている[1)]。

21世紀のNPO，政府，企業は，それぞれ独自のマネジメントを行いつつも，戦略的協働を積極的に展開することになった。しかし，戦略的協働のための具体的な方法は，いまだ試行錯誤の段階にあり，解明されていない。

本研究は，このような未解明でありながら，21世紀の社会にとって重要な社会現象である戦略的協働を理論的・実証的に解明し，最終的に戦略的協働に関する包括的・統合的な理論モデルの構築と戦略的協働に対する実践的指針の提示を目指している。

本稿では，「霧多布湿原トラスト」と「北海道グリーンファンド」の２つの協働プロジェクトの詳細な事例研究にもとづいて，NPO，政府，企業間の戦略的協働の前史，形成，実現，展開の４つの過程を解明する。

なお，「NPO，政府，企業間の戦略的協働」を分析するための理論的枠組としては，筆者らが前稿で提示した「協働の窓モデル」を採用する。

２．協働の窓モデルと年代記分析

本研究は，NPO，政府，企業間の戦略的協働に関する事例研究である。筆者らは，事例研究に際しては，特定の明確な概念と理論的枠組にもとづく分析によって初めて，分析結果から理論構築を行うことができると考えている。本研究においても，特定の概念や理論的枠組にもとづいて分析を試みる。

本研究の理論的枠組は「協働の窓モデル」である。図１は，この「協働の窓モデル」の概念図である。以下，図１について説明を加える。

NPO，政府，企業を参加者とする戦略的協働システムにおいては，４つの独自の生命をもった独立の流れがある。これらの流れは，上から順に，問題の流れ，解決策の流れ，活動の流れ，組織のやる気の流れの４つであり，いずれも左から右に流れており，決定的な時点に協働の窓が開くことによって合流する。

この協働の窓とは，「参加者のうちでも特に重要な参加者である協働アクティビストが，特定の問題を注目させたりする，自ら得意な解決策をおし進めたり，組織のやる気を高めたりする好機」を指している。本研究では，以上の点を考慮して，この理論的枠組を「協働の窓モデル」と命名した。

協働の窓には，問題の窓，解決策の窓，組織のやる気の窓の３種類がある。この３種類の

1）本稿は，非営利法人研究学会・東日本研究部会（小島廣光（主査），畑山紀，大原昌明，樽見弘紀，平本健太，菅原浩信，横山恵子，相原基大，後藤祐一，2004年～2007年）の研究成果「NPO，政府，企業間の戦略的協働」の一部である。

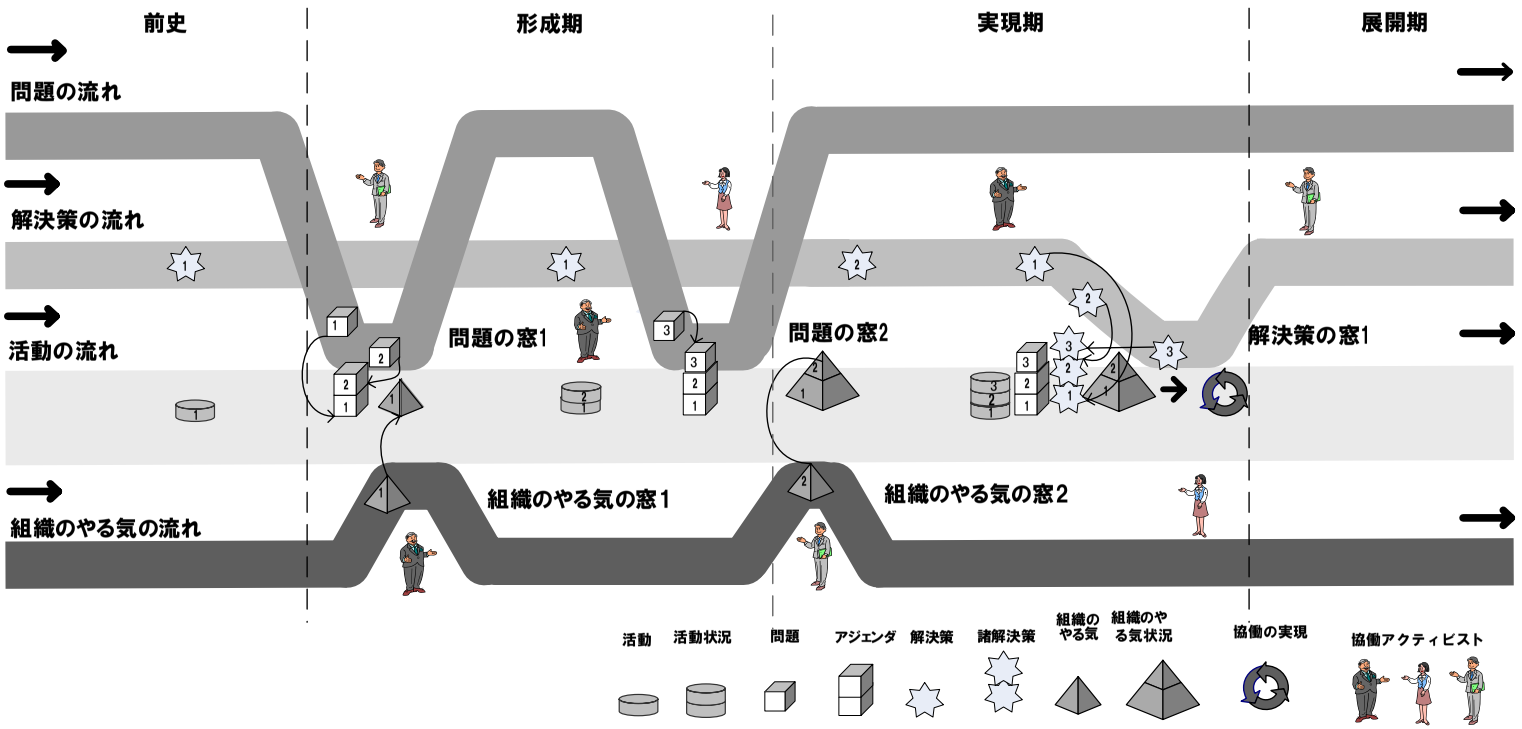

注）この概念図には，①協働の場，②協働アクティビスト以外の参加者，③協働の実現につながらない活動は，描かれていない。

図１　協働の窓モデルの概念図

協働の窓が開くことを契機に，様々な参加者によって問題の流れに投げ込まれた問題（過去に投げ込まれた問題を含む），解決策の流れに投げ込まれた解決策（過去に投げ込まれた解決策も含む），あるいは組織のやる気の流れの中に投げ込まれた組織のやる気（過去に投げ込まれた組織のやる気も含む）がそれぞれ，その開いた３種類の協働の窓を通って，活動の流れに流入し浮遊している。なお，活動の流れの中を浮遊している活動は，①協働の実現につながる活動（図１では円柱で表記）と②実現された活動（図１では３つの矢印からなるドーナツで表記）の２種類からなっている。

この活動の流れの中で浮遊している問題のリストであるアジェンダ，解決策のセットである諸解決策，組織のやる気のセットである組織のやる気状況，活動のセットである諸活動の４つが，全くの偶然だけでなく，協働アクティビストの能動的な結び付けにより１つのパッケージを構成する場合がある。このような１つのパッケージを構成した場合，諸解決策が正式に決定・正当化され，協働が実現される。

本研究では，協働プロジェクトは，図１の１番上に示されるように，前史（第１期），形成期（第２期），実現期（第３期），展開期（第４期）の４期間に区分して分析される。

最初の前史（第１期）は，NPO・政府・企業（以下「３つの参加者」として略記）のうちの一部もしくは全部の参加者が，特定の協働プロジェクトを開始するための準備を行っている期間を指している。

次の形成期（第２期）は，３つの参加者のうちの一部もしくは全部の参加者が，特定の協働プロジェクトを開始したけれども，アジェンダ・諸解決策・組織のやる気状況・活動状況の４つを部分的にしか結び付けておらず，諸解決策を正式に決定・正当化しないまま協働プロジェクトを部分的に実行している期間を指している。

３つ目の実現期（第３期）は，形成期を経て，３つの参加者がアジェンダ・諸解決策・組織のやる気状況・活動状況の４つを完全に結び付け，諸解決策を正式に決定・正当化するまでの期間を指している。

最後の展開期（第４期）は，実現期を経て，諸解決策が正式に決定・正当化された協働プロジェクトを３つの参加者が本格的に実行している期間を指している。

本研究は，霧多布湿原トラストと北海道グリーンファンドの２つの協働プロジェクトを分析する。２つの協働プロジェクトはいずれも，わが国を代表する先駆的かつ成功している事例である。

各協働プロジェクトのデータは，上述の「協働の窓モデル」に則して収集されると同時に，分析・解釈される。収集された各協働プロジェクトのデータは，時系列分析の特殊形である「年代記分析」によって解析される。

年代記分析においては，各協働プロジェクトの事象が経時的に追跡される。原因とその結果の連続は，時間的に逆転することはありえない。このため，事象を年代順に並べることによって，因果的な事象を経時的に確認することができる。年代記分析は，一般的な時系列分析とは異なり，多くの異なったタイプの変数を扱う。したがって，１つの独立変数や従属変数に限定されることはない（86頁の表１と87頁の表２）。

年代記分析は，研究者がその事例に精通できるという単一事例研究がもつ利点と，複数事例の比較によって理論構築のための幅広い基礎が得られるという利点を併せもっている。さらに，組織の経時的変化は，少数の次元でのみ発生するので，相対的によくコントロールされた比較が可能である。

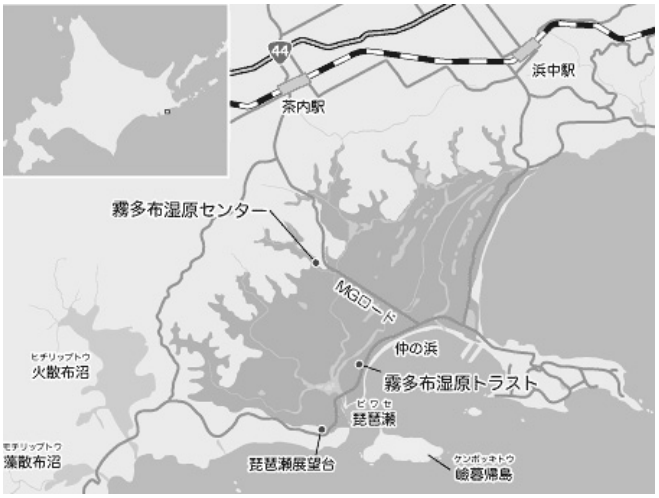

出所：『ウエッブマガジン カムイミンタラ』1993/9，第 58 号。

図２　霧多布湿原の地図

Ⅱ　霧多布湿原トラスト[2)]

１．ファンクラブ＆プラン会議発足までの協働前史（第１期 1986 年７月以前）

（１）政府（浜中町・北海道・国）

1922 年，国は，霧多布湿原中央部の高層湿原部分約 803 ヘクタールを「霧多布湿原泥炭形成植物群落」として天然記念物に指定した（図２）。

1955 年，北海道は，約 2,850 ヘクタールを厚岸道立自然公園に認定した。この認定を契機に，浜中町は，釧路町と厚岸町とともに，観光資源として厚岸道立自然公園を利用するために，３町共同の観光協会を設立した。そして環境庁（現在の環境省）・北海道庁に対して国定公園化に向けた要請活動を行うようになった。

1960 年代後半からは，知床の観光ブームなどがあり，「北海道の自然」を満喫しようという観光客も徐々に増加していった[3)]。

1981 年，北海道は，霧多布湿原の 1,156 ヘクタールを銃猟禁止区域に指定した。

1984 年，渡部和雄が浜中町の町長に就任した（１期目）。彼は，1985 年４月から翌年の６年７月にかけて，地元の産業団体の青年部のメンバーを集め「町の青年婦人と語る集い」を主催した。この集いの開催を契機に，浜中町内でも，青年層の交流と町づくりの声が次第に高まった[4)]。

（２）NPO（ほれた会）

仕事で東京から札幌に転勤してきた伊東俊和は，霧多布湿原に魅せられ，浜中町に移住を決意した。1982 年，彼は，湿原の近くで喫茶店「てんぼうだい」を開店した[5)]。喫茶店が開店すると，脱サラして田舎で喫茶店を開いた伊東に興味をいだく地元の人たちが多く訪れ，次第に常連客もでき，伊東とさまざまな話をするようになった[6)]。地元の人たちは，最初は，「浜中町

2）本稿では，「霧多布湿原トラスト」とは，2001 年１月に設立された NPO 法人霧多布湿原トラストを含む，「霧多布湿原の保全」および「浜中町の町づくり」の双方の達成を目指した様々な活動全体，すなわち協働プロジェクト全体を指している。

3）小俣（2001），p. 87。
4）*ibid.*,p.100，伊東（2001），pp. 58-60。
5）6）7）瓜田（2000），p. 180。

年表１　ファンクラブ＆プラン会議発足までの協働前史（第１期 1986 年７月以前）

	N　P　O	政　府	企　業
1922 年		国が中央部 803ha を「霧多布湿原泥炭形成植物群落」として天然記念物に指定。	
1955 年		北海道が，厚岸道立自然公園に指定。	
1980 年		浜中町が，湿原 51ha を大蔵省から購入。	
1981 年		北海道が銃猟禁止区域に指定。	
1982 年	伊東俊和が，浜中町に移住し，喫茶店てんぼうだいを開業（７月）。		
1984 年	「霧多布湿原にほれた会」が発足（４月）。	渡部和雄が町長に（１期目）（８月）	
1985 年	ほれた会が「旅人アンケート」を実施（７月）。	浜中町が「町の青年婦人と語る集い」を開催（85/4-86/7）。	キユーピーが，ほれた会の会報の発行を広告掲載により支援（以後，現在まで継続）。

出所：中俣（2001），p. 104 の表２－１，霧多布湿原トラストのWeb ページ，新聞等より作成（年表２，３，４についても同様）。

は何もない所だ」と思っていた。一方，伊東は「浜中町の自然は，非常に魅力的で素晴らしい」ことを話した。その結果，地元の人たちも，徐々に自分たちの暮らす地域に目を向け，その自然の豊かさやすばらしさを意識するようになった[7]。

1984 年４月，このような喫茶店での付き合いが深まるなか，「身近にこんなよい湿原があるのだから，もっと湿原を楽しもう！」というコンセプトで，喫茶店に集まる 20 代後半から 30 代前半の仲間約 20 名が「霧多布湿原にほれた会」（以下「ほれた会」と略記）を結成した。ほれた会では，湿原をフィールドとして，お花見，バーベキュー・キャンプなど，四季折々の遊びを企画し，実施した[8]。

また，ほれた会では，湿地を含め，地域のことをもっと町民に知ってもらうという主旨で，町の歴史・風物・名所旧跡・故事来歴などを紹介する会報『きりたっぷ湿原』を発行した。会報は，月に１度，町内 2,500 世帯に新聞折り込みで配布された。この会報を通じて，ほれた会の活動が，町内に知られ，新しい入会希望者が出てくるようになった。

ほれた会の「湿原を楽しむ活動」は，浜中町の内外において評価され，一定の広がりを持つものとなっていた。たとえば，1984 年，ほれた会の主催する湿原内のコースで行われた「第１回歩くスキー大会」には，浜中町内と釧路管内から 48 名が参加した。1985 年，浜名町と青年団体との共催で行われた第２回大会には，浜中町内と釧路管内から150 名が参加した[9]。

（３）企業（キユーピー）等

伊東俊和の出身企業であるキユーピーは，わずか 2,500 戸の浜中町内だけに配られる，ほれた会の会報『きりたっぷ湿原』に広告を掲載し活動を支援した[10]。広告掲載は，第１号から

8）*ibid.*, p.180。この姿勢は，霧多布湿原ファンクラブや霧多布湿原トラストの活動理念にも継承されている。藤田（1998），p. 11。

9）小俣（2001），pp. 103-104。

10）「伊東は，以前勤めていたキユーピーに，ほれた会に対する資金援助を依頼した。キユーピーは，以前から伊東の行動に理解を示していたので，資金援助は『会報への広告費』としてスムーズに実現した」。藤田（1998），p. 15。

以後，今日に至るまで継続されている。このキユーピーの広告掲載がなければ，ほれた会さらにはファンクラブの活動は行き詰まっていたとされる。当時，毎月会報を印刷するだけで費用が７万円もかかった。配布の新聞折り込み料などを含めて，年間 100 万円以上の運営費が必要であった。キユーピーは，毎年 40 万円の広告掲載費を提供した[11]。

（４）第１期の小括

第１期は，霧多布湿原ファンクラブと 21 世紀プラン会議が発足するまでの協働前史にあたる。この第１期の参加者の行動は次のように整理される（86 頁の表１の第１列）。

①　協働アクティビスト

第１期の協働アクティビストは，喫茶店てんぼうだいを開業した伊東俊和である。伊東は，この喫茶店を協働の場としながら，「霧多布湿原にほれた会」を立ち上げ，事務局長を努めた。彼は，自然を楽しむライフスタイルを町の青年たちに提示した[12]。

第１期のもう１人の協働アクティビストである渡部和雄町長は，「町の青年婦人と語る集い」を開催した。この集いの開催を契機に，浜中町内でも，青年層の交流と町づくりの声が次第に高まった。

②　参加者

第１期の主たる参加者は，①浜中町，②北海道・国，③霧多布湿原にほれた会，④キユーピーの４つである。

③　協働の場

第１期の協働の場は，①霧多布湿原，②喫茶店てんぼうだい，③浜中町観光課の３つである。このうち①の霧多布湿原は，全ての参加者の眼前に広がる協働の場であった。③の観光課は，「自然を活かした町づくり」を目指す浜中町が第１期から第４期までの全期にわたって活用した協働の場である。

④　問題の流れ

第１期においては，問題の窓①「霧多布湿原にほれた会の発足」と問題の窓②「『町の青年婦人と語る集い』の開催」が開いた。このうち，問題の窓②が開くことを契機に認識・定義された問題②「浜中町の町づくり」は，霧多布湿原トラストのプロジェクトのアジェンダを構成する問題として，参加者全員が共有できる十分な問題であった。

他方，問題の窓①が開くことを契機に認識・定義された問題①「楽しみながらの霧多布湿原の保全」は，ほれた会のみが認識・定義していた問題であり，プロジェクトのアジェンダを構成する問題としては，必ずしも十分なものではなかった。

⑤　解決策の流れ

この第１期においては，伊東俊和によって解決策①「湿原民有地の買い取り保全案」が投げ込まれ浮遊していた。この解決策①は，協働アクティビストの伊東俊和の念頭にはあった。しかし，プロジェクトの協働前史の段階では，実質上ないに等しい解決策であった。

⑥　組織のやる気の流れ

第１期には，いかなる「組織のやる気」も組織のやる気の流れの中に投げ込まれなかった。

⑦　活動の流れ

第１期においては，活動①「喫茶店てんぼうだいにおける伊東・町民・観光客間の交流」が展開されていた。しかし，この活動①は協働といえるものではなかった。

⑧　４つの結び付き

第１期においては，アジェンダ（問題①−②），諸解決策（解決策①），組織のやる気状況（組織のやる気はなし），活動状況（活動①）の４つはいずれも，抽象的で不十分な内容しか備えておらず，相互に全く結び付かず１つのパッケージを構成していなかった。その結果，新たな協働は実現しなかった。

11）伊東（2001），p. 77。
12）三膳時子への聴取調査（2007 年８月 28 日）。

2．ファンクラブ&プラン会議発足からラムサール条約湿地登録までの協働形成期（第２期 1987 年８月～1993 年５月）

（１）NPO（ファンクラブ）

霧多布湿原にほれた会の活動を通じて湿原の価値を認識したメンバーは，道路沿いの湿原が，徐々に埋めたてられたり，整地されて減少していることや，景観が荒れてきていることに危機感をもつようになった。この道路沿いの湿地は，厚岸道立自然公園の第３種特別地域，もしくは普通地域に当たる私有地であり，湿原の保全は土地所有者に任されている地域であった[13]。

ほれた会のメンバーは，湿原を保全するための方法として，土地を買い取るナショナルトラスト方式を考えた。しかし，土地を買い取る資金も，買収交渉に費やす時間的余裕もなかった。そこで，土地の買収に比べて費用と交渉時間が少なくてもすむ「土地を借りて保全する」という極めてユニークな方式で進めることになった[14]。

ほれた会の目的は「霧多布湿原を楽しむこと」であった。したがって，ほれた会は，土地を借りて霧多布湿原を保全する組織としては適当ではないということになった。そこで，伊東は，霧多布湿原の保全を進めるための新たな組織を立ち上げることにした[15]。

新たな組織の目的は湿原の保護である。しかし，その方法は，声高に湿原保護と開発反対を叫ぶのではなく，この湿原を好きになってもらうことを活動の柱とするものであった。

こうして 1986 年８月１日，「霧多布湿原ファンクラブ」が発足し，文字通り全国に，霧多布湿原のファンを増やしていく呼びかけが始まった[16]。

当初，このファンクラブには，ほれた会からは，事務局長として伊東のみが参加していた。その理由は，①ファンクラブの活動の柱の１つは土地の借り上げであり，さまざまな利権のからむことが予想された，②そのなかに，ほれた会の純粋な人間関係を巻き込むことは避けたい，という伊東の強い想いがあったからである。そこで，ファンクラブは，主に浜中町の町づくりに関心のあるメンバーが中心となって構成され，活動を開始した[17]。

地主との交渉を行うには，町民のファンクラブに対する信頼感を得ることが必要とされた。そこで，会長には町民からの信頼が厚かった診療所の麻生医師が，そして，顧問には渡部町長が就任した[18]。

ファンクラブの活動の第１歩は，道路沿いにある複数の地主によって所有されていた約 40 ヘクタールの湿原の借り上げであった[19]。メンバーは，早速，地主との話し合いに取り組んだ。しかし最初は，地主がファンクラブという新しい組織に不安を感じ，すぐには話が進まなかった。しかし，公民館で説明会を開催したり，地主を個別に訪問したりする地道な活動を行ううちに，地主も次第にファンクラブの主旨に理解を示すようになってきた[20]。

1986 年，ついに 10 数人の地主から１ヘクタールあたり年間１万円の地代，３年契約という条件で 40 ヘクタールの土地を借り上げることに成功した[21]。

湿原の借り上げの成功がマスコミで取り上げられ，ファンクラブの活動は全国で知られるようになった[22]。その結果，全国各地からファンクラブへの入会を希望するものが現れ，会員数は，発足３か月で 1,000 人，半年後に 2,000 人を超えた[23]。

1992 年，当時ゴミ捨て場と化していた奥琵琶瀬地区の湿原民有地 15 ヘクタールを借り上げ，「奥琵琶瀬野鳥公園」として整備した[24]。

この時期，ファンクラブでは，多数の将来の役員候補者が入会してきた。①1990 年，いま

13）14）15）16）17）瓜田（2000），p. 180。

18）19）20）21）22）23）*ibid.*, p. 181。

24）中俣（2001），p. 112。

年表２　ファンクラブ＆プラン会議発足からラムサール条約湿地登録までの協働形成期
（第２期 1986 年７月〜1993 年５月）

	N P O	政 府	企 業
1986 年 8 月以降	「浜中 21 世紀プラン会議」が発足（8 月）。「霧多布湿原ファンクラブ」が発足（8 月）。湿原周辺民有地「仲の浜地区」40ha の借り上げ保全を開始（8 月）。会員 1,000 人（10 月），ファンクラブ会報『きりたっぷ湿原』創刊（11 月）。		
1987 年	会員 2000 人（1 月）。仲の浜地区に木柵と標識を設置（7 月）。旅人アンケートを実施（8 月）。	浜中町が，湿原内横断道路 MG ロードを整備。	
1988 年	湿原「仲の浜木道」600m を設置（6 月）。プラン会議が修学旅行受入開始。霧多布湿原ガイドマップを作成（7 月）。		
1989 年	会員が 3,000 人に（2 月）。	浜中町が，プラン会議の提案を受け「地域活性化構想」（北の自然王国）をまとめる。渡部町長（8 月）（2 期目）。	
1990 年	伊東俊和が，米国国立自然公園の視察研修に（6 ケ月）。地主の好意により「仲の浜地区」40ha の借地代が無料化（8 月）。	浜中町教育委員会が，湿原ガイド講座を開講（8 月）。浜中町が「第 3 期総合計画」をまとめる。	
1991 年		浜中町が，嶮暮帰島 26ha を買い取る（1 月）。浜中町が，湿原西側民有地の一部 137ha の買い取りを決定（4 月）。	
1992 年	湿原民有地琵琶瀬地区 15ha を借り受け「奥琵琶瀬野鳥公園」として整備（5 月）。「第 10 回朝日森林文化賞」を受ける（6 月）。	浜中町が湿原民有地の一部 137ha を買い取る。浜中町が「奥琵琶瀬野鳥公園」の事業補助を実施（7 月）。北海道が主催した「湿原保全国際フォーラム」（釧路・札幌）で，外国参加研究者集団が霧多布湿原等を登録湿地にするよう要請（8 月）。渡部和雄町長が死去（12 月）。	
1993 年 5 月まで	「奥琵琶瀬野鳥公園」に木道設置（5 月）。	小林章が新町長に（1 期目）（1 月）。「霧多布湿原センター」がオープン（5 月）。霧多布湿原がラムサール条約登録湿地になる（5 月 19 日）。登録湿地の総面積は 20,504ha に。	

まで代表であった伊東が会長になった。②プラン会議を通じてファンクラブに参加することが多くなった松浦明恭（僧侶，1993 年にファンクラブ会長，後に町議）が運営委員として参加した。③1992 年，瓜田勝也（湿地ガイド・民宿経営者）が運営委員として参加した。④1992 年，仲の浜地区の地主との交渉や行政の窓口役であった町職員の川村義春が運営委員として参加した。彼らはいずれも，その後，霧多布湿原トラストの役員になった[25)]。

しかし，ファンクラブの活動が浜中町のなかで承認されていくことは，ファンクラブが町内の地域計画立案と調整の矢面に立つことを意味していた。たとえば，1991 年の町議会において，霧多布湿原がラムサール条約の登録湿地になることを推進していくことが確認された。その際，漁業関係者は，ラムサール条約の環境規制が漁業権に及ぼす影響を懸念した。そこで，

25）*ibid.*, p. 113。

ファンクラブが環境規制と漁業権の合意形成に関わった[26]。

1992 年そして 1993 年頃になると，ファンクラブの活動が浜中町の外部で評価されるようになった。ファンクラブは，1992 年，第 10 回朝日森林文化賞を，1993 年，「北海道地域づくり優良事例」北海道知事賞をそれぞれ受けた。これらの受賞がマスコミによって報道された結果，浜中町以外の団体，たとえば，北海道庁からの助成金が受けやすくなり，ファンクラブの活動はより多様なものになった[27]。

ファンクラブは，湿原内の地主から土地を借り上げるユニークな湿原保護運動を展開し，同湿原の名を全国に広めるとともに，1993 年に同湿原がラムサール登録湿地となる原動力になった。会員数は全国に約 4,000 人おり，約 40 ヘクタールの土地が借り上げられていた[28]。

（2）NPO（プラン会議）

ファンクラブが発足した同じ 1986 年の 8 月 1 日，「浜中 21 世紀プラン会議」（以下「プラン会議」と略記）がスタートした。プラン会議は，酪農家，漁師，教師，公務員などの異業種の青年たちによる町づくりサークルであり，21 世紀の浜中の町づくりのプランを考えることを目的としていた[29]。このプラン会議の多くのメンバーは，ファンクラブの会員であった。したがって，以下では，ファンクラブとプラン会議を実質 1 つの NPO とみなし，「ファンクラブ＆プラン会議」と表記することがある。伊東俊和は，このプラン会議の事務局長に就任した[30]。

プラン会議がスタートしたきっかけは，上述のように，渡部浜中町長が 1985 年 4 月から 1986 年 7 月にかけて，地元の産業団体の青年部のメンバーを集め「町の青年・婦人との語る集い」を主催したことにある。その際，渡部町長が，「このままこの集まりがなくなるのはもったいない。この集まりを一過性のものではなく，将来の町づくりのプランをつくり，町に提言する集団としてはどうか」と提案した。青年たちは提案を受け入れた。浜中町は，このプラン会議の活動に毎年予算を組んで支援した[31]。

渡部町長は，プラン会議の約 20 人のメンバーと毎月 21 日に会合をもった。その際，彼らは共通して「霧多布湿原や浜中の自然を活かした町づくり」を考えていた。渡部町長と直接話す機会は，青年たちの意欲をもりあげた。この渡部町長との会合から，いくつものイベントや事業が生成した[32]。これらイベントや事業は，新聞，雑誌，テレビなどで報道された。

考えられたプランは実行に移され，その結果から，さらに良いプランが生み出されていった。初代会長の強引さのせいで，プラン会議は最初から積極的に活動をした。プラン会議の 12 年間の活動は，試行錯誤の連続であった。その中で，プラン会議ならでの事業がいくつか形成され，少しずつ未来の町づくりの絵が描かれていった[33]。

プラン会議は，多くの他の町づくり組織と同様に，当初，札幌での物産展や地元でのイベント開催などを考えていた。大きな転機となったのは，東京の明星学園高校の修学旅行の受け入れであった。プラン会議は，この修学旅行の受け入れを決定した。約 40 名の生徒が 2 泊 3 日で，浜中町の漁師や酪農家の家に泊まり，それ

26）*ibid.*, pp. 113-114。
27）*ibid.*, p. 114。
28）伊東（2001），p. 55。
29）「渡部町長は，プラン会議の立ち上げについて伊東に相談を持ちかけている。伊東と渡部との出会いは，ほれた会の会報を作る際，伊東が町長に寄稿を依頼したのがきっかけとなった。町長もほれた会の時の地域住民が感じたのと同じ新鮮さ，閉鎖的になりがちな地域社会における外来者伊東の必要性を感じたのであろうか，以降よく話をするようになったという。そして，伊東は，ほれた会の中心メンバーであったこともあり，自らもプラン会議のメンバーに加わることになった」。藤田（1998），p. 23。
30）*ibid.*, p. 58。
31）32）*ibid.*, p. 59。
33）*ibid.*, pp. 59-60。

ぞれの時間を過ごした。この修学旅行生のホームステイは，プラン会議のメンバーに「交流による町づくり」を模索させるきっかけになった[34]。

その翌年からは，大阪上宮太子高校の修学旅行も受け入れた。これにより受け入れ生徒数は200名を超えた。規模の拡大に比例して，受け入れの負担は大きくなった。しかし，漁協，農協，商工会，浜中町が協力体制を維持し，２泊３日の修学旅行生のホームステイを受け入れていった。このことは，滞在交流による地域振興の大きな実験であった。また，プラン会議が最終報告書の中で提案した「エコツーリズムによる町づくり」の実証の場でもあった[35]。

体験による交流型の町づくりを考えていたプラン会議のメンバーは，渡部町長に対して，観光客が滞在できるメニューの提供と環境教育を進められる「アメリカ型のビジターセンター」を浜中町に設置するよう提案した[36]。

（３）政府（浜中町）

浜中町も当時，プラン会議の動きの影響もあって，独自に観光振興への方向性を模索していた。前町長の立てた総合計画が見直される時期でもあった。したがって，1989年には「地域活性化構想」をまとめる方針を決めていた[37]。

これを受けて，1987年８月，浜中町も，観光振興の方向性を探るため，町内の宿泊施設・喫茶店と観光地（琵琶瀬展望台・霧多布岬）において，観光客622名を対象とするアンケート調査を試みた。このデータは，浜中町内部で観光振興への展望を方向付ける結果となった[38]。

1989年，浜中町はプラン会議と共同で，「地域活性化構想」を作成した。この構想の作成に際しては，①観光客アンケート調査のデータや②プラン会議がこれまで提出してきた提言が参考にされた。「地域活性化構想」は，自然保全・一次産業の振興・観光振興を目的として，①湿原学習施設や一次産業をテーマにした施設の建設，② 1.5次産業の振興・開発と自然をテーマにした観光産業の振興，③霧多布湿原ファンクラブとの協力関係などの具体的方策を含んでいた[39]。

1990年10月頃には，1993年６月のラムサール条約釧路会議の開催が決まっていた[40]。

1991年の浜中町議会において，霧多布湿原がラムサール条約の登録湿地になることを推進していくことが確認された。こうした状況のなかで，1990年，浜中町は，上述の「地域活性化構想」を組み込んだ「第３期総合計画」を決定した[41]。

それからしばらくして，浜中町は「霧多布湿原センター」の建設構想を発表した。渡部町長は伊東を呼び，この霧多布湿原センターの運営計画を作るよう依頼した。当時，センターの建設計画は，周囲から反対されていた。少数の議員や職員だけが，センター建設の意義を理解し，渡部町長を支持していたに過ぎない。渡部町長は政治生命をかけて，霧多布湿原センターを建設した[42]。

1991年，浜中町教育委員会は，「湿原ガイド講座」を主催した。この講座は，1989年に浜中町とプラン会議が共同で作成した「地域活性化構想」の中で位置付けられていた施策である。講座は，主に観光客に湿原の価値を説明できる人材の育成を目指していた。1991年度の人づくり推進補助額は100万8,000円，参加者は167名であった[43]。

1992年４月，浜中町は，タンチョウの営巣地が３ケ所ある，約140ヘクタールの湿原民有地を買い上げた[44]。この湿原が1,500万円で競

34）*ibid.*, pp. 61-62。
35）36）*ibid.*, pp. 62-63。
37）中俣（2001），pp. 110-111。
38）*ibid.*, pp. 110-111。
39）*ibid.*, p. 111。
40）『北海道新聞』（1990年11月23日，朝刊）。
41）中俣（2001），p. 111。
42）伊東（2001），p. 66。
43）*ibid.*, p. 112。
44）中俣（2001），p. 111。

売にかけられ，観光業者に買収されようとしていた。ファンクラブは，湿原の破壊を防ぐために湿原の買い取りを考えたが，必要な資金が足りなかった。そこで，渡部町長に買い上げの要請を行った。

渡部町長は，ファンクラブの顧問でもあり，以前からファンクラブの活動に対して理解を示していた。この話がファンクラブから伝えられると，彼は，「町の自然資源だから町が何らかの対処をするべきだ」という考えにもとづいて，土地の買収を決定した。その後，浜中町の行政の方針に理解を示したまとめ役の浜中農協が，積極的に動き，浜中町土地開発公社への売却が実現した[45]。

1993 年，浜中町は，当時自治省で行われていたリーディング・プロジェクト「自然とふれあいの里づくり」の指定要請を行い，指定を受けた。この事業により湿原学習施設は「湿原観察センター」という名称になり，湿原内の木道（500m）の設置とあわせて，建設計画が決まった[46]。

1993 年 5 月 1 日，浜中町は，政策として掲げた「自然を生かした町づくり」の一環として，霧多布湿原センターを総事業費約 9 億 5,000 万円で完成させた。センターの使命は，この町の政策にそって，ビジターに応じた情報の提供と環境教育を行うことであった。提供される情報，展示，催しものの全ては，環境教育の視点から提供された。予算が限られている町の運営だけでは，センターのサービスは硬直化することが予想された。そこで，センターのミュージアムショップとコーヒーショップのサービス部門を民間の支援団体に運営させることにした。

渡部町長は，民間の支援団体の運営が公共の利益につながることを理解し，これを承認した。そして，センターのオープンにあわせて，民間の支援団体である「霧多布湿原センター友の会」が組織され，友の会がサービス部門の運営を支援協力した。友の会は，サービス部門の運営を中心にして，地域の人々や観光に訪れる人々に対してくつろぎの空間を提供することと，エコツアーの確立を目指して，センターの運営のパートナーとして活動した[47]。

1993 年 5 月 19 日，霧多布湿原は，釧路湿原とともに，ラムサール条約の登録湿地になった。半月後の 6 月 9 日から 12 日にかけて，釧路でラムサール条約国際会議が開催された。

（4）第 2 期の小括

第 2 期は，霧多布湿原ファンクラブとプラン会議の発足から，ラムサール条約釧路会議までの期間である。この第 2 期の参加者の行動は次のように整理される（86 頁の表 1 の第 2 列）。

①　協働アクティビスト

第 2 期の協働アクティビストは，第 1 期に登場した伊東俊和である。伊東は，第 2 期の初めに，第 1 期の霧多布湿原にほれた会に代わる霧多布湿原ファンクラブを新たに立ち上げた。伊東と同様に，第 1 期に登場した協働アクティビストの渡部和雄浜中町長は，浜中 21 世紀プラン会議を発足させるとともに，その活動を支援した。

②　参加者

第 1 期に登場した 4 つの参加者は，第 2 期もこのプロジェクトにとどまった。第 2 期の新たな参加者は，⑤ファンクラブ＆プラン会議，⑥漁協・農協・商工会の 2 つである。

③　協働の場

第 2 期の場は，第 1 期の 3 つの場に加えて，新たに設定された④ファンクラブ＆プラン会議の会合の 4 つである。④のファンクラブ＆プラン会議の会合において，青年たちは，解決策を生成・特定化した。解決策は実行に移され，その結果をもとに，さらにより良い解決策を生成・特定化した。

45）藤田（1998），p. 36。
46）*ibid.*, p. 111。
47）伊東（2001），pp. 69-70。

④　問題の流れ

第２期においては，新たな問題は認識・定義されなかった。

⑤　解決策の流れ

第２期においては，解決策の窓①「ファンクラブによる仲の浜地区湿原民有地の借り上げの実施」が開き，新たな解決策②「湿原民有地の借り上げ保全案」が生成・特定化された。解決策②は，解決策①「湿原民有地の買い取り保全案」に比べれば，はるかに実現可能性の高い解決策であった。解決策②は，第１期から浮遊している解決策①とともに，解決策の窓①を通って，活動の流れに流入し浮遊した。上述のように，保全の最善の解決策は，民有地を「買う」ことであった。しかし，ファンクラブにはそれだけの資金力はなかった。そこで民有地を借りるという解決策が考え出された。借り手は，ファンクラブを支援する全国の会員であった[48]。会員はすぐに 1,000 人を超え増え続けた。町内や行政の人々は，この拡がりの大きさを霧多布湿原への感心や魅力の大きさとして受け取った[49]。

⑥　組織のやる気の流れ

第２期においては，組織のやる気の窓①「ファンクラブ＆プラン会議の発足」が開き，組織のやる気①「ファンクラブ＆プラン会議のやる気」が高まり，開いている組織のやる気の窓①を通って，活動の流れに流入し浮遊した。次いで，組織のやる気の窓②「ラムサール条約釧路会議の開催決定による霧多布湿原登録への期待」が開き，組織のやる気②「浜中町のやる気」が高まり，開いている組織のやる気の窓②を通って，活動の流れに流入し浮遊した。

⑦　活動の流れ

第２期においては，②地主の好意により地代無料化，③町による湿原民有地（瞼暮帰島）の買い取り，④町による湿原民有地（奥琵琶瀬）の買い取り，⑤ファンクラブによる琵琶瀬地区の借り上げ，⑥町による湿原民有地（榊町）の買い取りと２回の贈与の受け入れの活動が展開された。

⑧　４つの結び付き

第２期においては，アジェンダ（問題①−②）は，第１期と全く変わらず，抽象的で不十分な内容しか備えていなかった。他方，諸解決策(解決策①−②)，組織のやる気状況（組織のやる気①−②），活動状況（活動①−⑥）の３つはいずれも，第１期に比してより具体的な内容を備え，部分的に結び付いていた。その結果，霧多布湿原はラムサール条約の登録湿地になった（活動⑦）。

３．ラムサール条約釧路会議から霧多布湿原トラスト設立に向けての協働実現期（第３期 1994 年６月〜2000 年１月）

（１）NPO（ファンクラブ）

この第３期になると，第２期にファンクラブが行った活動が，浜中町の外部でも次第に評価されるようになった。1992 年に「第 10 回朝日森林文化賞」，1993 年に「北海道地域づくり優良事例」北海道知事賞，1997 年に「北海道地域文化選奨賞」等を受けた。これらの受賞がマスコミで報道された。その結果，浜中町以外の他団体からも助成を得られるようになり，ファンクラブの活動は，さらに多様なものになった[50]。

たとえば，13 ヘクタールの湿原を借り上げ木道を整備し 1998 年３月に完成した「橋本湿原公園」は，北海道釧路支庁の地域振興基金から 90 万円と浜中町等の 45 万円を充当して行われた事業である。湿原風景の回復を目的にしたドサンコ放牧柵の整備は，北海道の「地域景観整備事業」として行われた。この事業には，ファンクラブ，釧路支庁，浜中町，建設組合等の 13 団体が参加した。このように，第３期のファン

48）49）*ibid.*, p. 53。

50）中俣（2001），p. 114。

年表３　ラムサール条約釧路会議から霧多布湿原トラスト設立までの協働実現期
（第３期 1993 年６月～2000 年１月）

	ＮＰＯ	政　府	企　業
1993 年 6 月以降	「北海道地域づくり優良事例」の１つとして北海道知事賞を受ける（12 月）。	「ラムサール条約釧路会議」が開催される（６月９日～12 日）。浜中町が，湿原榊町地区の民有地の一部の寄付を受ける。浜中町が，農業組合所有の湿原 76.7ha を買い取る（６月）。浜中町が，湿原 12ha を町民から寄付される。国設鳥獣保護区の指定を受ける。自治省指定の推進事業にもとづく木道が完成（12 月）。	
1994 年	会員が 4000 人に（８月）。湿原センター前の私有地３ha を借り上げ，木道を設置。	浜中町が，湿原学術研究支援制度を開始（４月）。豪州のニューキャッスル市と釧路・厚岸・浜中町が，国際姉妹湿地の提携（８月）。	
1995 年	湿原民有地の地主から土地の買い上げを要請される。		
1996 年	霧多布湿原３ha（民有地）を借上げ「橋本木道公園」とする（３月）。「橋本木道公園」に木道と観察デッキを設置（８月）。	浜中町立霧多布高校が「湿原を含む郷土の自然」に関する講義を展開（４月）。	
1997 年	「北海道地域文化選奨賞」を受ける（２月）。湿原後背地の森に散策路ウッドチップトレイルを整備。	小林章町長（２期目）（１月）。	町立霧多布高校が，湿原をテーマにした授業「郷土の自然」を選択科目として認可（２月）。
1998 年	ドサンコ放牧柵を整備（仲の浜地区）（11 月）。プラン会議が「エコミュージアム構想」をまとめる（12 月）。		
1999 年	ＮＰＯ法人化のための申請書を提出（９月 19 日）。霧多布湿原ファンクラブを解散（12 月）。		
2000 年 1 月	ＮＰＯ法人「霧多布湿原トラスト」が設立される（１月 13 日）。	浜名町が，「霧多布湿原トラスト」の法人会員になる（１月）。	キユーピー・ニュースキンジャパン・タカナシ乳業・セブンーイレブンみどりの基金等の企業，JA 浜中，浜中漁協，チリップ漁協，浜中町商工会等，約 50 社が「霧多布湿原トラスト」の法人会員になる（１月）。

クラブの行政との協働は，第２期の渡部町長時代の浜中町との協働とは異なる新たな段階に入ったといえる[51]。

1999 年頃になると，協働アクティビストの伊東俊和は，次のように考えるようになった。「ファンクラブが 1986 年８月に生まれて 15 年が経過していた。ファンクラブの運動は，霧多布湿原全体を公共の財産として残すよう，浜中町に働きかけることであった。その間，浜中町の「第３期総合計画」の中に霧多布湿原の保全

51）*ibid.*, pp. 114-115。

が組み込まれ（1990 年），霧多布湿原センターも完成し（1993 年 5 月 1 日），霧多布湿原はラムサール条約に登録され（1993 年 5 月 19 日），湿原への関心も高まってきた。『湿原を取り巻く民有地の借り上げ』という運動を主体とするファンクラブができることは，ここまでかもしれないという気がしてきた[52]」。

「そんなとき（1995 年頃になると），それまで土地を貸してくれていた地主さんから，『土地を買ってもらえないだろうか』という話が出るようになった。地主さんも高齢となり，相続の問題も出てくる。私たちもこの湿原の所有が分散されることを防ぎたかった。買えれば買いたいところだ。しかし任意団体では支障もあり，何よりも資金がない。一方，町の財政事情は，民有地を買って保全するだけのゆとりはなかった。産業や生活全般にも関わる湿原の保全は，理屈ではできても，町としての現実はどうしようもなかった。そこで私たちはあらためて，土地を購入し，管理していく手立てについて考えることにした[53]」。

「そのころちょうど（1998 年 3 月），『NPO 法案』が国会を通過した。」「ちょうど生まれたこの制度は，私たちの方向を決めるものとなった。私たちはファンクラブを NPO（民間非営利組織）として組織しなおして，あらためて全国に呼びかけ，『ナショナルトラストによる霧多布湿原の保全を図る』という方向を決めた[54]」。

ファンクラブは，13 年 5 カ月の間に，約 3,000 ヘクタール湿原のうち，湿原や周辺の私有地の約 50 ヘクタールを借り上げて，保全を進めた。

（2）NPO（プラン会議）

町長への諮問機関であるプラン会議は，霧多布湿原ファンクラブの影響および自らの実践の中で，「湿原をはじめとする自然景観の保全と観光による地域振興」を具体化するネットワークを形成していった。

1998 年 12 月，プラン会議は「はまなかエコミュージアム構想」をまとめ，浜中町長に答申した。「はまなかエコミュージアム構想」は，プラン会議の 12 年間の実践を通じて形成された考え方である。その内容は，1989 年のプラン会議の提言である「地域活性化構想」および，その提言を受けて浜中町がまとめた「第 3 期総合計画」において述べられている「観光と交流を基本とする地域振興」の考え方である[55]。

1999 年 5 月，プラン会議は，伊東俊和を米国の NPO 運営に関する研修に参加させた。彼はその研修参加に関して次のように述べている。「そこではじめて，市民社会における NPO の力を知った。そこに見たのは，公益的な社会活動をする企業体と言えるようなもので，これまでイメージしていた市民活動とは全く異質のものであった。ファンドレイジングやマネジメントの方法もさることながら，サンプルとしての『NPO のゴール』が見えた思いは，実際に目にしたことによって得られた大きな収穫であった。それらによって，これから創ろうとしている NPO の夢や運営のデザインが描けてきた。アメリカから戻り，新設する NPO の骨格づくりに入った[56]」。

（3）政府（浜中町）

1992 年 12 月，渡部和雄町長が，霧多布湿原センターの完成を見ずに死去した。当時助役で町長代行であった小林章が，渡部町長の後任に就いた。小林町長は，前任の渡部町長の政策を継承しつつ，同時に独自の政策を形成した。小林町長は，ファンクラブの活動に対して地域振興補助金を提供した。しかし，ファンクラブと浜中町の協力関係は，渡部和雄町長時代とは異

52）伊東（2001），p. 71。
53）*ibid.*, p. 71。
54）*ibid.*, pp. 71-72。
55）中俣（2001），pp. 119-120。
56）伊東（2001），pp. 72-73。

なり，必ずしも協調的ではなくなった[57]。

1993 年 5 月に霧多布湿原がラムサール条約登録湿地に指定されたり，全国の湿原自体が注目されるようになったため，霧多布湿原センターの年間来館者数は，次第に増加していった。来館者は，観光客だけでなく，地域住民が含まれるようになった。地域住民は，センターが開催する湿原に関する講演会に参加するようになった。地元の小学校も，湿原を学習する際に霧多布センターを利用するようになった。

1994 年 4 月，浜中町は湿原学術研究支援制度をスタートさせた。この制度は，若手研究者の育成と湿原の科学的基礎資料収集を目的としており，主に浜中町をフィールドとする調査研究に対して助成を行っている。1997 年までに，20 件の調査研究に対して総額 340 万円が助成された。このうち浜中町で調査を行う研究者には，霧多布湿原センターの中に研究室が設けられている[58]。

この湿原学術研究支援制度は，伊東俊和が 1990 年に米国国立自然公園視察研修に赴いた際，ビジターセンターの中に研究部門があったことに彼が感銘をうけたことに起因している。

1996 年 4 月，浜中町立霧多布高校は，3 年生向けの選択科目として「湿原を含む郷土の自然」に関する 2 単位の講義を展開するようになった。

（4）第 3 期の小括

第 3 期は，霧多布湿原のラムサール条約湿地登録から，霧多布湿原トラストの設立に向けた時期である。この第 3 期の参加者の行動は次のように整理される（86 頁の表 1 の第 3 列）。

57）*ibid*., p. 67，中俣（2001），p. 114。三膳によれば，「渡部和雄町長は，町づくりに積極的であり，伊東と相談しながら，はまなか 21 世紀プラン会議のメンバーを一本釣りで集めた。.三膳時子への聴取調査（2007 年 8 月 28 日）。

58）藤田（2000），p. 39。

①　協働アクティビスト

第 2 期の終わりに，突然，渡部町長が亡くなった。このため第 3 期の協働アクティビストは伊東俊和 1 人となった。

②　参加者

第 3 期の参加者は，第 2 期の 6 つの参加者が全てとどまり，新たに⑦霧多布湿原センター友の会が加わった。

③　協働の場

第 3 期に新たに設けられた 5 つ目の協働の場は，霧多布湿原センターである。霧多布湿原センターは観光課の所管であり，町の観光振興の拠点である。NPO である霧多布湿原センター友の会は，この霧多布湿原センターの運営に協力するようになった。

④　問題の流れ

第 3 期においては，まず問題の窓③「湿原民有地地主からの買い取り要請」が開き，問題③「地主からの買い取り要請への対応」が認識・定義され，次に問題の窓④「『はまなかエコミュージアム構想』」の提言」が開き，問題④「はまなかエコミュージアム構想」が認識・定義された。これら 2 つの問題は，それぞれ開いた問題の窓③と④を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑤　解決策の流れ

第 3 期においては，解決策の窓②「NPO 法の施行」が開き解決策③「NPO 法人霧多布湿原トラスト設立申請書」が生成・特定化された。この解決策③は，開いた解決策の窓②を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑥　組織のやる気の流れ

第 3 期においては，組織のやる気の窓③「プラン会議による伊東俊和の米国 NPO 研修派遣」が開き，組織のやる気③「ファンクラブ＆プラン会議の一層のやる気」が高まった。この組織のやる気③は，開いている組織のやる気の窓③を通って，活動の流れに流入し浮遊した。

⑦　活動の流れ

第 3 期においては，⑧町が湿原学術研究支援

制度を開始，⑨民有地の借り上げによる橋本木道公園の設置，⑩霧多布高校での「湿原を含む郷土の自然」講義の開始，等の活動が展開された。

⑧　４つの結び付き

第３期においては，アジェンダ（問題①−④），諸解決策（解決策①−③），組織のやる気状況（組織のやる気①−③），活動状況（活動①−⑩）の４つはいずれも，第２期に比してさらに具体的で十分な内容を備え，相互に結び付き１つのパッケージを構成した。その結果，新たな協働であるNPO法人霧多布湿原トラストが設立され，浜中町やキユーピー等は，トラストの法人会員になった（活動⑪）。

４．霧多布湿原トラストを中心とする協働展開期（第４期 2000年２月～現在）

（１）NPO（霧多布湿原トラスト）

2001年１月13日，正式に「特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト」が発足した。同時に，霧多布湿原ファンクラブは解散し，これまでの活動は，霧多布湿原トラストに継承されることになった。こうして，市民を基盤としたナショナルトラストによる霧多布湿原保全に向けての新たな活動がスタートした[59]。

NPO法人である霧多布湿原トラストが責任ある経営を展開するためには，①組織のミッション，②理事，③運営資金の３つが重要であった。同じ市民活動ではあっても，NPO法人であるトラストの責任は，任意団体であったファンクラブの責任とは全く異なっていた[60]。

①の組織のミッションに関しては，霧多布湿原トラストは「美しい環境の住み良い町づくり」を目指している。ミッションは「この湿原を子どもたちへ」という言葉で表わされている。この言葉は，住み良い地域環境を象徴するものとして，霧多布湿原の保全が欠かせないものだと考えられているからだ。会員カードに書かれている「We Have a Dream」は，その夢を描いたものだ[61]。

②の理事に関しては，これまでファンクラブを運営してきたスタッフは，全員，NPO法人の理事に就任した。NPO法人がナショナルトラストによる保全活動を進めるためには，湿原を科学的に捉えることが重要であった。この点を考慮して，湿原研究者１人が理事に就任した。民有地の買収に際しては，土地取引に必要な手続きや法律に詳しい人材が不可欠である。そこで，当初からのファンクラブ会員であり，組織の運営や土地の売買に関する知識が豊かな地元の１人と税理士１名が，それぞれ理事に就任した[62]。

NPO法人の理事長には三膳時子が就任した。ナショナルトラストを進めていく際には，土地に関する利害にも関与することになる。さらに湿原保全上の難しい問題に直面することも予想された。そのような場合，トラストを明るくまとめるとともに，より良い方向性を示せる柔軟性が不可欠である。他の理事たちは，彼女がそのような柔軟性を備えていることを認めていた。彼女は，これまでファンクラブの事務局をボランティアで手伝っており，組織の内容もよく理解し，新理事長に適任であった[63]。

③の運営資金に関しては，2000年度の場合，会費収入が約173万円，助成金収入が約269万円，寄付金収入が約3,944万円，自然啓発活動収入が約783万円，預金利息が約５千円，収益事業収入が4,016万円である。発足４年半後の2004年５月，トラストは，国税庁によって認定NPO法人として認められた。認定NPO法人の場合，寄付をしてくれた相手が税の軽減を受けられる。このため企業などからの寄付を受

59）60）伊東（2001），p. 73。

61）*ibid.*, pp. 73-74。
62）*ibid.*, p. 74。
63）*ibid.*, pp. 75-76。

年表４　霧多布湿原トラストを中心とする協働展開期（第４期 2000 年２月～現在）

	N　P　O	政　府	企　業
2000 年 ２月以降	「プラン会議」が解散（３月）。トラストが，湿原周辺のゴミを収集（６月-11 月）。トラストが，ナショナルトラスト運動を開始（７月）。霧多布湿原トラストインフォメーションセンターがオープン（９月）。トラストが仲の浜地区借り上げ地 10.8ha を購入（10 月）。霧多布湿原クリーンアップ事業を開始。霧多布湿原トラストの活動への支援を目的とした「バードソン 2000」を開催。	浜中町が，第４期総合計画をまとめる（２月 25 日）。	大地みらい信金（当時は厚岸信金）が，トラストにインフォメーションセンターの建設資金 1,400 万円を融資する。インフォメーションセンターで，地元産品がトラストによって販売される（９月）。
2001 年	地域セミナー開催（４-５月）。トラストが湿原復元調査を開始（７-９月）。トラストが，会員向けにチーズセットを販売（11 月）。トラストが，３件 7.6ha の民有地を購入。霧多布湿原が「北海道遺産」に選定される。	石本豊が町長に（１期目）（１月）。浜中町が，ゴミ収集事業を予算化した（４月）。浜中町がトラストに対し法人町民税を減免。浜中町が，エコツアーの研究会を開催（12 月 13 日）。	
2002 年	霧多布湿原テーマ曲完成（３月）。湿原の保全活動資金を募るためのバードソンが行われ，トラストが寄付を受ける（６月４日）。トラストが湿原の生態解明を始める（８月）。トラストが「北のくらし大賞」を受ける（12 月）。「霧多布湿原ファンクラブ東京支部」が誕生（12 月）。トラストが７件 198ha の民有地を購入。	浜中町が，2002 年度からトラストに対して固定資産税と軽自動車税，特別土地保有税の３税を減免する方針を決定（１月）。	浜中町農協が土地をトラストに売却するのではなく，売却分の５％をトラストと共同保有する。セブンイレブンの「みどりの基金」が，トラストに資金提供を決める。
2003 年	トラストによる民有地購入が 200ha を超す（１月）。緑の回廊づくりの調査・計画づくりを受託する（２月）。釧路管内 NPO フォーラム開催（６月），トラストの会員が 2,248 人と 56 団体に（７月１日現在）。買上保全用地への看板設置（11 月）。	北海道が，釧路環境人材育成ミーティングを開催（３月 26 日）。	浜中町酪農振興連合会が，「緑の回廊づくり」宣言を行う（２月）。北海道郵政局が霧多布湿原をふるさと切手に採用（12 月）。
2004 年	トラストが認定 NPO 法人となる（６月）。トラストが湿原約 15ha を新たに購入し「奥琵琶瀬野鳥公園」を新たに整備（11 月）。		
2005 年	トラストが，環境省「第１回エコツーリズム大賞」の特別賞を受賞（５月 20 日）。	長谷川徳幸が町長に（１期目）（１月），霧多布湿原センター「友の会」が解散（３月）。浜中町が，トラストに霧多布湿原センターの運営を委託（４月１日）。	釧路地区農協組合長会が，トラストに 20 万円を寄付する（９月）。
2006 年	トラストが，総務大臣表彰を受ける（１月）。トラストが「ラムサールネットワーク」の設立会議に出席（９月５日）。		

けやすくなった[64]。

2000 年 6 月から 11 月にかけて，湿原周辺などに捨てられた空き缶などのゴミ収集を行った[65]。

2000 年 9 月，トラストは，湿原の玄関口に活動拠点となる「インフォメーションセンター」をオープンさせた[66]。

2000 年 10 月，トラストは，仲の浜地区など 3 カ所の借上地 10.8 ヘクタールを購入した。

これまでに企業からの大口の寄付や会員から約 3,500 万円の寄付金を受け，これらの寄付金の一部を活用して 3 カ所の土地を購入した。さらに，借り上げ保全に関しても，160 ヘクタールの契約がまとまった[67]。

2000 年末には，トラストの会員は，道内外合わせて 1,000 名を超えた。

2001 年 7 月，トラストは，湿原内の町有地で湿原の復元事業に着手した。埋め立てられた湿原の修復を図ることによって，植生などがどのように復元するかを 3 年間かけて調査し，環境教育の生きた教材として活用することを決定した[68]。

2002 年 8 月，トラストは，浜中町などの助成を受け，湿原に生息する生物リスト作りに取り組むことを開始した。湿原の生態全般に関する本格的な調査は，これまで行われていなかった。本調査は，湿原内に約十カ所の調査地点を設け，植物，鳥類，昆虫，魚類，爬虫類などに関して，それぞれの専門家に調査を委託する形で進められている。このほか，学生や地元の小中学生たちに，湿原内で確認した生物を報告してもらう形でリストを補強している[69]。

2002 年末までに，トラストが買い取った湿原内の民有地は，200 ヘクタールの大台を突破した。

2000 年 1 月に発足したトラストは，2000 年に 3 件 10.8 ヘクタール，2001 年に 3 件 7.6 ヘクタールの民有地をそれぞれ購入したのに続き，2002 年には 7 件 198 ヘクタールを新規に購入した。これまでは，海岸線に近い道道沿いの土地を中心に購入してきた。

一方，2002 年には，トラストは，浜中町農協の所有地（139 ヘクタール）や競売物件（15 ヘクタール）など山林に近い湿地を多く購入した。湿原の上流部に位置するこれらの土地の保全は，湿原の水質を維持するうえで重要である[70]。

2002 年からは，酪農家が自らの開拓地を一部拠出し，酪農地帯の自然や環境を再生しようとする「緑の回廊づくり」を，農協や浜中町と協働して進めるようになった。

2003 年 1 月，個人会員が 2,000 名，法人会員が 54 社となり，トラストは会費と寄付金で運営されるようになった。

2004 年 11 月，トラストは，奥琵琶瀬の湿原約 5 ヘクタールを新たに購入し，付近に木道などを増設し，「奥琵琶瀬野鳥公園」として整備した。新たに購入した土地は，従来は地元の地権者から借りていたものである。ただし，一部の土地は，地元の漁業者が船揚場として使用することで合意した[71]。

2006 年 6 月，北海道内の 12 のラムサール条約登録湿地の関係者が連携し「ラムサールネットワーク」の設立会議を開催した[72]。

トラストのメンバーは，これまでの活動をとおして，地域の湿原保全は，自然保護の観点だけでなく，町づくりの視点からも行われることがふさわしいと実感していた。霧多布湿原の保全も，まさにその位置づけが必要であると考えられた。その根底にあるのは言うまでもなく「人」であり，その「人づくり」を支える大き

64）『朝日新聞』（2004 年 5 月 26 日，朝刊）。
65）『北海道新聞』（2000 年 12 月 9 日，朝刊）。
66）霧多布湿原トラスト Web ページ。
67）『北海道新聞』（2000 年 10 月 26 日，朝刊）。
68）『北海道新聞』（2001 年 7 月 29 日，朝刊）。
69）『東京読売新聞』（2002 年 8 月 27 日，朝刊）。
70）『北海道新聞』（2003 日 1 月 15 日，朝刊）。
71）『北海道新聞』（2004 年 11 月 3 日，朝刊）。
72）『朝日新聞』（2006 年 9 月 6 日，朝刊）。

な力となるのが「環境教育」であると考えている[73]。

霧多布湿原センターでも，その運営の中で環境教育が系統立てて推進された。学校との連携をとって授業への協力も積極的に行われている。さらに，一般入館者に対してもその視点が持たれ，展示や提供するパンフレット，あるいはくつろぎの空間づくりということにその意図が表されている。さらに外部からのツアーに対しても，環境教育の観点から，地元の人々をつないだ「エコツアー」を企画している。

霧多布湿原トラストは，2001 年度の事業として，地域を対象にしたセミナーや，学校と連携した環境教育への取り組みを始めた。トラストのメンバーは，地域全体の力をつなぐ環境教育の仕組みが必要になったと考えられている[74]。

（２）政府（浜中町）

2000 年１月，浜中町は，新たに設立された NPO 法人「霧多布湿原トラスト」の会員になった。

2000 年２月，浜中町は「第４期総合計画」をまとめた。この「第４期総合計画」には，1998 年 12 月にプラン会議がまとめた提言「エコミュージアム構想」の考え方が，取り込まれている。なお，同年３月，浜中町長の諮問機関であったプラン会議は，14 年間の役割を終え解散した。

2001 年，浜中町は，上述のトラストによる湿原周辺のゴミ収集作業を 2001 年度事業に組み込み予算化した。

2002 年１月，浜中町は，NPO 法人に対して，以前から免除してきた法人町民税に加え，新年度から固定資産税と軽自動車税，特別土地保有税の３税の減免を決定し，実行した。この３税の減免は，町内唯一の NPO 法人であるトラストの負担軽減につながり，霧多布湿原の保全を促進することになった。

2005 年３月，浜中町は，霧多布湿原センターの運営をトラストに委託することを正式に決定した。これまでは，浜中町が臨時職員を含め３名の職員で運営し，ほかに有志による「湿原センター友の会」の２名がコーヒーショップや売店などを担当していた。しかし，浜中町は，管理の効率化などを図るため，「指定管理者制度」を導入し，運営をトラストに委託することでトラスト側と合意した。委託金額は年間 2,750 万円である[75]。

（３）企業（キユーピー）等

2000 年１月，NPO 法人「霧多布湿原トラスト」の設立に際して，食品メーカーのキユーピー，地元に工場を持つ高梨乳業，ヘルス企業のニュースキンジャパン等の多くの企業，浜中農協，浜中漁協，浜中商工会等，約 50 社が，法人会員になり支援することを決定した[76]。

2002 年，浜中町農協は，湿原の上流部に位置する所有地（139 ヘクタール）をトラストに売却した。浜中町農協は，単に土地を売却するだけでなく，売却分の５％をトラストとの間で引き続き共同保有することを決めた。浜中町農協は「環境と調和した酪農」を生乳の販売戦略に掲げている。この売却は，「所有権は移っても，湿原の環境には引き続き関与するとのメッセージを込めた」ものである。

同じ 2002 年，セブンイレブンの店頭にある募金箱に寄せられた募金を管理する「みどりの基金」（本部・東京）が，トラストと全国初のパートナーシップ契約を結び，トラスト運動のための資金提供を行いながら，ともに霧多布湿原の環境保全に乗り出すことを決めた[77]。

湿原内には，約 1,000 ヘクタールの民有地が存在する。2000 年，2001 年，2002 年の３年間

73）伊東（2001），p. 80。
74）*ibid.*, pp. 81-82。
75）『北海道新聞』（2005 年２月１日，朝刊）。
76）伊東（2001），p. 78。
77）『北海道新聞』（2003 年１月 15 日，朝刊）。

でトラストは，このうちの５分の１を購入した。一般町民からの土地売却の相談も増え，子どもたちに湿原の自然を残そうという活動の趣旨が浸透しつつある。

2005 年９月，釧路地区農協組合長会は，地域の環境維持・保全を目指しチャリティー募金を実施し，このうち 20 万円を霧多布湿原トラストに寄付した[78]。

（４）第４期の小括

第４期は，2000 年１月以降の NPO 法人霧多布湿原トラストを中心とする戦略的協働が，広範に展開されるようになった時期である。この第４期の参加者の行動は次のように整理される（86 頁の表１の第４列）。

①　協働アクティビスト

第４期においては，協働アクティビストはみられない。ひとたび戦略的協働が実現した以降においては，協働アクティビストは必ずしも必要ではないと考えられる。

②　参加者

第４期の初めに，第３期の７つの参加者のうち，⑥のファンクラブ＆プラン会議が解散した。この⑥に代わって，⑧霧多布湿原トラストが参加者となった。霧多布湿原トラストは，任意団体の霧多布湿原ファンクラブの場合とは異なり，行政，農協，一部の地主から，より公益性の高い組織として認識されるようになった。さらに⑨ニュースキンジャパン，⑩タカナシ乳業，⑪セブンイレブンみどりの基金も参加者になった。

③　協働の場

第４期においては，第３期の協働の場である④のファンクラブ＆プラン会議の会合がなくなった。その結果，第４期の協働の場は，①霧多布湿原，②喫茶店てんぼうだい，③浜中町観光課，⑤霧多布湿原センターの４つである。

④　問題の流れ

第４期においては，第３期と同様に，アジェンダ（問題①−④）が活動の流れの中で浮遊していた。

⑤　解決策の流れ

第４期においては，いかなる新たな解決策も解決策の流れの中に投げ込まれなかった。したがって，第４期の諸解決策（解決策①−③）は第３期と同じであった。

⑥　組織のやる気の流れ

第４期においては，組織のやる気の窓④「霧多布湿原トラストの活動開始」が開き，組織のやる気④「霧多布湿原トラストのやる気」が高まった。この組織のやる気④は，開いているやる気の窓④を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑦　活動の流れ

第４期においては，⑫トラストによるナショナルトラスト運動の開始，⑬インフォメーションセンターのオープン，⑭仲の浜地区借上地の買い取り保全，⑮トラストによる湿原復旧事業の開始，⑯浜中町によるトラストに対する法人町民税の減免，⑰浜中町によるエコツアー研究会の開催，⑱トラストによる湿原の生態調査を実施，⑲浜中町によるトラストに対する固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税の減免，⑳浜中農協とトラストとの土地の共同保有，㉑みどりの基金によるトラストに対する資金提供，㉒北海道による釧路環境人材ミーティングの設立，等の活動が展開された。

⑧　４つの結び付き

第４期においては，アジェンダ（問題①−④）と諸解決策（解決策①−③）の２つは，第３期と全く変わらなかった。他方，組織のやる気状況（組織のやる気②，④）と活動状況（活動①−㉒）の２つは，第３期に比してさらに具体的で十分な内容を備えた。そしてアジェンダ，諸解決策，組織のやる気状況，活動状況の４つは，相互に結び付き１つのパッケージを構成した。その結果，NPO 法人霧多布湿原トラストは，認定 NPO 法人になり（活動㉓），ナショナルトラスト運動の本格的展開のための新たな基盤

78)『北海道新聞』（2005 年９月 28 日，朝刊）。

を獲得した。

Ⅲ　北海道グリーンファンド[79]

1．抵抗型の脱原発運動の限界とその認識の協働前史（第1期 1996 年 12 月以前）

（1）政府（国の原子力開発推進政策）

1953 年 12 月 8 日，当時の米国大統領であったアイゼンハワーは，国際連合の第 8 回総会において，原子力の平和利用を訴える「アトムズ・フォー・ピース（Atoms for Peace）」演説を行った。この演説が契機となって，わが国および世界において，原子力開発が具体的な課題となった[80]。

わが国政府は，原子力開発を国策のひとつに掲げ，1955 年 12 月 19 日，原子力基本法を制定した[81]。これは，平和目的に限定した原子力の研究，開発および利用を民主的な運営の下，自主的に行うことを定めた法律である[82]。翌 1956 年 1 月 1 日，原子力基本法の第 4 条に定められた原子力委員会が発足した。内閣府に置かれた原子力委員会は，設置以来現在に至るまで「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」を，定期的に（ほぼ 4 ～ 6 年間隔で）策定・公表している[83]。

1957 年 8 月 27 日，（財）日本原子力研究所（現・独立行政機構日本原子力開発機構[84]）が茨城県東海村に建設した研究用原子炉 1 号機（JRR-1）において，わが国最初の核分裂連鎖反応，いわゆる臨界が達成された[85]。また，1962 年 9 月 12 日には，国産の研究用原子炉 1 号機（JRR-3）が臨界に達した。翌 1963 年 10 月 26 日，同研究所の動力試験炉（JPDR）において，わが国で最初の原子力を利用した発電が成功した[86]。

これら原子炉および原子力発電の実験・研究を経て，1966 年 7 月 25 日，日本原子力発電（株）の東海発電所において，日本初の商業用原子炉による営業運転が開始された[87]。これを嚆矢として，民間電力会社による商業用原子炉の建設・運転が徐々に進められていった。1980 年代になると，原発の建設は一段と加速化していく。これには，1970 年代にわが国が直面した 2 度の石油危機が大きな影響を与えていた。

1993 年の，総務庁（当時）によるエネルギーに関する規制緩和への提言を契機に，1995 年 4 月 21 日，31 年ぶりに電気事業法が改正され，同年 12 月 1 日に施行された。

この法改正の結果，具体的には，以下の 5 点

79）本節の北海道グリーファンドに関連する記述は，北海道グリーンファンド専務理事・杉山さかえに対する聴取調査（2007 年 11 月 15 日），同事務局長・鈴木亨に対する聴取調査（2007 年 11 月 26 日），北海道計器工業株式会社・取締役社長岩浪國洋に対する聴取調査（2007 年 12 月 14 日），藤井（2007），長谷川（2001），北海道グリーファンド監修（1999），北海道グリーンファンド Web ページ，亀森（2006），大室（2006），鈴木（2002），高浦（2007），樽見（2003）に基づいている。

80）原子力未来研究会（2003），p. 49，p. 52。

81）同法第 1 条には「原子力の研究，開発及び利用を推進することによつて，将来におけるエネルギー資源を確保し，学術の進歩と産業の振興とを図り，もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」と記されている。

82）内閣府原子力委員会 Web ページ（http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/index.htm）。

83）2005 年には，今後 10 年間程度を 1 つの目安とする新たな計画の策定を目的に，この長期計画は「原子力政策大綱」と改められた。

84）旧・日本原子力研究所と旧・核燃料サイクル開発機構とが，2005 年 10 月に統合されて，現在の組織になった。

85）86）http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/as-tokai/01jigyosyo/j01genke.htm

87）日本初の商業用原子炉である東海発電所は，1998 年 3 月 31 日，31 年 8 ヵ月におよぶ営業運転を停止した。2001 年 12 月 4 日より，約 17 年もの長期計画にもとづく廃止措置が進行中である。原子力発電所の廃止にあたっては，原子炉以外の附属設備等をまず撤去し，原子炉領域は，放射能の減衰を待つために約 10 年間の安全貯蔵を経た後，解体撤去される予定である（日本原子力発電（株）Web ページ，http://www.japc.co.jp/haishi/）。

が規制緩和された[88]。(1)電力会社（一般電気事業者）以外の事業者，すなわち，独立系発電事業者（IPP：Independent Power Producer）による電力会社に対する売電（卸売）が可能となった。(2)電力会社に対する卸売料金の規制緩和により，電力会社が IPP 等から入札により電気を購入する場合の認可が不要となった。(3)新規事業者が電力会社の送電線を使って他の電力会社に送電する「卸託送」の規制が緩和された。これら 3 点は，発電事業への新規参入拡大を意図したものである。加えて，(4)料金規制の見直し・緩和が実施され[89]，(5)保安規制が合理化された。こうして，電力自由化の流れが緒についたのである。

（2）NPO（生活クラブ生協，さようなら原子力発電の会，泊原発凍結！道民の会）

北海道グリーンファンドの現・理事長である杉山さかゑは，1981 年，夫の転勤にともない千葉県から北海道に転居してきた。彼女は，家族に安全な食べ物を食べさせたいとの想いから「生活クラブ生活協同組合北海道[90]」（以下，生活クラブ生協と略記することがある）の設立に携わった。1986 年，杉山は，同組合の理事長に就任した[91]。

1986 年 4 月 26 日，旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所 4 号炉で爆発事故が発生した[92]。この原発事故のせいで翌 87 年，生活クラブ生協が取り扱っていた無農薬栽培の茶葉からも，放射性物質のセシウム 137 が 274 ベクレル検出されるという事件が発生した[93]。この出来事を契機として，生活クラブ生協は，「原発反対・脱原子力社会」を目指す運動に本格的に取り組み始めることになった。こうした流れを受けて，1986 年，生活クラブ生協のメンバーを中心として，さようなら原子力発電の会（現・脱原発・市民エネルギー委員会）も設置された。

原子力による発電は，一般に二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しにくいので「クリーンな電力」とされる。しかしながら，発電コストは高いとされ，使用済み核燃料の処理や再処理には未解決の問題が多く，何よりも安全性に関する漠然とした不安感が否めない。

1988 年 7 月 5 日，全道労協など 7 団体でつくる北海道原発反対共闘会議の幹事会において，泊原発 1 号機の営業運転開始の是非を道民投票で問う道条例の制定を求めて，直接請求運動を開始することが決まった。具体的には，生活クラブ生協や全北海道労働者組合協議会（全道労協）を中心に構成する「泊原発凍結！道民の会」を運動本部として，直接請求の実現に向け，翌 6 日から全道 100 万人の署名獲得運動が展開された[94]。

精力的な活動の結果，最終的には約 103 万人分もの署名が集まった[95]。「このままだと，否

88）電気事業連合会 Web ページ（http://www.fepc.or.jp/dereg/process/001.html），経済産業省 Web ページ（http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2007energyhtml/html/3-7-1-1.html）。

89）具体的には，1）ヤードスティック査定の導入，2）選択約款の導入，3）燃料費調整制度の導入，4）経営効率化制度の見直しを指す（経済産業省 Web ページ；同上）。

90）設立は 1982 年 12 月 5 日である。2006 年度の会員数は 12,947 名。（生活クラブ生協 Web ページ；http://www.s-coop.or.jp/n_guidance/index.html）

91）大室（2006），p. 68。

92）事故によって大気中に撒き散らかされた放射性物質は，事故現場から 8,000km あまり離れた日本にも飛来した（*ibid.*, p. 68）。

93）北海道グリーファンド監修（1999），p. 11，長谷川（2001），p. 14. ベクレルとは，放射能の強さを表す単位であり，放射性核種の壊変数が 1 秒につき 1 個であるときの放射能の量を，1 ベクレルとする（『マイペディア 97』）。チェルノブイリの事故を受けて，厚生省（当時）は急遽，セシウムに関する国の基準値（暫定限度）を，セシウム 134 およびセシウム 137 の放射能濃度を加えた値で食品 1 kg 当たり 370 ベクレルと定めた（厚生労働省 Web ページ；http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1108-2.html）。他方，生活クラブ生協の安全基準は 37 ベクレルであった。

94）『北海道新聞』（1988 年 7 月 6 日，朝刊）。

95）長谷川（2003），p. 14。

年表５　抵抗型の脱原発運動の限界とその認識の協働前史（第１期 1996 年 12 月以前）

	N　P　O	政　府	企　業
1953 年		アイゼンハワーによる「アトムズ・フォー・ピース（Atoms for Peace）」演説（12 月）。	
1955 年		政府による原子力基本法の制定（12 月）。	
1956 年		原子力委員会が内閣府に発足（１月）。	
1957 年		（財）日本原子力研究所の研究用原子炉１号機において，臨界が達成される（８月）。	
1962 年		国産研究用原子炉１号機において，臨界が達成される（９月）。	
1963 年		（財）日本原子力研究所の動力試験炉において，国内初の原子力を利用した発電が成功（10 月）。	
1966 年		日本原子力発電（株）による日本初の商業用原子炉による営業運転が開始（７月）。	
1969 年			北海道電力が，原子力発電所の建設計画を打ち出す。
1981 年	杉山さかゑが，千葉県から北海道へ転居。 杉山さかゑが，「生活クラブ生活協同組合北海道」の設立に参画。		
1982 年			北海道電力が，道内唯一の地熱発電施設である森発電所の営業運転を開始（11 月）。
1984 年			北海道電力が，泊原発の起工式を行う（９月）。
1986 年	杉山さかゑが，「生活クラブ生活協同組合北海道」の理事長に就任。	チェルノブイリ原子力発電所の爆発事故（４月）。	
1987 年	生活クラブ生協が取り扱っていた無農薬栽培の茶葉から，放射性物質が検出。 生活クラブ生協のメンバーを中心に「さよなら原子力発電の会」を設立。		
1988 年	北海道原発反対共闘会議が，「泊原発凍結！道民の会」を運動本部とし，泊原発１号機の営業運転開始の是非を問う道条例の制定を求め，直接請求運動を開始（７月）。	道議会において「泊原発１号機の運転開始の賛否を問う道民条例案」が審議（12 月）。	北海道電力が泊原発１号機の試運転を開始（10 月）。 泊原発１号機が初臨界に達する（11 月）。 泊原発１号機が初併入を迎える（12 月）。
1989 年			北海道電力が，泊原発１号機の営業運転を開始（６月）。
1991 年			北海道電力が，泊原発２号機の営業運転を開始（４月）。
1993 年		総務庁によるエネルギーに関する規制緩和の提言。	北海道電力が「ほりかっぷ発電所」を設置（11 月）。
1995 年		電気事業法が改正（４月）。 電気事業法が施行（12 月）。 高速増殖炉「もんじゅ」におけるナトリウム漏洩事故（12 月）。	
1996 年	東北大学・長谷川教授が『脱原子力社会の選択』出版（７月）。 新潟県巻町において，住民直接投票により原発誘致を否決（８月）。 学習会において長谷川教授が講演（10 月）。 鈴木亨らを呼びかけ人として「泊原発３号炉住民投票をめざす会」が発足（12 月）。		北海道電力が，泊原発３号機の建設計画を発表（７月）。 北海道電力が，３号機の建設に向けたアセスメントへの着手を表明（10 月）。

応なく原発エネルギーを消費させられてしまう」との切実感が，人々を突き動かした結果だった[96]。

1988 年 12 月 3 日，「泊原発 1 号機の運転開始の賛否を問う道民投票条例案」を審議する臨時道議会が開催された。同条例案は，賛成 52（社会・道民連合，公明，共産），反対 54（自民，民政ク，無所属）のわずか 2 票差で否決された[97]。泊原発 1 号機と 2 号機の運転凍結は，実現できなかったものの，杉山らは，集会，学習会，抗議運動などを中心に，その後も地道に脱原発運動を継続した[98]。

1996 年 7 月 19 日の朝刊に「北海道電力，泊原発 3 号機を増設へ――2008 年の運転を目指す[99]」との記事が掲載された。これに対して同年 12 月 1 日，当時の生活クラブ生協職員で，現在の北海道グリーンファンド事務局長である鈴木亨らを呼びかけ人として「泊原発 3 号炉住民投票をめざす会」が発足した[100]。1995 年 12 月 8 日の高速増殖炉「もんじゅ」におけるナトリウム漏洩事故や，1996 年 8 月 4 日の新潟県巻町（現・新潟市）における住民直接投票による原発誘致の否決などによって，道民の原発に対する関心もいっそう高まってきているとの認識であった[101]。

しかしながら，原子力発電に対するこうした単なる抵抗型の反対運動だけでは，原子力に偏重する日本のエネルギー政策の転換を促すには限界があった。とはいえ，これまでの運動の延長線上に妙案があるとも考えにくかった[102]。

（3）企業（北海道電力）

上述（1）の政府による原子力エネルギー推進政策にもとづき，北海道においても北海道電力株式会社（以下，北海道電力と略すことがある）によって，原子力発電所の建設・運転が進められた。1984 年 9 月 27 日，北海道電力は，同社初の原子力発電所である泊原発の起工式を行った。1969 年に建設計画を打ち出して以来，15 年がかりで本体着工に踏み出したのである[103]。

上述（2）の NPO や市民らによる直接請求運動展開の時期と前後する 1988 年 10 月 17 日，泊原発 1 号機の試運転が開始され[104]，翌 11 月 16 日，初臨界に達した[105]。道民投票条例案が道議会で否決されてから 3 日後の同年 12 月 6 日，泊原発 1 号機は，初併入（発電開始）を迎えた[106]。そして，1989 年 6 月 22 日，道内初の原子炉である泊原発 1 号機の営業運転が開始された。1991 年 4 月 12 日には，同発電所 2 号機の営業運転も開始されている[107]。

上述のとおり，北海道電力は，1996 年 7 月に泊原発 3 号機の建設計画を発表した。そして同年 10 月 22 日には，3 号機建設に向けた環境影響評価（アセスメント）への着手も表明された[108]。

部分的にではあるが，北海道電力は，いわゆる自然エネルギーを利用した発電にも取り組んできた。たとえば，1982 年 11 月には，道内でただ 1 つの地熱発電施設である森発電所の営業運転が開始されている[109]。

96）藤井（2007），pp. 128-129。
97）横路知事（当時）の「準与党」の立場を取ってきた中道 2 会派（公明党，民政クラブ）のうち，公明党が最終的に賛成へ回り，民社系の民政クラブが多数野党の自民党とともに反対した結果であった（『毎日新聞』；1988 年 12 月 4 日，朝刊）。
98）北海道グリーファンド監修（1999），p. 12。
99）『毎日新聞』（1996 年 7 月 19 日，朝刊）。
100）101）『北海道新聞』（1996 年 11 月 12 日，朝刊）。
102）北海道グリーファンド監修（1999），p. 12。
103）『日経産業新聞』（1984 年 9 月 28 日）。
104）『毎日新聞』（1988 年 10 月 17 日，夕刊）。
105）『北海道新聞』（1988 年 11 月 16 日，夕刊）。
106）『電気新聞』（1988 年 12 月 6 日）。
107）1 号機，2 号機とも，定格電気出力 57.9 万 kw の加圧水型軽水炉（PWR）である（北海道電力 Web ページ；http://www.hepco.co.jp/ato_env_ene/atomic/about/outline.html）。
108）『北海道新聞』（1996 年 10 月 23 日，朝刊）。
109）北海道電力 Web ページ（http://www.hepco.co.jp/ato_env_ene/energy/fire_power/mori_ps.html）。

また，「風力は発電中に二酸化炭素を出さないクリーンなエネルギーであり，エネルギーの大部分を輸入に依存する日本においては，水力，地熱等に並ぶ数少ない純国産エネルギーの１つ[110]」であるとの認識から，小規模ながら自家用設備による実証試験を実施してきた。たとえば，1993 年 11 月には風力発電の実証試験設備として，泊原発に隣接する「ほりかっぷ発電所」が設置されている[111]。

（４）第１期の小括

第１期は，杉山らが抵抗型の脱原発運動を実施し，同時に，その限界を認識した時期である。すなわち，グリーン電力料金制度の事業化と北海道グリーンファンド設立以前の，いわば前史の期間といえる。この第２期の参加者の行動は次のように整理される（87 頁の表２の第１列）。

①　協働アクティビスト

第１期の協働アクティビストは，生活クラブ生協北海道の理事長であった杉山さかゑである。杉山は，生活クラブ生協，および，さようなら原子力発電の会を主な協働の場としながら，いわゆる抵抗型の脱原子力運動を展開した。

②　参加者

第１期の主たる参加者は，①生活クラブ生協の組合員をはじめとする，脱原子力を志向する市民らである。杉山の想いに賛同した市民らが，この期の活動に参加した。政府（国）や企業（北海道電力）は，中心的参加者とはいえないが，これら主体の意思決定や行動は，参加者の活動に確実に影響を与えていた。

③　協働の場

第１期の主たる協働の場は，①生活クラブ生活協同組合北海道，②さようなら原子力発電の会，③泊原発凍結！道民の会であった。これらの場を通じて，抵抗型脱原発運動が展開された。

④　問題の流れ

第１期においては，問題の窓①「チェルノブイリ原発事故と食物（茶葉）汚染」と問題の窓②「北電・泊原発の稼働」が開いたのを契機に，問題①「反原発・脱原発」が認識・定義された。この問題①は，開いている問題の窓①あるいは②を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑤　解決策の流れ

第１期には，解決策の窓①「電気事業法改正と電力事業規制緩和」が開いたのを契機に，解決策①「拡大されたエネルギーの選択肢（原子力に加え自然エネルギー）」が生成・特定化され，開いている解決策の窓①を通って，活動の流れの中に入り浮遊していた。

⑥　組織のやる気の流れ

第１期では，①生活クラブ生協，②さようなら原子力発電の会，③泊原発凍結！道民の会の３つの「組織のやる気」が組織のやる気の流れの中に投げ込まれ浮遊していた。これら組織のやる気は，あくまでも「抵抗型の脱原発運動」に関するやる気であった。

⑦　活動の流れ

第１期に展開された活動としては，①スリーマイル原発事故，②泊原発１号機運転開始の可否を問う道民投票条例制定の直接請求，③脱原発・反原発の各種啓蒙活動，④泊原発３号機増設阻止の失敗，の大きく４つをあげることができる。

これら４つの活動は，活動の流れの中に投げ込まれ浮遊していた。このうち活動④は，抵抗型の反原子力運動の限界を示した。

⑧　４つの結びつき

第１期においては，アジェンダ（問題①），諸解決策（解決策①），組織のやる気状況（組織のやる気①－③），活動状況（活動①－④）の４つはいずれも，抽象的で不十分な内容しか備えておらず，相互に全く結び付かず１つのパッケージを構成していなかった。その結果，新たな協働は実現しなかった。

110）111）同上（http://www.hepco.co.jp/ato_env_ene/energy/wind_power/index.html）。

年表６　グリーン電気料金制度の構想からグリーンファンド設立までの協働形成期
（第２期 1997 年１月から 1999 年 12 月まで）

	ＮＰＯ	政　府	企　業
1997 年	生活クラブ生協有志によるグリーン電力の研究。 鈴木らを中心に「日本版グリーン電力プログラム・マスタープラン」の策定が開始される（９月）。	国による風力発電施設の建設に対する補助制度開始。 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法が制定（４月）。 通産省が，「区分経理方式」の導入を発表（５月）。 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法が施行（６月）。 EU が「再生可能エネルギー白書」を発表（11 月）。 行政改革委員会の規制緩和小委員会で，「電力会社による地域独占の撤廃と，電力小売供給の自由化」が打ち出される（12 月）。 「京都議定書」の締結（12 月）。 イギリスで電力プール制度が開始。	電力事業者が，グリーン料金制度やグリーン電力メニュー提供に関する検討を開始。
1998 年	生活クラブ生協が「グリーン電力制度検討会」を設置。 グリーン電力料金制度の実現に向けて，北海道電力との協議を開始（４月頃）。 グリーン電気料金制度に関するシステム設計の開始（10 月）。 鈴木や杉山らが「おーい，こっちの電気はやさしいよ」を自費出版（11 月）。 フォーラム「市民が作るグリーン電力－持続可能なエネルギー社会へ」が開催（12 月）。 「北海道グリーンファンド」の設立準備会の発足（12 月）。		北海道電力が，北海道新聞に掲載された「生活クラブ生協が電気料金の一部を第三者機関に預けて，自然エネルギーの普及基金とするグリーン電気料金運動を提案する」という内容の記事に興味を示す（２月頃）。 北海道電力によるデータの開示。 電力各社が，長期の電力買い取り制度を開始。
1999 年	グリーン電力制度が試験的にスタート（４月）。 北海道グリーンファンドの設立総会が開催される（７月）。 グリーン電気料金制度が改めてスタート（12 月）。 北海道グリーンファンドが環境家計簿「G-FILE」を作成。	新たな改正電気事業法が成立（５月）。 「新エネルギー利用等の促進に関する基本方針」が閣議決定される（９月）。	北海道電力が風力発電の買い取り枠に上限を設ける（６月）。 北海道電力が，システムの構築・改訂作業を進める。

２．グリーン電気料金制度の構想からグリーンファンド設立までの協働形成期（第２期 1997 年１月から 1999 年 12 月まで）

（１）NPO（生活クラブ生協，北海道グリーファンド設立準備会）

抵抗型あるいは告発型の脱原発運動に限界が見えはじめていた頃，生活クラブ生協の鈴木亨は，「食」だけではなく「エネルギー」についても自らの理念に基づいて選択・行動できるような仕組みができないか，との議論を組合員たちの間で広げつつあった。

生活クラブ生協の取り組みが浸透するにつれ，鈴木は，無農薬・無添加の安全・安心な食品を家庭に届ける活動について一定の手応えを覚えるようになっていた[112)]。他方，エネルギーに関

しては「市民の側に選択権がない」ことに，もどかしさを感じてもいた[113]。

「食品ならば，安全なモノ，健康によいモノを選択して購入することができる。電気だってれっきとした商品なのに，なぜ卵や牛乳のように選択できないのだろう[114]」という素朴だが真っ当な疑問が，その後の取り組みの発端であった。

1997 年頃になると，こうした問題意識に基づき鈴木や杉山らの生活クラブ生協有志たちによって，グリーン電力の研究が徐々に進められるようになった[115]。彼らがグリーン電力に着目するようになったきっかけは，1996 年 7 月に出版された東北大学教授・長谷川公一の著書『脱原子力社会の選択』であり[116]，同年 10 月 15 日の学習会における「再生可能エネルギーを育てるために市民ができること――プラス 10%グリーン電力料金運動のすすめ」と題する長谷川の講演でもあったという[117]。

長谷川（2003）は，グリーン電力を次のように説明している。グリーン電力とは，風力，太陽光，あるいはバイオマスなどの「再生可能エネルギー（renewable energy）」によって発電された電力を指す用語である。日本では「自然エネルギー」という表現が好まれるが，英語ではこうした言い方をしない。わざわざ「グリーン」電力と呼ぶのは，環境負荷の小さい再生可能エネルギーに由来する電力と，原子力，石油・石炭火力，あるいは大規模水力など環境負荷が大きいエネルギーに由来する電力とを明確に区別するためである。「クリーン（clean）な電力」という表現は，原発の宣伝の常套句であるため手垢がつきすぎてしまった。他方，グリーン電力という表現は直感的でイメージ喚起的である。しかも，グリーン（という色）は，環境保全およびエコロジカルな価値のシンボル・カラーとして，国際的にも定着している[118]。

鈴木や杉山たちが，生活クラブ生協の場においてさまざまな事例を勉強した結果，米国における「脱原発」の市民活動や，ドイツにおけるグリーン電力料金ファンドの仕組みを知り，彼らは大きな関心を抱くようになった。ちなみに，この時の鈴木らの研究成果は，1998 年 11 月に自費出版による書籍『おーい，こっちの電気はやさしいよ』にまとめられ，その後，生活クラブ生協においてグリーン電力料金制度について本格的に検討する際の重要な資料になった[119]。

1997 年 11 月には，EU による『再生可能エネルギー白書』が発表された[120]。この白書では，2010 年までに（日本円にして）10 兆円を投資し，経済と雇用とをリンクさせながら，自然エネルギーの割合を 6 %から 12%に引き上げるという目標が設定されていた。ほぼ時期を同じくして，イギリスでも電力プール制度が開始された。これらの動向が大きなきっかけとなって，電力事業者も多様なグリーン料金制度や電源選択型グリーン電力メニューの提供に関する検討を開始した[121]。

同年 12 月のいわゆる京都会議[122]における「京都議定書」の締結によって，CO_2 をはじめとする温室効果ガスの排出量を地球規模で削減しようとの機運が高まっていった。

1998 年 4 月頃，これら一連の動きを受けて，生活クラブ生協は，グリーン電力料金制度の実現に向けて，北海道電力との協議を開始した。

112）113）藤井（2007），p. 128。
114）田畑・高橋（2005）。
115）鈴木（2002），p. 74。
116）北海道グリーファンド監修（1999），p. 12。
117）118）長谷川（2003），p. 15。

119）なお，この自費出版書は加筆修正され，1999 年 12 月，『グリーン電力-市民発の自然エネルギー政策』としてコモンズより出版された。この著書は，本稿の参考文献の 1 つでもある。
120）翌 1998 年にはドイツにおいて，原子力発電の廃止に向けた政策的合意が成立し，2000 年 6 月，政府と電力会社の間で，脱原発の具体的なプログラムが最終合意された。この結果，全 19 基の原発を運転開始から平均 32 年間稼働させた後に閉鎖することが約束された（北海道グリーンファンド監修，1999，p. 14，長谷川，2003，pp. 25-26）。
121）北海道グリーファンド監修（1999），p. 13。

そして同年 10 月には，グリーン電力料金制度に関する具体的なシステム設計が開始されたのである[123]。

第 1 期における抵抗型の脱原子力運動に限界を覚えていた杉山や鈴木は，運動の方向転換，すなわち，抵抗型の反原発運動から，自らの手で省エネルギーを実現する，あるいは，環境負荷の低いエネルギーを生み出そうとする行動への転換を歓迎した。杉山と鈴木の 2 人は，生活クラブ生協に設けられた「グリーン電力制度検討会」の中心メンバーとして参画し，グリーン電力制度の実現に向けて精力的にコミットした。

グリーン電力制度の試験的運用開始に先立つ 1998 年 12 月，「市民が作るグリーン電力――持続可能なエネルギー社会へ」と題するフォーラムが開催された。そして同月，グリーン電力制度によってプールされたファンド（基金）にもとづいて事業化を進める担い手となる「北海道グリーンファンド」の設立準備会も発足した。

1999 年 4 月，生活クラブ生協の組合員 60 名を母体としたグリーン電力制度が，いよいよ試験的にスタートした。そして同年 7 月，北海道グリーンファンドの設立総会が開催された。付録に北海道グリーンファンド設立趣意書を掲げた。組織運営体制としては，杉山が非常勤の理事長を，そして生活クラブ生協を退職した鈴木が常勤の事務局長を勤めることになった。こうして，グリーン電力制度ならびに市民風車の建設を推進する団体である北海道グリーンファンドが誕生したのであった。

試験的に運用されていたグリーン電気料金制度は，1999 年 12 月，北海道グリーファンドが運営主体となって，あらためて 20 名の会員でスタートした。すなわち，北海道グリーンファンドによるグリーン電気料金制度が正式に運用開始されたのである。ちなみに，原稿執筆時点では，グリーン電力料金制度の会員は，約 1,200 名に達している[124]。

ここで，グリーン電力料金制度について概説する。グリーン電気料金制度とは，制度の趣旨に賛同した会員が，月々の電気料金に加えて，電気料金の 5 %に相当するグリーンファンド分を上乗せして支払い，グリーンファンド分を自然エネルギーによる「市民共同発電所」（後述の市民風車）を建設するための基金として積み立て，運用するものである。

「ファンド分を電力料金の 5 %にしたのには，必ずしも明確な理由があったわけではない」と鈴木は述懐している。電力消費の 10〜15%は待機電力が占めると一般にいわれる状況で，5 %程度であれば，だれもが無理なく削減できるのではないかと思ったとのことである。すなわち，電力使用量を 5 %節約すれば，ファンド分との相殺でトータルの負担額は変わらないし，節約分だけ環境負荷を下げて環境保全に貢献することにもなるのである[125]。また，定額ではなく 5 %という定率にしたのは，自然エネルギーの普及という環境保全のためのコストを，エネルギー消費量に応じて負担しあおうと考えたからであった[126]。

たとえば，1 ヶ月の電気料金が 8,000 円の場合，会員が支払う総額は 8,400 円になる。電気

122）正式名称は，第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（Third Session of the Conference of the Parties; COP3）。1997 年 12 月 1 日から 10 日まで，京都で開催された。会議は EU，日米，途上国などいくつかのグループに分かれ，様々な問題に関して国益や思惑が衝突して紛糾した。最終的には，ギリギリのところで合意が成立した。この結果，第 1 回締約国会議の決定（いわゆる「ベルリン・マンデート」）にしたがって，先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書が作成された。同時に，排出権取引，共同実施，クリーン開発メカニズムなどの柔軟性措置が「京都議定書」の形で採択され，その後の地球温暖化防止対策に向けて，大きな一歩を踏み出すこととなった。（http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=584）

123）大室（2006），p. 74。

124）北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/whatis/whatis_gaiyou.html）。

125）126）北海道グリーンファンド監修（1999），pp. 8-9。

料金の５％に相当する 400 円がファンド（基金）となる。毎月拠出すべき基金は，１世帯あたり 400～500 円程度に過ぎない[127]。

「コーヒー１杯分の基金で，原発も地球温暖化もない未来をつくろう[128]」との呼びかけのもと，この制度に参加すると，北海道電力に代わって北海道グリーンファンドが会員の銀行口座から電気料金とグリーンファンド分を合算した金額を引き落とす，すなわち，代理受領する。その上で，北海道グリーンファンドは，上乗せされた５％のグリーンファンド分を差し引いて，電気料金を北海道電力に支払うことになる（図３）。

北海道グリーンファンドの「グリーン電気料金制度」には，次の３つの利点があるという[129]。

第１に，環境にやさしいエネルギー未来への意思表示ができ，誰もが気軽に環境のためになる行為を継続的に続けられる仕組みである（電気代５％の寄付）。第２に，電気料金５％分の寄付を節電することで生み出し，電気の使用量そのものの削減を志向している（電気使用量の５％削減）。すなわち，電気料金の５％をさらに負担するのではなく，「省エネや節電を心がけて電気料金を５％削減し，その分を基金にしよう」との呼びかけを行っている。第３に，環境負荷の少ない持続可能社会を実現するべく，自然エネルギー普及のための市民共同発電所（市民風車）を，市民自らの手で作ることを志向している。

要するに，５％の寄付を通して消費者（会員）の省エネ・節電意識を明確化するとともに，その５％を基金として市民共同発電所を建設することにより，必要なエネルギーをできるだけ自然エネルギーに切り替えていくことを目指している。なお，この制度の導入によって，対前年比 6.6 ％の電力消費量削減の効果があった，とのデータが得られている[130]。

北海道グリーンファンドが提供するグリーン電気料金制度に登録できるのは，北海道電力の管轄内に居住または活動する個人，団体，法人に限られる。北海道電力の管轄外に居住している者や，電力契約の都合でこの制度を利用できない者が，趣旨に賛同して会員になることを希望する場合には，年間定額（個人会員：１口 5,000 円/年，団体法人会員：１口 10,000 円/年）の会費支払いも可能である。

こうした北海道グリーンファンドの取り組みは，早い時期から全国的な注目を集めた。たとえば，2000 年３月には，環境家計簿「G-FILE」による消費電力削減の取り組みが認められ，北海道グリーンファンドは，（財）省エネルギーセンターより「1999 年度地域省エネルギー実践活動 資源エネルギー庁長官賞」を受けている。また，2000 年 10 月には，全国 10 社の電力会社において，北海道グリーンファンドならびに北海道電力の仕組みを参考にした「グリーン電力基金」が設置された。

（２）企業（北海道電力）

電力料金の５％に相当する寄付金をファンドとしてプール・運用し，それを市民共同発電所に出資するというグリーン電気料金制度は，比較的理解し易い仕組みである。しかしながら，この仕組みの実現は決して容易ではなかった[131]。

北海道電力が，鈴木の考えるグリーン電力料金制度に注目したきっかけは，小さな偶然からであった[132]。1998 年２月頃，当時，生活クラブ生協の職員だった鈴木が，別件で北海道新聞社の取材を受けた。その時に，グリーン電力料金制度の基本的なアイディアを何気なく記者に語ったところ，「生活クラブ生協が電気料金の

127）*ibid.*, pp. 9-10。
128）北海道グリーファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/whatis/whatistop.html）。
129）北海道グリーファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/whatis/whatis_gseido.html）。
130）会員に対するアンケート調査の結果。大室（2006），p. 69。
131）樽見（2003），p. 121。
132）鈴木に対する聴取調査（2007 年 11 月 26 日）。

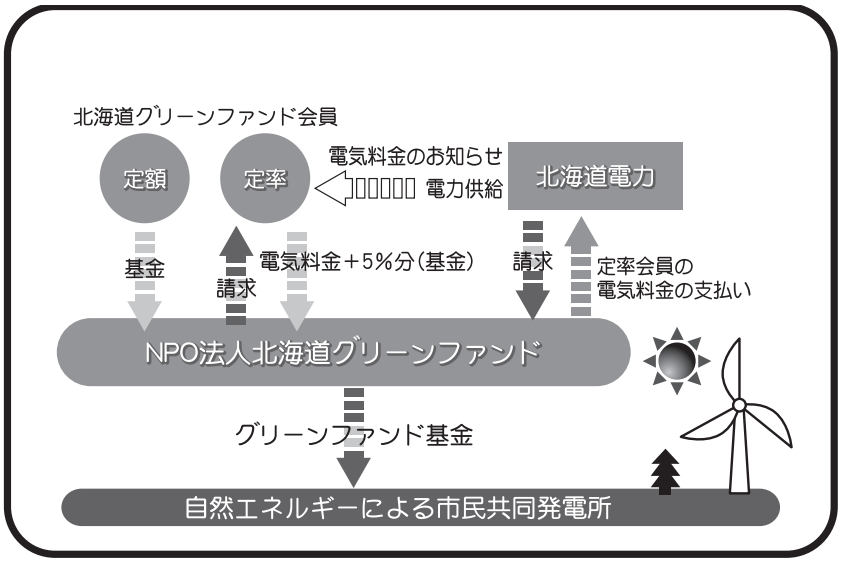

出所：北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/whatis/whatis_gseido.html）。

図３　グリーン電気料金制度の仕組み

一部を第三者機関に預けて，自然エネルギー普及の基金とするグリーン電気料金運動を提案する[133]」という内容の記事になったのである。

たまたまその記事を読んだ当時の北海道電力の本店営業部長であった岩浪國洋[134]が，これに興味を示した。そして，部下であった課長[135]の上山勇治を鈴木に差し向けた。

上山の仲介で，鈴木は岩浪と面会した。いろいろな話をするうちに，２人は意気投合していった。岩浪に対する鈴木の印象は「とても面白い方で，新しいものをどんどん取り込んでいこう，というスタンスの人物」というものだった。「官公庁以上にお役所的[136]」ともいわれることがある電力会社にあって，岩浪は非常に柔軟な考えの持ち主であった。

グリーン電力料金制度の仕組みを検討していた当時，電力料金は現在のような届出制ではなく，通産省（当時）の認可を必要とする許認可制であった。電力料金をわずかに改定するだけでも当局の認可が必要であった状況の下，電力料金に関する新たな仕組みを作ることは，非常に困難であるように思われた。しかしながら，岩浪のきわめて柔軟な発想転換によって，コロンブスの卵ともいうべき解決の糸口が見つかった。

たとえば，札幌のアパートで一人暮らしをしている子供の電気料金を，東京に住む父親の銀行口座から引き落とすことは，何ら問題ではない。子供に代わって，父親が電力料金を「代行払い」しているに過ぎないからである。同様に，全国展開している小売チェーンの各店舗の電力料金を，チェーンの本部が一括して支払うことも可能である。

この考え方を応用すれば，事業主である北海道グリーンファンドが月々の電気料金＋５％を算出し，毎月各家庭から代理受領（＝北海道電力に代わって北海道グリーンファンドが会員の口座から金銭を引き落とし）し，その後，電力

133)『北海道新聞』(1998 年 2 月 21 日，朝刊)。
134) 聴取調査時点では，岩浪は北海道計器工業（株）の取締役社長である。
135) 北海道電力では，グループリーダーと呼ばれることもある。
136) 長谷川（2003），p. 18。

会社に一括で電力料金を代行払いすることも，何ら問題がないことになる。ただし，このアイディアを実現するためには，電気料金算定の基準になるデータを北海道電力側が開示する必要がある[137]。電力料金データの開示にあたっても，岩浪が理解を示したのであった。

過去，一介の市民団体に対して電力会社が電気料金データを開示した例はない。これは，極めて画期的な出来事であった。北海道電力との協働によって，はじめて実現可能となったこの「グリーン電力料金制度」は，北海道グリーンファンドにとって大きな一歩となったといわれている[138]。

岩浪によれば，「（上述の）子供の電力料金を，親が代わりに払うという類の「代行払い」は，ごくごく普通に行われていることである。また，北海道電力は当時，料金を一括払いできるように，とあるコンビニエンス・ストアの本部に対して，個別店舗の電力使用量データをフロッピー・ディスクに記録して提供していた。（電力料金収受の）現場では，こうした電力料金の代行払いや電力料金データの開示が現実に行われているのだから，現場の責任者（＝営業部長）である岩浪の裁量で，こうしたやり方をグリーン電力料金制度に適用しても問題はない」わけである[139]。

当時のことに関して，杉山も「本当にいい方（＝岩浪）に巡り合った。いろいろな点でお力を頂いた。よくわからないながらも，こういうこと（＝グリーン電気料金制度）をやりたい，やろうといったときに，すぐに北電さんから，なにかお手伝いできることがあったら言ってください，との申し出を受けた[140]」と述懐している。

もっとも，グリーン電力料金制度を実現するためには，解決しなくてはならない課題がまだいくつか残されていた。たとえば，北海道電力から提出された電力料金データにもとづいて，会員の銀行口座からグリーン電力料金を引き落としするための電算処理プログラムを作成する必要があった。

一般に，電力料金の引落日は使用電力量の検針日によって異なる。生活クラブ生協の会員を対象に，試験的にグリーン電力料金制度を運用した際のシステムでは，共同購入の際に他の商品の代金と一緒に電力料金を引き落とす電算処理プログラムであった。資金力に余裕がある生活クラブ生協の場合，共同購入の代金を引き落す日まで，電気料金を立て替え払いできるのである。

他方，NPO である北海道グリーンファンドは，保有資金が少ないため，こうした電気料金の立替払いは難しい。したがって，北海道グリーンファンドがこの料金制度を運用するに際しては，会員ごとに電気使用量の検針日に連動して料金を引き落とすよう，システムおよび電算プロラムを変更しなくてはならない等の困難があった。これらシステムの構築・改訂作業に関しても，北海道電力と，生活クラブ生協および北海道グリーンファンドとの間で，協力関係が確立されていた[141]。

時代がやや前後するが，1998 年には，北海道電力を含む電力各社が，自主的に 1 kw/h あたり 11 円台[142] の優遇価格で長期（17 年間固定価格契約）の電力買い取り制度を開始した。他方，こうした動きと逆行するように，1999 年 6 月，北海道電力は風力発電の買い取り枠に上限を設けた。具体的には，２年後（2001 年）までの買い取り枠を 15 万 kw 程度にすると発

137）138）樽見（2003），p. 121。
139）以下，岩浪に対する聴取調査（2007 年 12 月 14 日）。
140）杉山に対する聴取調査（2007 年 11 月 15 日）。
141）同上，および岩浪に対する聴取調査（2007 年 12 月 14 日）。
142）北海道電力の場合，高圧電力では 1 kw/h あたり 11 円 95 銭，特別高圧電力では 1 kw/h あたり 11 円 60 銭での買い取り価格を提示していた。これは，一般企業向けの卸電力入札価格の上限である 9 円 78 銭よりも，かなり高額であった（北海道グリーンファンド監修，1999，p. 120）。

表した[143]。後述するように，北海道電力によって風力発電の買い取り枠に上限が付された事実が，結果的には市民風車建設に拍車をかけることになるのである。

（3）政府（電力自由化の流れを中心に）

1995 年 12 月に施行された改正電気事業法以降，電力自由化の流れは止まらなかった。

1997 年 5 月，通産省（当時）は，従来の総括原価方式を見直し，発電事業と送・配電事業の 2 つの事業を経理上区別する「区分経理方式」の導入を発表した[144]。発電原価が明確化されることで，既存の電力会社の電力コストと，新規参入業者が自前でつくる電力コストとの比較が可能となる[145]。また，送・配電に要する費用も明瞭化されるため，公平な条件で送・配電網を利用するための環境整備が促進されることにもなる[146]。

同年 12 月，行政改革委員会の規制緩和小委員会において，「電力会社による地域独占の撤廃と，電力小売供給の自由化」が打ち出された[147]。そして，1999 年 5 月，電力小売の部分自由化を骨子とする，新たな改正電気事業法が成立した[148]。

こうして，戦後一貫して続いてきた電力会社による地域独占が崩れはじめた[149]。電力会社以外の事業者から電気を購入する可能性が，徐々に現実化してきた[150]。こうした電力自由化の流れにおいて，たとえば 1997 年，国は一定の条件を満たす風力発電施設に対して，建設費の 1/2 から 1/3 を補助する制度を開始した。

他方，通産省（当時）は，電力会社の監督省庁としてある程度介入した形跡が見られる。たとえば，後に東京電力が海外の事例を参考に「電力会社版グリーン電力基金」を実施しようとした際には，通産省の指導が行われた。その結果，沖縄電力を含む全国 10 の電力会社が横並びで，2000 年 10 月に同制度をスタートさせることになった[151]。

1997 年 4 月 18 日，新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）が制定され，同年 6 月 20 日に施行された。これによって，1 次エネルギーの総供給量に対する新エネルギー（太陽光発電，風力発電などの再生可能な自然エネルギー，廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー，コジェネレーション，燃料電池，メタノール，石炭液化等の新しい利用形態のエネルギー）の割合を長期的に高めていくことが定められた。

1999 年 9 月 19 日の閣議決定で，「新エネルギー利用等の促進に関する基本方針」が示された。これには，①新エネルギー利用促進のための，政府，利用者である国民，供給事業者（電力会社），新エネルギーの機械器具メーカーなどの責任の明確化，②風力発電による売電事業への支援，太陽光発電の集中導入支援，また，③2000 年の市場の自立化を目指すこと，さらに，④クリーンエネルギー自動車を先進的に大量導入する自治体への支援などが盛り込まれていた。

（4）第 2 期の小括

第 2 期は，グリーン電気料金制度の構想から北海道グリーンファンド設立までの期間である。この第 2 期の参加者の行動は次のように整理される（87 頁の表 2 の第 2 列）。

①　協働アクティビスト

第 2 期の協働アクティビストは，①杉山さかゑ，②鈴木亨，そして③北海道電力の岩浪國洋である。

②の鈴木は，第 1 期において①の杉山の脱原発運動に協力しつつも，海外におけるグリーン・

143）『北海道新聞』（1999 年 10 月 29 日，朝刊）。
144）145）146）北海道グリーンファンド監修（1999），p. 141。
147）*ibid.*, pp. 142-143。
148）*ibid.*, p. 143。
149）150）*ibid.*, p. 144。
151）長谷川（2003），p. 18。

年表７　グリーンファンド設立から市民風車１号機の建設までの協働実現期
（第３期 2000 年１月から 2001 年９月まで）

	N　P　O	政　府	企　業
2000 年	北海道グリーンファンドが，NPO として登記を行い，法人格を取得（１月）。 「1999 年度地域省エネルギー実践活動 資源エネルギー庁長官賞」を受ける（３月）。 北海道グリーンファンドが，「市民風車ファンド」の募集を開始（12 月）。		全国 10 の電力会社が「グリーン電力基金」を設置（10 月）。
2001 年 9月末まで	（株）北海道市民風力発電が設立される（２月）。 浜頓別に風力発電施設の建設開始（５月）。 市民風車第１号機「はまかぜ」ちゃんが完成（８月）。 「はまかぜ」ちゃんの営業運転が開始（９月）。	国による新エネルギーの推進。	トーメンパワージャパンが，風力発電用の風車建設に協力。 北洋銀行が，事業資金を低金利で融資。

エネルギーの動向に関する事例研究を積極的に進め，自らの理念にもとづいたエネルギーの選択の方策を模索していた。杉山は，上述のように，生活クラブ生協内に設置された「グリーン電力制度検討会」の中心メンバーとして参画し，グリーン電力制度の実現に向けて精力的に活動した。③の北海道電力の岩浪國洋営業部長は，グリーン電力料金制度の実現に向けて，鈴木らに積極的に協力した。

②　参加者

第２期の主たる参加者は，②生活クラブ生協組合員，①'グリーン・エネルギーに興味を持つ市民[152]，③北海道電力，④他の電力会社である。これらの参加者以外に，協働アクティビストがグリーン・エネルギーに目を向けるきっかけとなった周辺参加者として，⑤長谷川公一（東北大学教授），⑥飯田哲也（環境エネルギー政策研究所）らがいる。

③　協働の場

第２期の主たる協働の場は，①'生活クラブ生活協同組合北海道内の「グリーン電力制度検討会」，および③北海道グリーンファンドであった。これらの場を通じて，グリーン電力制度の仕組み作りがなされ，グリーン電力制度が検討された。

協働の場は，同時に学習と知識共有の場でもあった。鈴木らによる海外エネルギー動向の研究成果は，協働の場（とりわけ生活クラブ生協）を通じて共有され，最終的には書籍の私費出版という形で公表された。

④　問題の流れ

第２期においては，問題の窓③「京都議定書（COP3）の締結」が開いたのを契機に，問題②「市民自らの理念に基づくエネルギーの選択（自然エネルギー）」が認識・定義された。この問題②は，開いている問題の窓③を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑤　解決策の流れ

第２期においては，解決策の窓②「生活クラ

152）第１期に登場した「脱原発を志向する市民」と，第２期に登場する「グリーン・エネルギーに興味を持つ市民」とは，一部重複する可能性があるため，①' グリーン・エネルギーに興味を持つ市民と標記している。以下，丸数字にアポストロフィがついている場合は，同様の意味である。

ブ生協と北海道電力との協働」が開いたのを契機に，解決策②「電力料金データの開示と寄付制度」が生成・特定化された。この解決策②は，開いている解決策の窓②を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑥　組織のやる気の流れ

第２期では，組織のやる気の窓①「欧米先進国のグリーン・エネルギーへの取り組み」が開いたのを契機に，組織のやる気④「生活クラブ生協の一層のやる気」，⑤「北海道グリーンファンドのやる気」，⑥「北海道電力のやる気」が流れの中に投げ込まれ，開いているやる気の窓①を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑦　活動の流れ

第２期に展開された活動としては，⑤外国の事例研究，⑥グリーン電力制度実現に向けた協議やシステム設計，⑦生活クラブ生協グリーン電力料金制度の試験的運用，⑧グリーン電力料金制度の正式運用の４つをあげることができる。これら４つの活動は，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑧　４つの結びつき

第２期においては，アジェンダ（問題①−②），諸解決策（解決策①−②），組織のやる気状況（組織のやる気①−⑥），活動状況（活動①−⑧）の４つはいずれも，第１期に比して具体的で十分な内容を備えるようになったが，未だ相互に結び付かず１つのパッケージを構成しなかった。その結果，新たな協働は実現しなかった。

３．グリーンファンド設立から市民風車１号機の建設までの協働実現期（第３期 2000 年１月から 2001 年９月まで）

（１）NPO（北海道グリーンファンド）

1999 年７月に任意団体としてスタートした北海道グリーンファンドは，2000 年１月，北海道知事による認証を受け，特定非営利活動法人（NPO 法人）として登記をおこない，法人格を取得した。

上述のように，北海道グリーンファンドの主要な活動は，①グリーン電気料金制度によるファンドづくりと，②市民共同発電所づくり（市民風車）の二本柱である。これらの２つは，いわば車の両輪である。電力料金の５％分である「グリーンファンド」は運用され，市民風車の建設資金として拠出されるために集められる基金だからである。建設された市民風車（風力発電機）によって発電された電力は，電力会社（北海道電力）に対して売電されることで，事業益を生みだす。

ところで，市民風車の建設には，風車の建設資金をいかに調達するかという大問題が存在していた。風車の建設にあたっては，約２億円の事業費が見積もられていた。しかしながら，グリーン電力料金制度で集めた基金だけでこの事業費用を賄おうとすると，２億円を集めるのに長ければ 40〜50 年もかかってしまう計算になる。また，NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助金は，この当時対象となる適切な助成事業がなく，利用できなかった。

2000 年当時，北海道電力による自然エネルギーの買い上げ枠増減の動向が不透明であった。すなわち，前述のように，2001 年までの風力発電の買い取り枠には 15 万 kw の上限が設定されており，最悪の場合，2001 年以降，北海道電力による買い上げ枠がなくなるかもしれないとの予想もあった[153]。このため，可及的速やかに風車を建設することが求められていた[154]。

鈴木は，「多少背伸びしてでも，早い段階で目に見える成果を出さなくてはならない。そのためには，足りない分は金融機関から借り入れしてでも，まずは１台風車を建てたい[155]」と考えるようになっていた。

こうした状況下，グリーンファンドの基金をもとに，風車建設のための資金の融資を受けようと，鈴木は東京の銀行を訪問して回った[156]。

153）154）大室（2006），p. 69。
155）田畑・高橋（2005）。
156）藤井（2007），p. 130。

しかしながら，何の信用も実績も担保もない，できたばかりの NPO に対して，多くの銀行は「けんもほろろ」の扱いであった[157]。

鈴木はその後，知り合いの商社マンに紹介された都市銀行の担当者に，あらためて相談した。すると，「事業費２億円のうち，6,000 万円程度を自己資金で集めたら，残りの資金を融資できるかどうか，検討の土台くらいには載せられるのではないか」という提案を受けた。彼は，「よし，それじゃあ 6,000 万円をめざしてやってみよう」と考えたという[158]。こうして，市民風車に共感する幅広い層から出資を募って資金を調達する，いわゆる「市民出資」のスキームが検討されるにいたった[159]。

具体的には，匿名組合契約を通じたファンドの募集という方法が採用された。本事業では，投資資金により風車を１基建設し，北海道電力の風力発電の買い取り枠を使って売電し，その収益の一部を返還に当てるというものである。

匿名組合出資の場合，株式会社の場合と同様に，多数の投資家から資金を集め利益を分配することで配当というインセンティブを与えることが可能となる。投資家は有限責任であり，出資金の返還請求権をもつ[160]。一方，株主の場合と異なり，経営への口出しはできないが，出資金が特定目的に利用されるという安心感を出資者に与えることができるとされる[161]。匿名組合契約は，母体組織が投資家と直接締結することも可能である。しかし現実には，SPC（Special Purpose Company；特別目的会社）が設立される場合が多い。SPC を別途設立することによって本業の倒産リスクを隔離し，投資家の保護を図るためである[162]。

そもそも，NPO 法人には配当が認められないため，本事業のように，匿名組合契約で集めたファンド（出資金）を運用する営業者になることは適切ではない[163]。北海道グリーンファンドでは，SPC として，後述の株式会社北海道市民風力発電[164] を設立し，これを資金の受け皿とした。以上概説した，市民風車１号機建設の際に採用された市民出資スキームは，図４に要約される。

市民風車の建設から運転開始に向けた実際の動きは，以下の通りである。

2000 年 12 月，北海道グリーンファンドによって，一口 50 万円の「市民風車ファンド」の募集が開始された[165]。当初の目標金額は 6,000 万円であったにもかかわらず，わずかの期間で個人 200 人（249 口），16 法人団体（23 口），市民風車サポーターの会（10 口）の匿名組合出資を得て，結果的には１億 4,150 万円もの資金

157）*ibid.*, p. 130，および田畑・高橋（2005）。

158）鈴木への聴取調査（2006 年 11 月 16 日），および田畑・高橋（2005）。

159）資金調達の方法として一般的なのは，株式の発行である。しかしながら，市民からの出資を募るに際しては，次のような理由から，株式出資の制度は敬遠されがちである。①会社への資本金への出資は，負債や事業の状況に左右されるため配当のめどがたちづらい，②幅広い人が出資するには，投資リスクは仕方ないとしても，なるべく分配金が早く出て元本が戻るめどのある方が望ましい，③会社の経営にとっても，資本金の大半を不特定多数の株主が占めるとリスクおよび事務負担（財務局への届出や認可等）が大きくなる（高浦，2007，p. 161）。

160）ただし，倒産のリスクは存在する（*ibid.*, p. 161）。

161）*ibid.*, pp. 161-162。

162）常富（2005），pp. 60-62，および鈴木への聴取調査（2007 年 11 月 16 日）。

163）*ibid.*, pp. 127-128。

164）（株）北海道市民風力発電は 2006 年 10 月，（株）市民風力発電に社名変更された（市民風力発電 Web ページ，http://www.h-greenfund.jp/company/kaisya_3.html）。

165）『毎日新聞』（2001 年２月 11 日，朝刊）。杉山によると，一口あたりの金額をいくらにするかが悩みどころだったという。すなわち，市民運動の観点からは，できるだけ多くの人に参加して貰うことが望ましいが，そうなると出資者が多すぎて管理が困難になる。また，一口 100 万円では高すぎるが，50 万円ならばどうにか出資できるのではないか，という観点から金額が決められたという（樽見, 2003, p. 123.）。

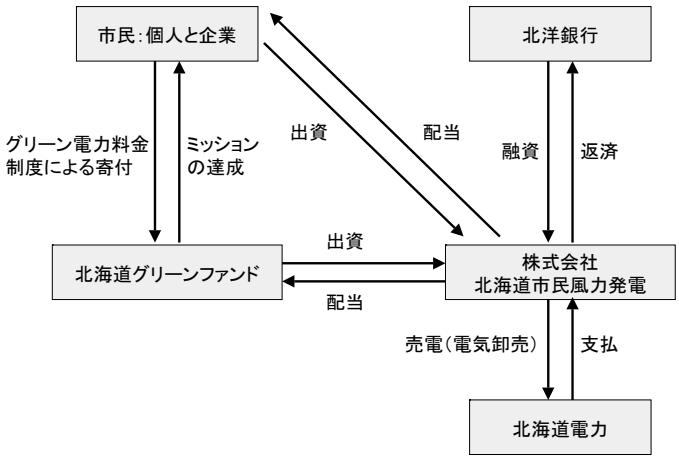

出所：樽見（2003），p. 120。

図４　市民風車１号機建設の市民出資モデル

を調達することに成功した[166]。事業資金の残額は，北洋銀行からの融資を受け，市民風車の１号機が建設されることになった。

2001 年２月 10 日，国内初の「市民出資」による風力発電会社である（株）北海道市民風力発電が設立された[167]。北海道グリーンファンドの理事らを中心とする個人 13 名から 1,500 万円，また，グリーンファンドの基金から 1,000 万円の合計 2,500 万円を資本金としていた[168]。同社の社長には，北海道グリーンファンドの事務局長でもある鈴木亨が就任した。

同年４月 23 日，市民風車１号機建設工事の安全祈願祭が，日本最北端の宗谷岬にほど近い枝幸郡浜頓別町で行われた[169]。安全祈願祭には，社長の鈴木や町の助役（当時）である永田治をはじめ，町議会議員や町内の酪農家らで発足させた「はまとんべつ自然エネルギーを考える会」の会員，施工関係者ら 30 人が出席して工事の無事故を祈った[170]。市民風車プロジェクトは，９月の運転開始を目指して，いよいよ始動したのである[171]。

強風のために，工事が１日延期されるというハプニングもあったが，2001 年５月 16 日，風車のタワー（支柱）のための杭打ちと土台作りが行われた。６月 27 日には，風力発電機がデンマークから，海路日本に向けて出荷された。７月中は，変電設備や風車周辺設備の設置が進められていた。８月 20 日未明，風力発電装置が稚内港に到着した。タワー部分は２分割され，ブレード（翼）３枚，ナセル[172]，ハブ等を大型

166）鈴木（2002），pp. 76-77，および（社）日本電機工業会（2003），p. 9（http://www.h-greenfund.jp/citizn/hamakaze/hamakaze/hama_2.html）。
167）『朝日新聞』（2001 年２月 11 日，朝刊），『毎日新聞』（2001 年２月 11 日，朝刊）。
168）（社）日本電機工業会（2003），p. 8（http://www.h-greenfund.jp/citizn/hamakaze/hamakaze/hama_2.html）。
169）『朝日新聞』（2001 年４月 24 日，朝刊）。
170）『朝日新聞』（2001 年４月 26 日，朝刊）。
171）建設される風車はデンマークの BONUS 社製であり，最高出力 1,000kw，高さ 60m，３枚翼で翼長は各 27m（翼の回転径 54m）であった。なお，北海道電力との系統連携契約の関係で，運用時の出力は 990kw に抑えられている。
172）ナセルとは，翼の回転を電力に変換する発電装置や，翼のピッチを風力等に応じて自動的に変える装置を収容した部分である（日本風力開発（株）Web ページ，http://www.jwd.co.jp/explanation/index.html）。

出所：北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/citizn/hamat.jpg）。

図５　日本初の市民風車「はまかぜ」ちゃん

トレーラーに搭載し，浜頓別町まで輸送した。据付工事は，８月 20 日と 21 日に行われた。21 日の夕刻には，タワーにブレードが取り付けられ，風車の容姿が現れた[173]。こうして完成した風車のタワー基台部分には，出資者はもちろんのこと，グリーン電力料金制度を通じて寄付をした者全員の氏名が記銘された[174]。

2001 年９月 15 日，浜頓別町で市民風車第１号機の営業運転が開始された。小雨の降る肌寒い天候であったにもかかわらず，浜頓別町長の市川昇（当時）をはじめ，出資者や活動を支援するサポーターなど総勢 200 名が現地に集合し完成を祝った。くす玉割りや命名式などの祝賀行事に続き，代表５名のスイッチオンによる風車起動式が行われ，風車は力強く回転を始めた。この市民風車の愛称は公募され，地元の小学生の応募によって「はまかぜ」ちゃんと命名された[175]（図５）。

この「はまかぜ」ちゃんによる売電契約期間は，2001 年９月から 2019 年３月までの約 18 年間である。たとえば，2002 年の実績では，年間約 260 万 kw/h を発電（一般家庭の約 900 世帯分に相当）し，約 4,000 万円の売り上げが達成された。また，2002 年５月に約２万円，2003 年５月に約７万円，2004 年５月に約４万円の配当が実施された[176]。

（２）企業（トーメンパワージャパン，北海道電力）

市民風車第１号機「はまかぜ」ちゃんの建設にあたっては，発電用風車の輸入会社でもあり，世界でも最大手の風力発電事業者のひとつであったトーメンパワージャパン[177]（以下，トーメンパワーと略記）の協力もまた，不可欠であった。

当時，トーメンパワー側の担当者だったのが，現在，北海道グリーンファンドのプロジェクトマネージャーで，（株）自然エネルギー市民ファンド取締役の大谷明である。もともと商社マンだった大谷は，国内の風力発電事業の草分け的な存在であった。大谷は，トーメンの社員として北海道グリーンファンドの設立総会（1999 年７月）にも参加しており，その後，「はまかぜ」ちゃん事業化の過程において，北海道グリーンファンドのカウンターパートとして，きわめて熱心に関与した[178]。

発電設備のエンジニアリング（engineering），機器の調達（procurement），建設工事（con-

173）北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/citizn/hamakaze/hamakaze/hama_2.html）。

174）杉山への聴取調査（2006 年 11 月 12 日）。子供あるいは孫の名前で出資したという父母や祖父母も多くいたという。「風車に子供や孫の名前を刻んで，次の世代に何かを残したいと考えた人が少なからずいたことの表れでしょう」と鈴木は述べている（田畑・高橋，2005）。

175）この段落，ユーラスエナジー Web ページ（http://www.eurus-energy.com/news_2001.html）。

176）高浦（2007），p. 162。１口 50 万円あたり。元本返還分を含む。

177）2002 年 10 月に商号を変更した。現在の商号は，株式会社ユーラスエナジーホールディングスである。

178）179）鈴木への聴取調査（2007 年 11 月 26 日）。

struction）を一貫して行う，いわゆるEPC事業や，IPP事業，加えて，実際に事業を行う際に不可欠な資金調達（ファイナンス）の具体的手法等に関して，当時の鈴木や杉山は，ほとんど素人も同然であった。大谷がトーメン側の窓口になって，北海道グリーンファンドと協働することで，実務レベルの障害がひとつずつ取り除かれていった[179]。

たとえば，匿名組合出資を募る際にSPCを別途設立して本業の倒産リスクをヘッジし投資家の保護を図る，という上述の手法も，トーメンパワー（の大谷）との取引の過程でさまざまなやり取りが行われたことが，発想のきっかけになったという[180]。

市民風車第１号機の建設地選定に難航していた折も，トーメンパワーの協力によって，同社がすでに風力発電施設を保有していた浜頓別の事業用地に隣接した土地を利用することが可能になった[181]。トーメンパワーの事業用地に隣接して「はまかぜ」を建設することは，風車の保守・点検に要する人材や部品の問題を解決する以外に，もうひとつ大きなメリットがあった。すなわち，同社が運営している発電用風車は，３基とも「はまかぜ」と同型機種であるため，これら３基が「はまかぜ」のバックアップ・システムになりうるのである[182]。

このようにトーメンパワーが，北海道グリーンファンドの発電用風車プロジェクトに協力的だったのは，「どうしても風力発電機を立てたい」という情熱に共鳴したからである，といわれている[183]。

（３）政府（浜頓別町，道，国）

発電用風車を建設する場合，建築確認申請をはじめとして，建設地の自治体からさまざまな許認可を受ける必要がある。その意味では，地元自治体の積極的な協力とまではいわないにせよ，少なくとも一定の関与が必要である[184]。

「はまかぜ」ちゃんの建設地である浜頓別町は，高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の処分候補地[185]であった幌延町の東に隣接している。幌延町の近隣町村では，放射性廃棄物処理場の誘致に反対する住民運動が起こっていた。

隣接する浜頓別町でも，町の職員組合，地区労，住民組織などが，革新系の町長である市川を支持していた。このため，もともとは反原発運動を展開していた杉山や鈴木らが設立した北海道グリーンファンドの活動に対して，町長も町職員も一定の理解を持っていた。なかでも，町側の担当窓口にあたる企画課の課長であった菅原は，一緒に一升瓶を傾ける機会もあったなど，鈴木と個人的にも気が合ったという[186]。

北海道は，地元自治体と政府との間の，いわば中２階的な存在にすぎない。このため，少なくとも「はまかぜ」ちゃんの建設・運転に関しては，必ずしも直接的なつながりはなかった[187]。

第２期と同様，国は新エネルギー法の下，新エネルギー政策を進めていた。

（４）第３期の小括

第３期は，市民風車第１号機「はまかぜ」ちゃんの建設と運転開始までの協働実現期である。

180）同上，および岩浪への聴取調査（2007年12月14日）。
181）大室（2003），pp. 69-70。当初は宗谷岬の付近を候補地としたなど，１号機の建設地が決まるまでには紆余曲折があったという（鈴木に対する聴取調査，2007年11月26日）。
182）樽見（2003），p. 124。
183）大室（2006），p. 70。
184）鈴木への聴取調査（2007年11月26日）。
185）1984年に明らかにされた高レベル放射性廃棄物の「貯蔵工学センター」計画は，北海道議会や周辺の町の議会で反対決議が相次いだ。このため，1998年２月に計画は撤回され，地下研究施設の建設のみが新たに提案された。日本原子力研究開発機構がすすめている「幌延深地層研究計画」は，現在，各種施設の建設が行われている（http://www.gensuikin.org/gnskn_nws/0609_3.htm）。
186）187）鈴木への聴取調査（2007年11月26日）。

第３期の参加者の行動は以下の通りである（87頁の表２の第３列）。

①　協働アクティビスト

第３期の協働アクティビストも②鈴木亨である。鈴木は，出資スキームの検討および全国への拡大，株式会社の組織化による事業の拡大などに貢献した。

②　参加者

第３期の主たる参加者は，①'グリーン・エネルギーに興味を持つ市民，③北海道電力，⑦トーメンパワージャパン，⑧北洋銀行，⑨浜頓別町などである。

市民による出資によって市民風車建設をはじめとする，自然エネルギー普及活動が促進された。トーメンパワージャパンの協力は，「はまかぜ」ちゃんの建設には不可欠であった。北洋銀行による低金利融資がなければ，市民出資スキームも実現不可能であった。

③　協働の場

第３期の主たる協働の場は，③北海道グリーンファンド，④株式会社自然エネルギー市民ファンドであった。これらの場を通じて，市民風車「はまかぜ」ちゃんは建設された。

④　問題の流れ

第３期においては，問題の窓④「北電による風力発電の買い取り枠増減の不透明化」が開いたのを契機に，問題③「市民風車第１号機の建設」が認識・定義された。この問題③は，開いている問題の窓③を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑤　解決策の流れ

第３期においては，解決策の窓③「鈴木による資金調達法の発案」が開いたのを契機に，解決策③「匿名組合による市民出資スキーム」が生成・特定化された。この解決策③は，開いている解決策の窓③を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。さらに解決策の窓④「トーメン大谷のグリーンファンドへの移籍」が開いたのを契機に，解決策④「風車発電の技術」が生成・特定化された。この解決策⑤は，開いている解決策の窓④を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑥　組織のやる気の流れ

第３期では，組織のやる気の窓②「北洋銀行の融資申し出」が開いたのを契機に，組織のやる気⑦「北洋銀行のやる気」が流れの中に投げ込まれ，開いているやる気の窓②を通って活動の流れに流入し浮遊していた。さらに組織のやる気の窓③「市民出資による短期間の資金調達の成功」が開いたのを契機に，組織のやる気⑧「北海道グリーンファンドの一層のやる気」が流れの中に投げ込まれ，開いているやる気の窓③を通って活動の流れに流入し浮遊していた。

⑦　活動の流れ

第３期には，新たな協働である⑨市民風車第１号の建設（活動⑨）が行われた。

⑧　４つの結びつき

第３期においては，アジェンダ（問題①－③），諸解決策（解決策①－④），組織のやる気状況（組織のやる気①－⑧），活動状況（活動①－⑧）の４つはいずれも，第２期に比して具体的で十分な内容を備え，相互に結び付き１つのパッケーシを構成した。その結果，新たな協働である市民風車第１号「はまかぜ」ちゃんが建設された。（活動⑨）

４．市民風車運転開始後の協働展開期（第４期 2001 年 10 月から現在まで）

（１）NPO と派生企業（市民エネルギー市民ファンドや，各地の風力発電事業者など）

2001 年９月，市民風車の第１号機である「はまかぜ」ちゃんの営業運転を開始したことは，全国の市民風車建設の機運を大いに盛り上げた。事実，「はまかぜ」ちゃんに続いて，2003 年２月と３月，市民風車の２号機と３号機が，それぞれ青森と秋田で建設された。

以下，市民風車を実現するための組織について触れるとともに，「はまかぜ」ちゃん以降の市民風車建設の動向を概観する。

1）市民による風力発電事業を支援するためのプラットフォームづくり

市民出資のスキームを活用して「はまかぜ」ちゃんの建設を実現した北海道グリーンファンドの鈴木らは，市民が参加する自然エネルギーの普及を全国的に推し進めるためのプラットフォームとして，2003 年 2 月 21 日，有限責任中間法人自然エネルギー市民基金を設立した。基金の拠出者は，北海道グリーンファンド，ならびに，環境エネルギー政策研究所（ISEP）の 2 組織である[188]。

この自然エネルギー市民基金は，各地域での市民出資による自然エネルギー事業の代表者が理事として加わることで，全国に広がる市民出資の自然エネルギー事業と密接な協力関係を築くことを目的としている。具体的には，次の 4 つの役割を担うものである。(1) 市民参加の自然エネルギーの取り組みを拡大する。(2) 各地での自然エネルギーの取り組みをネットワークする。(3) 全国レベルで市民が参加・出資できる受け皿となる。(4) 市民風車に関心のある地域での支援活動を展開する[189]。

さらに，具体的なプロジェクトに対する出資募集のための事業会社として，株式会社自然エネルギー市民ファンド[190]を設立し，市民の出資金を運用する自然エネルギー市民ファンドの倒産隔離と監視を行っている[191]。

（株）自然エネルギー市民ファンドと（株）市民風力発電は，市民による風力発電事業の実現のための車輪の両輪となっている。すなわち，（株）自然エネルギー市民ファンドは，個別の事業案件ごとに匿名組合契約による市民出資を募り，その資金を風力事業者に融資・運用し，リターンを出資者に分配する役割を担っている。他方，（株）市民風力発電は，事業開発，メーカーや電力会社との折衝，風況データの解析，コンサルタント，保守管理委託などを主な業務内容としている。風力発電事業に関するエキスパート集団である（株）市民風力発電が，（株）自然エネルギー市民ファンドが投融資する各プロジェクトに対する事業精査を行うことによって，出資者のリスク低減を図ろうとする仕組みである[192]。以上説明した関係は図 6 に要約される。

2）1 号機以降の市民風車建設の動向

①　「わんず」（青森県・鰺ヶ沢町）

上述の（株）自然エネルギー市民ファンドによる風力発電事業を支援するための仕組みを具体的に説明するために，市民風車 2 号機「わんず」の事例を紹介する。

2001 年 9 月の市民風車 1 号機「はまかぜ」ちゃんに引き続き，2003 年 2 月には，青森県鰺ヶ沢町において，市民風車「わんず」が運転を開始した。この風車の風力発電事業者は，NPO 法人グリーンエネルギー青森である。エネルギー問題をめぐる市民の学習会から発展したグリーンエネルギー青森は，2002 年 7 月，青森県知事より NPO 法人として認証を受けた[193]。

（株）自然エネルギー市民ファンドが営業者として，出資者と個別に「匿名組合契約」を結び，出資金を取りまとめて風力事業者であるグリーンエネルギー青森に貸し付ける。発電された電力は，東北電力に対して 1 kw/h あたり 11 円 50 銭で売電されることになっている。風力発電事業開始後，グリーンエネルギー青森から自然エネルギー市民ファンドに対して元本の返済と金利の支払いを受け，その後，出資者に現金が分配される[194]。

出資者が受け取る分配金には，①出資元本の

188）189）自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/company/c_gfkikin.html）。

190）設立当初（2003 年 2 月）は有限会社の形態をとっていた。2004 年 1 月，現在の株式会社組織に変更された。

191）192）自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/company/c_gfkikin.html）。

193）『毎日新聞』（2004 年 1 月 1 日，朝刊）。

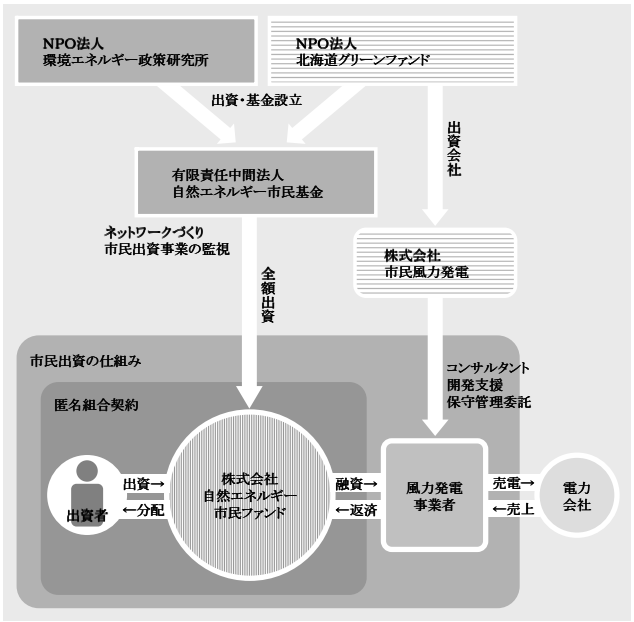

出所：自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/company/c_jgftoha.html）。

図６　市民による風力発電事業を支援するためのプラットフォーム

返還金と②利益分配の２種類が含まれている。①は風力発電事業者（グリーンエネルギー青森）に対する貸付金の元本の返済に相当する部分であり，②は同じく貸付金の利息相当部分の返済金から営業費用を差し引いた営業利益である。これを出資者と営業者（自然エネルギー市民ファンド）で分配する。分配比率は，出資者が営業利益の 75%，営業者が同 25%となっている[195]。以上の関係は，図７に示されている。

「わんず」の総事業費約３億 8,000 万円の半額は，新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の補助金によって支出された。残りは，県内 488 人，県外 287 人の市民によって，１億 7,820 万円が出資された。このうち 135 人（4,000 万円）が地元町民による出資であった[196]。

194）195）自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/fund/fund_wanz.html）。

196）この段落，『毎日新聞』（2004 年１月１日，朝刊）。

②　「天風丸」（秋田県・潟上市）

2003 年３月には，秋田県天王町（現・潟上市）において，北海道グリーンファンドが事業主体となって「天風丸」の運転を開始した。北海道グリーンファンドにとっては２基目となる市民風車である。

北海道電力は，2002 年度以降の風力発電による電力の新規買い取り契約を一時中断した。このため，道内での新規風力発電事業は凍結された格好になった。加えて，風況の良い青森や秋田などを管轄する東北電力も，2003 年度以降，風力発電による電力の優遇固定価格での買取り中止を発表した。こうした状況下，秋田の市民からの問い合わせがきっかけとなって，天風丸のプロジェクトがスタートした[197]。

いうまでもないが，北海道グリーンファンド

197）北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/citizn/tenpu/tenpu_1.html）。

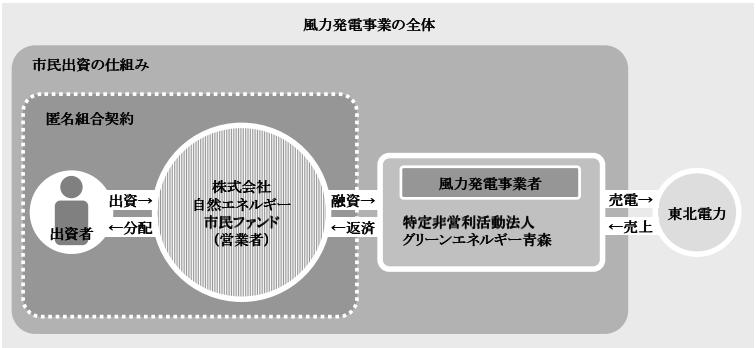

出所：自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/fund/fund_wanz.html）および図 6 を参考に筆者作成。

図 7　「わんず」の建設・運転におけるお金の流れ

は北海道に根ざした団体である。当初は，秋田に組織基盤，市民活動の実績，あるいは人脈があったわけでなかった。しかしながら，多くの団体と知り合うことによって，秋田における取り組みに賛同する者が増えていった。その中でも，北海道グリーンファンドの取り組みに賛同した 3 名の女性が設立した団体である「市民風車の会あきた」の協力は有効であった[198]。

「市民風車の会あきた」は，市民風車の愛称募集を行なう，あるいは「天風丸」竣工式に合わせたオープニング・セレモニーを主催するなど，天風丸の建設を地元で支え，秋田の人々による支援の輪を広げる原動力にもなっていた[199]。

天風丸の建設にあたっては，（株）自然エネルギー市民ファンドが全国枠の出資を，（株）ウィネット秋田が地域枠の出資をそれぞれ募った[200]。この（株）ウィネット秋田は，風車建設のための地域（地元）の人々の匿名出資の受け皿であるとともに，風車の保守管理業務も行うことを目的として，北海道グリーンファンドの大谷が代表となって設立された会社組織である[201]。

地元の人々をもっぱら対象にして出資を募る会社（ウィネット秋田）をわざわざ設立した理由は，杉山によれば，次の通りであった。「自らの手で風車を建てたんだ，という実感が地域の人々に伴わなければ，市民風車はうまくいきません。地元の人たちが，実際に風車を見て，使って，それまでは忌み嫌っていた迷惑な風が，実はお金にも換わるんだという経験を通じて，自然エネルギーのことを深く考えてくれる人たちが増えていく…。こういうプロセスを経ない限り，営利企業となんら変わらないことになってしまう。自然エネルギーに関心を持ってくれる人々を，たった 1 本の風車からでも増やしていきたい，という気持ちがわたしたちにはあるのです[202]」。

「天風丸」の建設費用は，「わんず」とほぼ同額の約 3 億 8,000 万円であった。このうちの 1 億 8,000 万円は，やはり NEDO の助成を受けている。残りの約 2 億円については，地元（ウィネット秋田が受け皿）と全国（自然エネルギー

198）199）杉山への聴取調査（2007 年 11 月 15 日），および鈴木への聴取調査（2007 年 11 月 26 日）。
200）市民風車の会あきた Web ページ（http://www.wenet-akita.jp/about-01.html），および自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/community/community_tenpu.html）。
201）大室（2006），p. 73。
202）杉山への聴取調査（2007 年 11 月 15 日）。

年表８　市民風車運転開始後の協働展開期（第４期 2001 年 10 月から現在まで）

	N　P　O	政　府	企　業
2001 年 10 月以降	北海道グリーンファンドが，石狩市で市民風車建設のための風況調査を開始（10 月）。		
2002 年	グリーンエネルギー青森が NPO 法人としての認証を受ける（７月）。	NEDO が「わんず」と「天風丸」の建設に補助金を交付。	北海道電力が，風力発電による電力の新規買い取り契約を一時中断。 東北電力が 2003 年度以降，風力発電による電力の優遇固定価格での買い取り中止を発表。
2003 年	鈴木らが有限責任中間法人自然エネルギー市民基金を設立（２月）。 有限会社自然エネルギーファンドを設立（２月）。 グリーンエネルギー青森が，鰺ヶ沢町で，市民風車「わんず」の運転を開始（２月）。 北海道グリーンファンドが事業主体となって，秋田県天王町で，「天風丸」の運転を開始（３月）。	RPS 法施行（４月）。	北海道電力が，風力発電の受け入れ枠を，2003 年４月，新たに 10 万 kw 増設。
2004 年	自然エネルギー市民ファンドを株式会社組織に変更（１月）。 有限責任「グリーンファンド石狩」が設立される（５月）。 有限責任中間法人いしかり市民風力発電が設立される（５月）。 「かぜるちゃん」と「かりんぷう」の着工（10 月）。	NEDO が「かぜるちゃん」と「かりぶんぷう」の建設に補助金を交付。 石狩市が「自治体枠」を活用したスキームによる市民風車の建設を，北海道グリーンファンドと協力して開始。	カタログハウスに市民風車のための出資が掲載される（11 月～翌２月）。
2005 年	北海道グリーンファンドが，長野県飯田市における太陽光市民共同発電所へ設置支援を行う（2 月）。 「かぜるちゃん」と「かりんぷう」の営業運転を開始（３ 月）。		
2006 年	青森県大間町に，「まぐるんちゃん」が完成（２月）。 秋田県秋田市に，「風こまち」と「竿太郎」が完成（３月）。 千葉県旭市に「かざみ」が完成（７月）。 北海道グリーンファンドが，岡山県備前市におけるグリーン熱供給設備へ設置支援を行う（３月）。 「かざみ」が完成（７月）。	NEDO が「まぐるんちゃん」，「風こまち」，「竿太朗」，「かざみ」の建設に，それぞれ補助金を交付。	
2007 年	茨城県神栖市に，「なみまる」が完成（10 月）。	NEDO が「なみまる」の建設に補助金を交付。	企業サポーターとして，㈱アレフ，クリーンエナジーファクトリー㈱，（有）三素，㈱アクシエ，生活クラブ生協北海道が北海道グリーンファンドを支援。

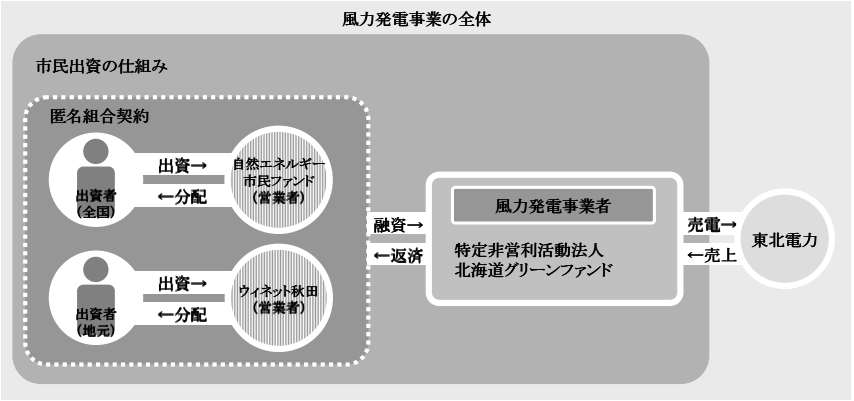

出所：図６を参考に筆者作成。

図８　「天風丸」の建設・運転におけるお金の流れ

市民ファンドが受け皿）の２本立てで出資を募った。風車によって発電した電力を東北電力に販売して得られる事業収益は，地元を優先しつつ出資者間で配分されることになっている。地域の住民が資金を出し合って風車を建設している，デンマークの協同組合方式をモデルとしている[203]。以上の関係は図８に示されている。

③　「かぜるちゃん」と「かりんぷう」（北海道・石狩市）

北海道グリーンファンドは，2001 年 10 月，１年を通して良風が吹き，風車立地の要件であるアクセス道路や送電線などの条件を満たし，なおかつ，大都市の札幌に隣接した石狩市で，市民風車建設のための風況調査を開始した[204]。

北海道電力は，2000 年 11 月，15 万 kw で凍結していた風力発電の受け入れ枠を，2003 年４月から新たに 10 万 kw 増設し，合計 25 万 kw とすることを発表した[205]。増設される 10 万 kw 分は，一般公募枠（民間企業や NPO 等が対象）の８万 kw と，道内地方公共団体枠（道内の地方自治体が対象，いわゆる自治体枠）の２万 kw に分けて募集された。一般公募枠は，応募総量が募集量の８倍強にあたる 65 万 1,000kw に達した[206]。

最終的には，28 業者から 56 件の発電計画の応募があり，抽選では各事業者が１～56 の番号札を引いた[207]。北海道グリーンファンドは，事業化に向けて準備を進めてきた石狩の案件等で抽選に臨んだ。その結果，幸運にも１番くじを引き当てたのだった[208]。

発電枠を確保した北海道グリーンファンドは，上述のスキームを利用して市民風車の建設を進めた。すなわち，風力発電事業者として，SPC の有限責任中間法人「グリーンファンド石狩」を設立する。事業を行なう上で必要な建設資金の融資契約や，電力会社との売電契約などは SPC であるグリーンファンド石狩が行なう。これによって，風力発電の事業リスクを NPO 法人である北海道グリーンファンドから切り離す[209]。また，（株）自然エネルギー市民ファンドが営業者として，出資者と「匿名組合契約」を結び，出資金を取りまとめて風力事業者であ

203）『中国新聞』（2003 年９月１日，朝刊）。
204）北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/citizn/ishikari/ishikari.html）。
205）『日経産業新聞』（2002 年 12 月 26 日）。
206）『日経産業新聞』（2003 年４月９日）。
207）『朝日新聞』（2003 年４月 23 日，朝刊）。
208）209）北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/citizn/ishikari/ishikari.html）。

る「グリーンファンド石狩」に貸し付ける。「グリーンファンド石狩」は，北海道電力に対して売電する[210]。こうして建設された市民風車が「かぜるちゃん」である。

他方，２万 kw の自治体枠への応募は，瀬棚町など４件で，0.4 万 kw にとどまった[211]。石狩市では当時，田岡克介市長を中心に環境問題へのさまざまな取り組みの可能性を探っていた。しかしながら，自治体財政はどこも厳しく，自治体単独でリスクをとって，風力発電事業を行うのは困難であった。

北海道電力による一般公募枠の制限によって，北海道内での市民風車建設に「待った」をかけられていた北海道グリーンファンドは，この自治体枠も有効に利用する方法はないかと考えていた。そんな折，いくつかの偶然がきっかけとなって，石狩市との協働により自治体枠を利用した風車建設が検討されることになった。

上述のように，「かぜるちゃん」の建設は既に決まっていた。「建設が決まっている風車の隣にもう１本風車を建てれば，工事費が節約できる。そうすれば，われわれ（北海道グリーンファンド）にとってメリットがある。他方，石狩市にしてみれば，市民出資スキームを活用することで，実質的には，自らの負担なしで風力発電事業を実現できる。これはいい話ですねと，とんとんと話が進んだ[212]」という。

石狩市側の窓口部署は，企業誘致室であった。市の担当者である池田と鍋谷，そして北海道グリーンファンドの鈴木は，一風変わったスキームを着想した。それは，風力事業者によって発電された電力をいったん石狩市が買い取り，その電力をそのまま，自治体枠を利用して石狩市から北海道電力へ売却する[213]，というものであった[214]。理論的には可能に思えるこのアイディアも，実現にはいくつかのハードルがあった。鈴木らは，電気事業法をはじめとする関連法規を丹念に調べて，法律的には問題がないことを確認した。北海道電力側との折衝に関しては，グリーン電力料金制度の実現に力を貸した岩浪が一役買った[215]。こうして，自治体枠を利用した市民風車の建設が現実のものとなった[216]。

実際の風力発電事業の展開は，上述の「かぜるちゃん」のケースとほぼ同様である。すなわち，風力発電事業者が SPC の有限責任中間法人「いしかり市民風車発電」，（株）自然エネルギー市民ファンドが営業者として出資者と「匿名組合契約」を結ぶというものである（図９）。こうして，自治体枠を利用した市民風車の「かりんぷう」が「かぜるちゃん」に隣接して建設されたのである。

「かぜるちゃん」と「かりんぷう」は，2004 年 10 月に着工し，翌 2005 年３月に営業運転を開始した。なお，「わんず」や「天風丸」と同様，２基の風車とも NEDO の「新エネ非営利活動促進事業費補助金」による助成を受けた[217]。

④　その他の市民風車

2006 年には，４基の市民風車が次々に建設された。２月に「まぐるんちゃん」（青森県・大間町），３月に「風こまち」と「竿太朗」（いずれも秋田県・秋田市），そして７月に「かざみ」（千葉県・旭市[218]）が相次いで完成した[219]。

210）自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/fund/fund_kazeru.html）。

211）『読売新聞』（2003 年４月８日，夕刊）。枠を残すことになったため，後日，再募集，再々募集が行われた。

212）鈴木への聴取調査（2007 年 11 月 26 日）。

213）214）厳密には，発電された電力を北海道電力に売電するとともに，必要とする電力事業者に対しては，RPS 量も売却される（http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/life/kouwank01062.html）。なお，RPS 法については，後述。

215）216）鈴木への聴取調査（2007 年 11 月 26 日），および岩浪への聴取調査（2007 年 12 月 14 日）。

217）北海道グリーンファンド Web ページ（http://www.h-greenfund.jp/citizn/ishikari/ishikari_gaiyou.html）。

218）旧・海上（うなかみ）町。

219）自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/community/community_top.html）。

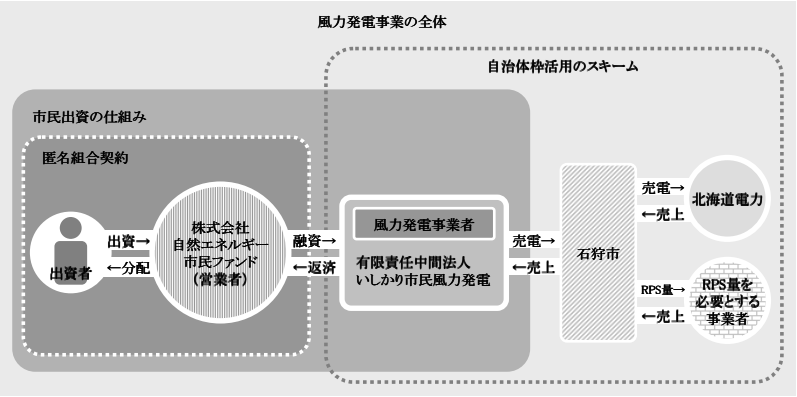

出所：石狩市 Web ページ（http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/life/kouwank01062.html）および図 6 を参考に筆者作成。

図 9　「かりんぷう」の建設・運転におけるお金の流れ

さらに 2007 年 10 月，10 基目の市民風車が茨城県神栖市波崎地区に完成した。この風車は，公募によって「なみまる」と名付けられた[220]。

「はまかぜちゃん」から「かりんぷう」までの 5 基は，1 基ごとに匿名組合出資を募る方法で資金を確保し，1 基ずつ事業化してきた。これに対して，「まぐるんちゃん」から「なみまる」までの 5 基は，一括募集で出資を募った点で新方式であった。全体の募集額は，8 億 6,000 万円と大きく，1,043 名，1,720 口（1 口 50 万円）の出資を得た[221]。

1 基ごとに出資を募る場合，万一，計画通りに風が吹かなければ想定量の発電ができず，結果として売電収入も見込みどおりにはならない恐れがある[222]。あるいは，落雷事故や台風など予想外の災害によって風車が損壊し，長期間運転を休止せざるを得ない事態が生ずれば，やはり見込みどおりのリターンは得られない[223]。最悪の場合，投資回収が不可能になるリスクもある。

これに対して，一括募集方式であれば，5 基の風車は建設場所が分散される。これにともない，風況の見込み違いや災害等のリスクも分散されることになる[224]。この意味で，より有効な市民出資の募集形態であるといえる（図 10）。

3）北海道グリーンファンドによるその他の活動

北海道グリーンファンドによる自然エネルギーのプロジェクト支援は，風力発電に留まらない。たとえば，2005 年 2 月には，長野県飯田市における太陽光市民共同発電所（保育園，公民館等における太陽光発電パネルの設置）に対して，また 2006 年 3 月には，岡山県備前市におけるグリーン熱供給設備（木質バイオマス利用によるストーブ）に対して設置支援を行っている。

さらに，北海道グリーンファンドは，SPC である株式会社北海道市民風力発電の子会社として，株式会社市民風車を設立し，関東以西の市民風車事業者に対するコンサルタント業務や開発支援業務などを行っている[225]。

220）『茨城新聞』（2007 年 10 月 22 日，朝刊）。
221）藤井（2007），p. 131，および自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/fund/fund_2006.html）。
222）*ibid.*, pp. 131-132。
223）損害保険には加入しているものの，リターンについての十分な補償はほとんど期待できない。
224）藤井（2007），p. 132。
225）上述のとおり，2006 年 10 月，これら両社は合併した。存続会社は，株式会社市民風力発電である。

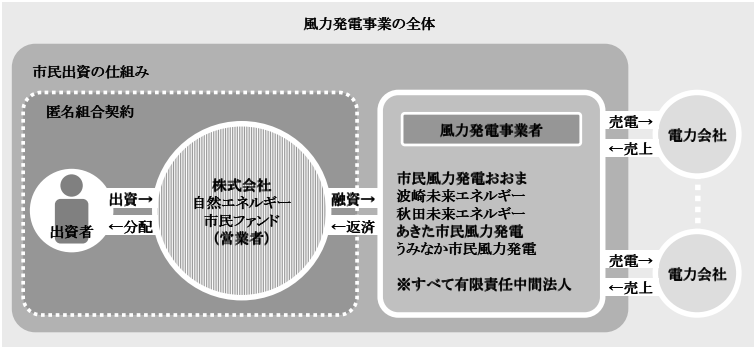

出所：自然エネルギー市民ファンド Web ページ（http://www.greenfund.jp/fund/fund_2006.html）および図 6 を参考に筆者作成。

図 10　一括募集方式による市民風車の建設・運転におけるお金の流れ

「グリーン電気料金制度の普及や，風力発電に代表される自然エネルギーの利用が増加したとしても，エネルギーの利用そのものが減少しない限り，持続可能なエネルギー社会とはいえない。エネルギーを効率よく利用することでエネルギーのムダ遣いをなくし，豊かな低エネルギー社会を目指すべきである」との観点から，北海道グリーンファンドは，省エネルギーの普及活動にも注力している。

具体的には，2002 年以来，省エネグッズの見本市である「省エネ・エコメッセ」を毎年開催する，地球温暖化防止 DVD「STOP！ 地球温暖化　～未来のために今できること～」を作成し無料配布する，あるいは，省エネルギーにつながる「保温調理」によるレシピを作成・紹介するなど，各種の啓蒙活動を展開している。

北海道グリーンファンドは，「地球温暖化を防ぐためには，化石燃料中心のエネルギー消費や，その代替を原子力だけに頼ったエネルギー政策からの脱却が必要である」と考えている。こうした観点から，専門家や非営利のシンクタンクなどとも連携し「持続可能な北海道のエネルギー政策」を提言・発表している[226]。

多数存在する NPO 法人の一つに過ぎない北海道グリーンファンドは，単体で市民風車建設，各種啓発事業，エネルギー政策提言などの活動を展開しているわけではない。これまで検討してきたように，現実には，さまざまな主体と連携しながら各種の活動を進めているのである。

（2）政府（国，石狩市）

第 4 期における政府の主たる動向は次の通りである。

2003 年 4 月，「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」，いわゆる RPS 法が施行された。概要は次の通りである。

電気事業者は，再生可能エネルギー（renewables）等から発電される電気を，販売量に応じて一定比率以上利用することが義務づけられる（portfolio standard）。国は，再生可能エネルギーに「環境価値」を認め，それを証書化して流通（売買）させる。これによって，新エネルギー等の一層の普及を図る[227]。

たとえば，風力発電の適地は風の強い北日本

226）たとえば，『北海道新聞』（全道版）（2002 年 2 月 2 日，夕刊），p. 8。

227）経済産業省 Web ページ（http://www.enecho.meti.go.jp/hydraulic/living/rps/top.html），および『エコノミスト』（2004 年 1 月 20 日），pp. 72-75。

に偏っている[228]。このため，風力発電事業者が多く存在し，風力発電による電力を北海道電力や東北電力が売電することになり，RPS の義務量達成に余裕が生じる。他方，東京電力をはじめとする日本の南や西の電力会社は，RPS 義務量の達成が困難になるから，この不足分を，北の電力会社２社，または風力発電事業者から証書として購入するインセンティブが高まる。こうして，結果的には風力発電の市場が拡大する[229]。風力のみならず，さまざまな再生可能エネルギー（新エネルギー）に関して，こうした考え方にもとづいて普及を図ろうとするのが，RPS 法の目的である[230]。

しかしながら，この RPS 法に関しては，問題もいくつか指摘されている。第１の問題は，RPS 法に基づく再生可能エネルギーの利用目標量が低すぎるのではないか，という点である。「国内全発電量に占める新エネルギーや地熱，水力の発電量は，たとえば，2001 年の実績値で 9.1%である。これに対して，RPS 法がうたう 2010 年度の利用目標量は，11%にとどまっている。新エネ導入に熱心な欧州各国の 2001 年実績と 2010 年目標は，ドイツ：7.6%→12.5%，フランス：14.3%→21.0%，デンマーク：17.1%→29.0%など，その差は開くばかりなのである[231]」。利用目標量が低いため，RPS 量を充足してしまっていることを理由に，既存の電力会社が，再生可能エネルギーの買い取りを渋る（あるいは，拒む）可能性も否めない[232]。

第２の問題は，2010 年の再生可能エネルギー確保目標に至る整備量カーブの作り方が小さい（すなわち，当初は利用目標量が小さく，2008 年度以降，急速に増加する設計になっている）ため，市場拡大に繋がらない可能性が指摘される点である[233]。

第３の問題は，RPS 法によって，既存の電力会社が（風力発電事業者などの）再生可能エネルギーによる電気を買い取る場合，「電力価値」と「環境価値」に分けての調達が可能になったため，「環境価値」分を出来るだけ低く抑えようというインセンティブが働いてしまう点である。このため，既存の電力会社が資本参加している大手風力発電事業者以外，コストが見合わず，市民風車に代表されるような小規模の風力発電事業者が淘汰されてしまう懸念が指摘されている[234]。

この時期，経済産業省の所管である NEDO は，上述のように，風力発電設備の建設にあたって一定の助成を継続してきた。これら助成は，市民風車のみならず，風力発電事業の普及を後押ししていると考えられる。

「かぜるちゃん」と「かりんぷう」が建設された石狩市では，上述のように，田岡市長が環境問題や省エネルギー問題に関心を寄せていた。鈴木が生活クラブ生協の職員だった頃から，市民ネットの運動に参加していた議会議員らを通

228）2007 年３月末における都道府県別風力発電導入量は，北海道の設備容量が 24 万 2,955kw と圧倒的に多く，青森県が 17 万 8,625kw で第２位，秋田県が 12 万 2,650kw で第３位となっている。これら３道県だけで，全体の設備容量の 36.5%を占めている。なお，日本全体での設備容量の総計は，149 万 527kw である（NEDO 資料）。

229）『エコノミスト』2004 年１月 20 日，pp. 72-75。

230）経済産業省 Web ページ（http://www.enecho.meti.go.jp/hydraulic/living/rps/top.html）。RPS 法の対象となる再生可能エネルギーは，風力発電，太陽光発電，バイオマス（動植物由来の有機物による）発電，中小水力発電（水路式で，出力 1,000kw 以下），地熱発電である。

231）この部分，『毎日新聞』（2004 年 10 月５日，朝刊，井上英介による記名記事）。

232）RPS 法が施行された 2003 年度，北海道電力に課された RPS 導入義務量は年間２億 5,000 万キロワットであった。それに対して，同年度，北電の RPS 導入実績量は年間４億キロワットであり，大幅な達成超過となっていた（同上）。

233）飯田哲也のコメント（『建設通信新聞』，2004 年７月９日）。

234）この段落，『エコノミスト』2004 年１月 20 日，pp. 72-75。

じて，田岡とは繋がりがあった[235]。こうした一定期間にわたる人的ネットワークは，たとえば，自治体枠を活用したスキームの実現など，市民風車建設の事業をより円滑に進めるための一助となっていたと考えられる。

（3）企業（電力会社，カタログハウスほか）

上述のように，北海道電力は，2003 年 4 月に，新たに風力電力の受け入れ枠を 10 万 kw 増設することを発表し，一般公募枠（8 万 kw）と自治体枠（2 万 kw）の募集を行った。

東北電力は，2003 年度以降，風力発電による電力の優遇固定価格での買い取りの中止を発表した。

2004 年から 2005 年にかけて，（株）カタログハウスは，同社が発行している『通販生活』の誌面において，石狩市の市民風車に対する市民出資を取り上げ，全国の読者に紹介した[236]。これまでも，新聞等のメディアで北海道グリーンファンドの活動を知った市民からの問い合わせは，ぽつぽつとあった。しかし，規模の小さい NPO である北海道グリーンファンドには，いわゆる「顧客リスト」は存在していなかった。『通販生活』で取り上げられたことが契機となって，顧客数はかなり増えた[237]。

現在，北海道グリーンファンドでは「企業サポーター」を募っている。活動理念に賛同した企業が，北海道グリーンファンドの Web サイトに広告を掲載し，北海道グリーンファンドの活動を支援するものである。

2007 年 12 月の時点では，「びっくりドンキー」や「ペペサーレ」などの業態を全国展開している外食企業の（株）アレフ，風力発電事業者であるクリーンエナジーファクトリー（株），上述の（株）カタログハウス，自然エネルギー関連機器の販売等を行っている（有）三素，住宅デベロッパーの（株）アクシエ，そして，杉山や鈴木の出身母体である生活クラブ生協北海道がサポーターとして登録している。

（4）第 4 期の小括

第 4 期は，市民風車第 1 号機「はまかぜ」ちゃんの運転開始後の協働展開期である。第 4 期の参加者の行動は以下の通りである（87 頁の表 2 の第 4 列）。

①　協働アクティビスト

第 4 期の協働アクティビストも②鈴木亨である。鈴木は，「はまかぜ」ちゃん建設の出資スキームの全国区への拡大，株式会社の組織化による事業の拡大などに貢献した。

②　参加者

第 4 期の主たる参加者は，①'グリーン・エネルギーに興味を持つ市民，③北海道電力，⑩石狩市，⑪カタログハウス，⑫東北電力などである。

青森や秋田を皮切りに，日本の各地で市民風車の建設が始まった。カタログハウスの『通販生活』で市民風車への市民出資が取り上げられたことは，北海道グリーンファンドにとっては「顧客リスト」を急速に拡大する好機であった。また，北海道電力による風力発電の買い取り枠の制限を克服するため，自治体である石狩市との協働を通じて，「かりんぷう」のプロジェクトが実現した。

③　協働の場

第 4 期の主たる協働の場は，③北海道グリーンファンドと④株式会社自然エネルギー市民ファンドであった。これらの場を通じて，新たな市民風車が建設された。「かりんぷう」のプロジェクトにおいては，⑤石狩市の企業誘致室も協働の場であった。

④　問題の流れ

第 4 期においては，問題の窓⑤「東北電力の

235）236）鈴木への聴取調査（2007 年 11 月 26 日）。

237）同上。ここでいう顧客とは，北海道グリーンファンドの諸活動に関心を持ち，市民風車に対して出資をしてくれる人や，グリーン電力料金制度の会員になってくれる人という意味で使われている。営利企業でいう顧客とは，ややニュアンスが異なる点に注意する必要がある。

風力発電の買い取り枠廃止の発表」が開いたのを契機に，問題④「自然エネルギーの一層の普及（「わんず」と 「天風丸」等の建設）」が認識・定義された。この問題④は，開いている問題の窓⑤を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑤　解決策の流れ

第４期においては，解決策の窓⑤「全国へ拡大した新たな市民出資スキームの鈴木による発案」が開いたのを契機に，解決策⑤「全国へ拡大した新たな市民出資スキーム」が生成・特定化された。この解決策⑤は，開いている解決策の窓⑤を通って，活動の流れに流入し浮遊していた。

⑥　組織のやる気の流れ

第４期では，組織のやる気の窓④「市民風車１号機の成功」が開いたのを契機に，組織のやる気⑨「グリーン・エネルギーに興味を持つ全国の市民の一層のやる気」が，組織のやる気の流れに流入し，開いている組織のやる気の窓④を通って活動の流れに流入し浮遊していた。

⑦　活動の流れ

第４期には，市民風車の建設・稼働のためのさまざま組織が設立された（活動⑩）。これら組織の活用により，「わんず」，「天風丸」，「かぜるちゃん」，「かりんぷう」，「まぐるちゃん」，「風こまち」，「竿太郎」，「かざみ」，「なみまる」等の市民風車が全国に建設され，稼働している（活動⑪）。

⑧　４つの結びつき

第４期においては，アジェンダ（問題①−④），諸解決策（解決策①−⑤），組織のやる気状況（組織のやる気①−⑨），活動状況（活動①−⑩）の４つは，第３期に比してさらに具体的で十分な内容を備え，相互に結び付き１つのパッケージを構成した。その結果，新たな協働である，市民風車の全国での建設・稼動が展開された（活動⑪）。

Ⅳ　霧多布湿原トラストと北海道グリーンファンドの年代記分析による命題の析出

本節では，協働の窓モデルにもとづいた霧多布湿原トラストと北海道グリーンファンドの全４期間における参加者の行動とその相互関係がいかに変化したかを解明する。すなわち，参加者の行動とその相互関係の変化のパターンを年代記分析にもとづき析出する。年代記分析は，次の３つの手続きにより行われた。

（１）２つの協働プロジェクトのそれぞれの各期の小括をもとに，表１および表２を作成した。

（２）表１と表２の各行と全行の観察にもとづく年代記分析を試み，２つの協働プロジェクトに共通する特徴を命題として析出した。

（３）析出された 20 の命題それぞれに関して説明を加えた。

１．参加者の特定化と協働の場の設定

命題１：協働には，セクターを異にする複数の中核的参加者が継続的に参加している。

霧多布湿原トラストの中核的参加者は，①NPO であるファンクラブ[238]＆プラン会議，②町づくりを目指した浜中町，③ファンクラブの支援企業であるキユーピーの３つのセクターを異にする組織である。これら中核的参加者は，1986 年以降，霧多布湿原トラストに継続して参加してきた。

北海道グリーンファンド[239] の中核的参加者は，①NPO である生活クラブ生活協同組合北

238）「ファンクラブ＆プラン会議」とは，以下では，特に断らない限り，第１期の「霧多布湿原にほれた会」，第２期と第３期の「霧多布湿原ファンクラブ」と「プラン会議」，第４期の「霧多布湿原トラスト」の３つを指している。

239）「北海道グリーンファンド」とは，以下では，北海道グリーンファンドを中心とする協働そのもの，および，北海道グリーンファンドの協働への参加者を指している。

海道や北海道グリーンファンド，②市民風車の建設地となった自治体（浜頓別町や石狩市など），③北海道電力をはじめとする電力会社，の３つのセクターを異にする組織である。これら参加者は，時期によってコミットメントの強弱はあるものの，市民が中心となってグリーン電力を生み出すための諸活動に継続的に参加してきた。

命題２：中核的参加者間に協働資源の相互補完性がある場合，協働が促進される。

協働資源とは，協働を実現するために必要であり，中核的参加者が自らの活動のなかで保有・蓄積してきた資源である。参加者の熱意，資金，知識，経験，プロジェクトの正当性などがこれに当たる。

霧多布湿原トラストの３つの中核的参加者の協働資源は，以下の通りであった。

①のファンクラブ＆プラン会議は，湿原保全の熱意は持っていた。しかし，湿原民有地の買い取り保全を行うための資金を有していなかった[240]。

②の浜中町は，町づくりの熱意を持つとともに，町予算を活用できるため，ファンクラブ＆プラン会議よりは多くの資金を有していた。③のキユーピーは，湿原保全には一定の理解を示し，ファンクラブの会報に広告を掲載し支援する程度の資金は有していた。しかし，浜中町の町づくりへの関心は高いとはいえなかった。

北海道グリーファンドの３つの中核的参加者の協働資源は，以下の通りであった。①のNPOである生活クラブ生協は，「食の安全・安心を守りたい」という熱意から派生して，「原発反対・脱原子力社会」を目指す抵抗型の運動に対する熱意を保有していた。この熱意は提案型運動への熱意に転換され，北海道グリーファンドの設立に繋がっていくことになる。他方，生活クラブ生協や北海道グリーファンドは，グリーン電力料金や市民風車を実現するための，具体的な手段を十分に保有してはいなかった。

②の自治体は，国の政策としての新エネルギーへの取り組みを受けて，①のNPOの活動を支援する，あるいは少なくとも妨げない準備を有していた。また，一部の自治体においては，首長の興味や関心に応じて，北海道グリーンファンドの取り組みを積極的にサポートした。

③の北海道電力をはじめとする電力会社も，②の自治体と同様，①のNPOの活動を，少なくとも積極的に妨げることはしなかった。加えて，北海道グリーファンドの活動の中心であるグリーン電力料金制度ならびに市民風車による発電のいずれもが，北海道電力（および，他の電力会社）の協力がなければ決して実現しないプロジェクトであった。

以上のように，北海道グリーファンドの３つの中核的参加者間には，協働資源の相互補完性があり，協働が促進された。

命題３：協働の周辺参加者は，時間の経過とともに変化する。

霧多布湿原トラストの場合，第１期の周辺参加者としては ①湿原中央部を天然記念物に指定した「政府」と，②厚岸道立自然公園を設けるとともに霧多布湿原を銃猟禁止区域に指定した「北海道」の２つがあげられる。第２期～第４期の周辺参加者としては，マスコミがあげられる。

漁協・農協・商工会等は，第１期と第２期の初めまでは，ファンクラブやプラン会議の活動に批判的であった。しかし，第２期の途中からは，霧多布湿原トラストに協力的な周辺参加者に変わった。

北海道グリーンファンドの場合，第１期と第２期の周辺参加者は，①原子力エネルギーを国策として推進しようとしていた政府（国）や，②その政策にもとづいて原子力発電所の建設を計画・実行した北海道電力である。第３期と第４期の周辺参加者は，①トーメンパワージャパ

240）ファンクラブの会員の年会費は1,000円であった。三膳時子への聴取調査（2007年8月28日）。

表１　霧多布湿原トラストの年代記分析の結果

		ファンクラブ＆プラン会議発足までの協働前史（第１期1986年７月以前）	ファンクラブ＆プラン会議発足からラムサール条約湿地登録までの協働形成期（第２期1986年８月～1993年５月）	ラムサール条約湿地登録から霧多布湿原トラスト設立までの協働実現期（第３期1993年６月～2000年１月）	霧多布湿原トラストを中心とする協働展開期（第４期2000年２月～現在）
協働アクティビスト		①伊東俊和ほれた会事務局長，②渡部和雄浜中町長	①伊東俊和，②渡部和雄町長	①伊東俊和	
参加者		①浜中町，②北海道・国，③霧多布湿原にほれた会，④キユーピー	⑤ファンクラブ＆プラン会議，⑥漁協・農協・商工会	⑦霧多布湿原センター友の会	⑧霧多布湿原トラスト，⑨ニュースキンジャパン，⑩タカナシ乳業，⑪セブン−イレブンみどりの基金
協働の場		①霧多布湿原，②喫茶店てんぼうだい，③浜中町観光課	①霧多布湿原，②喫茶店てんぼうだい，③浜中町観光課，④ファンクラブ＆プラン会議の会合	①霧多布湿原，②喫茶店てんぼうだい，③浜中町観光課，④ファンクラブ＆プラン会議の会合，⑤霧多布湿原センター	①霧多布湿原，②喫茶店てんぼうだい，③浜中町観光課，⑤霧多布湿原センター
問題の流れ	アジェンダ		アジェンダ（問題①−②）	アジェンダ（問題①−②）	アジェンダ（問題①−④）
	問題	①楽しみながらの霧多布湿原の保全，②浜中町の町づくり		③地主からの買い取り要請への対応，④「はまなかエコミュージアム構想」	
	問題の窓	①霧多布湿原にほれた会の発足，②「町の青年婦人と語る集い」の開催		③湿原民有地地主からの買い取り要請，④「はまなかエコミュージアム構想」の提言	
解決策の流れ	諸解決策		諸解決策（解決策①）	諸解決策（解決策①−②）	諸解決策（解決策①−③）
	解決策	①湿原民有地の買い取り保全案	②湿原民有地の借り上げ保全案	③NPO法人霧多布湿原トラスト設立申請書	
	解決策の窓		①ファンクラブによる仲の浜地区湿原民有地の借り上げの実施	②NPO法の施行	
活動の流れ	活動	①喫茶店てんぼうだいでの伊東・町民・観光客間の交流	②地主の好意により地代無料化，③町による湿原民有地（瞼暮帰島）の買い取り，④町による湿原民有地（奥琵琶瀬）の買い取り，⑤ファンクラブによる琵琶瀬地区の借り上げ，⑥町による湿原民有地（榊町）の買い取りと２回の贈与の受け入れ，⑦霧多布湿原のラムサール条約湿地登録	⑧町が湿原学術研究支援制度を開始，⑨民有地の借り上げによる橋本木道公園の設置，⑩霧多布高校での「湿原を含む郷土の自然」講義の開始，⑪NPO法人霧多布湿原トラスト設立され，浜中町，キユーピー等がトラストの法人会員になる	⑫トラストによるナショナルトラスト運動の開始，⑬インフォメーションセンターのオープン，⑭仲の浜地区借上地の買い取り保全，⑮トラストによる湿原復旧事業の開始，⑯浜中町によるトラストに対する法人町民税の減免，⑰浜中町によるエコツアー研究会の開催，⑱トラストによる湿原の生態調査の実施，⑲浜中町によるトラストに対する固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税の減免，⑳浜中農協とトラストとの土地の共同保有，㉑みどりの基金によるトラストに対する資金提供，㉒北海道による釧路環境人材ミーティングの設立，㉓トラストが認定NPO法人になる
	活動状況		活動状況（活動①）	活動状況（活動①−⑦）	
組織のやる気の流れ	組織のやる気の窓		①ファンクラブ＆プラン会議の発足，②ラムサール条約釧路会議開催決定による霧多布湿原登録への期待	③プラン会議による伊東俊和の米国NPO研修派遣	④霧多布湿原トラストの活動開始
	組織のやる気		①ファンクラブ＆プラン会議のやる気，②浜中町のやる気	③ファンクラブ＆プラン会議の一層のやる気	④霧多布湿原トラストのやる気
	組織のやる気状況			組織のやる気状況（組織のやる気①−②）	組織のやる気状況（組織のやる気②）
協働の窓が開いた際のアジェンダ・諸解決策・組織のやる気状況・活動状況の４つの結び付き		４つは相互に全く結びついていない。【アジェンダ（問題①−②），諸解決策（解決策①），組織のやる気状況（組織のやる気なし），活動状況（活動①）】	４つのうち３つは部分的に結び付いている。【アジェンダ（問題①−②），諸解決策（解決策①−②），組織のやる気状況（組織のやる気①−②），活動状況（活動①−⑥）】	４つは相互に結びついている。【アジェンダ（問題①−④），諸解決策（解決策①−③），組織のやる気状況（組織のやる気①−③），活動状況（活動①−⑩）】	４つは相互に結びついている。【アジェンダ（問題①−④），諸解決策（解決策①−③），組織のやる気状況（組織のやる気②，④），活動状況（活動①−㉒）】

表２　北海道グリーンファンドの年代記分析の結果

		抵抗型の脱原発運動の限界とその認識の協働前史（第１期 1996 年 12 月以前）	グリーン電気料金制度の構想からグリーンファンド設立までの協働形成期（第２期 1997 年 i1 月から 1999 年 12 月まで）	グリーンファンド設立から市民風車１号機の建設までの協働実現期（第３期 2000 年１月から 2001 年９月まで）	市民風車運転開始後の協働展開期（第４期 2001 年 10 月から現在まで）
協働アクティビスト		①杉山さかゑ	①杉山さかゑ，②鈴木亨，③岩浪國洋	②鈴木亨	②鈴木亨
参加者		①脱原発を志向する市民	②生活クラブ生協組合員，①'グリーンエネルギーに興味を持つ市民，③北海道電力，④他の電力会社，⑤長谷川公一，⑥飯田哲也	①'グリーンエネルギーに興味を持つ市民，③北海道電力，⑦トーメンパワージャパン，⑧北洋銀行，⑨浜頓別町	①'グリーン・エネルギーに興味を持つ市民，③北海道電力，⑩石狩市，⑪カタログハウス，⑫東北電力
協働の場		①生活クラブ生協北海道，②さようなら原子力発電の会	①'生活クラブ生協北海道内の「グリーン電力制度検討会」，③北海道グリーンファンド	③北海道グリーンファンド，④株式会社自然エネルギー市民ファンド	③北海道グリーンファンド，④株式会社自然エネルギー市民ファンド，⑤石狩市の企業誘致室
問題の流れ	アジェンダ		アジェンダ（問題①）	アジェンダ（問題①－②）	アジェンダ（問題①－③）
	問題	①反原発・脱原発	②市民自らの理念に基づくエネルギーの選択（自然エネルギー）	③市民風車第１号機の建設	④自然エネルギーの一層の普及（「わんず」と「天風丸」等の建設）
	問題の窓	①チェルノブイリ原発事故と食物（茶葉）汚染，②北電・泊原発の稼働	③京都議定書（COP3）の締結	④北電による風力発電の買い取り枠増減の不透明化	⑤東北電力の風力発電の買い取り枠廃止の発表
解決策の流れ	諸解決策		諸解決策（解決策①）	諸解決策（解決策①－②）	諸解決策（解決策①－④）
	解決策	①拡大されたエネルギーの選択肢（原子力に加え自然エネルギー）	②電力料金データの開示と寄付制度	③匿名組合による市民出資スキーム，④風車発電の技術	⑤全国へ拡大した新たな市民出資スキーム
	解決策の窓	①電気事業法改正と電力事業規制緩和	②生活クラブ生協と北海道電力との協働	③鈴木による資金調達法の発案，④トーメン大谷のグリンファンドへの移籍	⑤全国へ拡大した新たな市民出資スキームの鈴木による発案
活動の流れ	活動	①スリーマイル原発事故，②泊原発１号機運転開始の可否を問う道民投票条例制定の直接請求，③脱原発・反原発の各種啓蒙活動，④泊原発３号機増設阻止の失敗	⑤外国の事例研究，⑥グリーン電力制度実現に向けた協議やシステム設計，⑦生活クラブ生協グリーン電力料金制度の試験的運用，⑧グリーン電力料金制度の正式運用	⑨市民風車第１号「はまかぜ」ちゃんの建設	⑩市民風車のためのさまざまな組織の設立 ⑪市民風車の全国での建設・稼働
	活動状況		活動状況（活動①－④）	活動状況（活動①－⑧）	活動状況（活動④－⑨）
組織のやる気の流れ	組織のやる気の窓		①欧米先進国のグリーン・エネルギーへの取り組み	②北洋銀行の融資申し出，③市民出資による短期間の資金調達の成功	④市民風車１号機の成功
	組織のやる気	①生活クラブ生協のやる気，②さようなら原子力発電の会のやる気，③泊原発凍結！道民の会	④生活クラブ生協の一層のやる気，⑤北海道グリーンファンドのやる気，⑥北海道電力のやる気	⑦北洋銀行のやる気，⑧北海道グリーンファンドの一層のやる気	⑨グリーン・エネルギーに興味を持つ全国の市民の一層のやる気
	組織のやる気状況		組織のやる気状況（組織のやる気①－③）	組織のやる気状況（組織のやる気③－⑥）	組織のやる気状況（組織のやる気①－⑧）
協働の窓が開いた際のアジェンダ・諸解決策・組織のやる気状況・活動状況の４つの結び付き		４つは相互に全く結び付いていない。 【アジェンダ（問題①），諸解決策（解決策①），組織のやる気状況（組織のやる気①－③），活動状況（活動①－④）】	４つは相互に結び付いていない。 【アジェンダ（問題①－②），諸解決策（解決策①－②），組織のやる気状況（組織のやる気①－⑥），活動状況（活動①－⑧）】	４つは相互に結び付いている。 【アジェンダ（問題①－③），諸解決策（解決策①－④），組織のやる気状況（組織のやる気①－⑧），活動状況（活動①－⑧）】	４つは相互に結び付いている。 【アジェンダ（問題①－④），諸解決策（解決策①－⑤），組織のやる気状況（組織のやる気①－⑨），活動状況（活動①－⑩）】

ン，②北洋銀行，③マスコミ，④サポーター企業等をあげることができる。

第１期においては，北海道電力と生活クラブ生協とは，敵対的な関係にあった。しかし第２期においては，北海道電力側の協力がなければ，グリーン電力料金制度は決して実現しなかった。また，第３期以降，市民風車が少しずつ注目を集めていくにつれて，サポーター企業等の周辺参加者が増加した。

命題４：協働アクティビストが，複数の重層的に連結された場を設定し活用する場合，協働が促進される。

霧多布湿原トラストの場合の鍵となる協働の場は，①参加者の目の前に拡がっている霧多布湿原である。協働アクティビストの伊東俊和は，①に加えて，②「喫茶店てんぼうだい」と③「ファンクラブ＆プラン会議の会合」という協働の場を設定・活用した。

もう１人の協働アクティビストである渡部和雄町長は，③「ファンクラブ＆プラン会議の会合」と④「浜中町観光課」という協働の場を活用した。さらに渡部町長は，将来多くの参加者の協働の場となった⑤霧多布湿原センターを新たに設定した。

霧多布湿原トラストの場合の以上５つの協働の場は，重層的に連結されており，協働が促進された。

北海道グリーンファンドの場合，協働アクティビストの杉山さかゑや鈴木亨は，「クラブ生協北海道」や，後の「北海道グリーファンド」における①「各種勉強会」，②「組織の事務局」，および，③「市民風車が建設された個々の地域（現場）」という場を設定・活用した。同様に，３期および４期には，協働アクティビストが，図４や図６に示したような複数の組織を重層的に連結させることで，協働が促進された。

２．アジェンダの設定と解決策の特定化

命題５：アジェンダは，社会・政治・経済環境の影響を受ける。

霧多布湿原トラストの場合，当初のアジェンダは，問題①「楽しみながらの霧多布湿原の保全」と問題②「浜中町の町づくり」の２つから構成されていた。

このうち，問題①「楽しみながらの霧多布湿原の保全」は，地球規模の自然環境危機に影響されたものである。1972 年にスウェーデンで開かれた「国連人間環境会議」以降，地球規模の自然環境危機への対応は，国際政治の大きな課題となった。

問題②「浜中町の町づくり」は，地域経済の停滞と，それに伴う若年層の浜中町からの流出や高齢化に影響されたものである。

北海道グリーンファンドの当初のアジェンダは，問題①「反原発・脱原発」と問題②「市民自らの理念に基づくエネルギーの選択（自然エネルギー）」の２つから構成されていた。

このうち，問題①「反原発・脱原発」は，地球規模の自然環境問題であるチェルノブイリの原発事故とそれによる茶葉の汚染に影響されたものである。

問題②「市民自らの理念に基づくエネルギーの選択（自然エネルギー）」は，1990 年代半ばに，海外における自然エネルギーに対する取り組みが徐々にわが国にも紹介されはじめたことや，1997 年の京都会議（COP3）と京都議定書の締結など，社会・政治環境に影響されたものである。

命題６：アジェンダの進化によって，協働が促進される。

霧多布湿原トラストの場合，まず問題①「楽しみながらの霧多布湿原の保全」と問題②「浜中町の町づくり」の２つ，次に問題③「湿原民有地地主からの買い取り要請への対応」と問題④「はまなかエコミュージアム構想」の２つ，

計４つの問題が，順次，認識・定義されてきた。これら４つの問題のリストであるアジェンダは，次第に，具体的かつ高次の問題を含むよう進化し，協働を促進した。

北海道グリーンファンドの場合，まず問題①「反原発・脱原発」が認識・定義された。この問題は，やがて問題②「市民自らの理念に基づくエネルギーの選択（自然エネルギー）」へと変更されていった。さらに，問題③「市民風車の建設」と問題「④自然エネルギーの一層の普及」とが相次いで認識・定義された。これら４つの問題のリストであるアジェンダは，次第に，具体的かつ高次の問題を含むよう進化し，協働を促進した。

命題７：協働アクティビストが，アジェンダの重要性を参加者に認識させる場合，協働が促進される。

霧多布湿原トラストの場合，キユーピー出身の協働アクティビストである伊東俊和は，協働の場で，ファンクラブやプラン会議のメンバーである地元の青年たちに，霧多布湿原の素晴らしさを知らせ，保全することの重要性を認識させた。

もう１人の協働アクティビストである渡部和雄町長は，協働の場で，伊東俊和と同様に，ファンクラブやプラン会議のメンバーである地元の青年たちに，「浜中町の町づくりの必要性」を認識させた。

北海道グリーンファンドの場合，アクティビストの杉山さかゑと鈴木亨は，協働の場で，当初は「食の安全・安心」や「脱原発」を，後には「食だけではなくエネルギーについても自らの理念に基づいて選択・行動できるような仕組み」をつくることの重要性を認識させた。

命題８：参加者の共通の信念・思いから，明示的な言葉で表現された解決策が生成・特定化される場合，協働が促進される。

解決策の生成・特定化は，参加者の共通の信念や思いから明示的な言葉で表現されたコンセプトもしくはプロトタイプを創造するプロセスであった。

霧多布湿原トラストの場合，生成・特定化された解決策は，解決策①「湿原の買い取り保全案」，解決策②「湿原の借り上げ保全案」，解決策③「NPO 法人霧多布湿原トラストの設立申請書」の３つであった。

このうち解決策①「湿原の買い取り保全案」は，第１期に伊東俊和によって解決策の流れの中に投げ込まれた。解決策②「湿原の借り上げ保全案」は，解決策の窓①「ファンクラブによる仲の浜地区湿原民有地の借り上げの実施」が開くことによって生成・特定化された。解決策③「NPO 法人霧多布湿原トラストの設立申請書」は，第３期に解決策の窓②「NPO 法の施行」が開くことによって生成・特定化された。

北海道グリーンファンドの場合，生成・特定化された解決策は，解決策①「グリーン電力料金制度」（第２期），解決策②「市民風車建設のための市民出資スキーム」（第３期），解決策③「市民による風力発電事業を支援するためのプラットフォーム」（第４期）の３つであった。

霧多布湿原トラストと北海道グリーンファンドのいずれの場合も，協働アクティビストを含む参加者の共通の信念・思いから，明示的な言葉で表現された各３つの解決策が生成・特定化されたことから，協働が促進された。

命題９：(1)技術的実行可能性が高く，(2)コストが許容範囲内に収まり，(3)一般市民の黙認が得られる解決策が生成・特定化される場合，協働が促進される。

霧多布湿原トラストの場合，生成・特定化された解決策は，上述のように，解決策①「湿原民有地の買い取り保全案」，解決策②「湿原民有地の借り上げ保全案」，解決策③「NPO 法人設立申請書」の３つであった。

解決策①「買い取り保全案」は，霧多布湿原にほれた会が発足した 1985 年当時，技術的実

行可能性が低く，コストが許容範囲内に収まらず，一般市民の黙認が容易には得られない解決策であった。したがって，買い取り保全案は，第２期の浜中町による嶮暮帰島や湿原南側民有地 137 ヘクタールの緊急避難的な買い取りに限定して採用された解決策にすぎなかった。買い取り保全案の本格的な採用は，第４期の初めに NPO 法人霧多布湿原トラストが設立されるまで待たなければならなかった。

解決策②「湿原民有地の借り上げ保全案」は，次の３つの特徴を持っている。第１に，湿原の借り上げ保全を了承してくれそうな地主が何名か存在していた。したがって，借り上げ保全案は，技術的実行可能性が高い解決策と考えられた。第２に，借り上げ保全にともなう借地料は非常に低額（１ヘクタールの土地の１年間の地代は１万円）であった。したがって，借り上げ保全案のコストは，許容範囲内に収まっていた。なお１ヘクタールの土地とは，縦横 100 メートルの土地である。第３に，借り上げ保全案に対しては，大半の市民の態度は，少なくとも否定的ではなかった。したがって，借り上げ保全案は，一般市民の黙認が得られる解決策であった。

解決策③「NPO 法人設立申請書」は，1998 年 12 月に施行された NPO 法にもとづいて生成・特定化された解決策である。NPO 法人の設立は，従来の財団法人や社団法人の設立に比べて，はるかに簡便な手続きで可能であり，技術的実行可能性は高かった。NPO 法人を設立するための費用は一切かからず，コストが許容範囲内に収まる。霧多布湿原トラスト設立のための申請書が提出された 1999 年９月時点で，全国で認証された NPO 法人の数は 1,000 を超えていた。したがって，NPO 法人の設立は，一般市民の黙認が得られる解決策であった。

霧多布湿原トラストの場合，以上のように，解決策①「湿原民有地の買い取り保全案」，②「湿原民有地の借り上げ保全案」，③「NPO 法人設立申請書」の３つの解決策は，協働を通じた霧多布湿原の保全活動を促進した。

北海道グリーンファンドの場合，生成・特定化された解決策は，上述のように，解決策①「拡大されたエネルギーの選択肢（原子力に加え自然エネルギー）」，②「電力料金データの開示と寄付制度」，③「匿名組合による市民出資スキーム」，④「風車発電の技術」，⑤「全国へ拡大した新たな市民出資スキーム」の５つであった。

解決策①「拡大されたエネルギーの選択肢（原子力に加え自然エネルギー）」は，市民の黙認は容易に得られるであろうことが予想されたものの，技術的実行可能性およびコストの評価は困難である具体性に乏しい解決策であった。しかしながら，この解決策①は，第２期以降の具体的な解決策を生成・特定化するための出発点であったという意味で重要なものでもあった。

解決策②「電力料金データの開示と寄付制度」は，北海道電力の岩浪の協力によって技術的に実行が可能となった解決策である。この解決策は，新たな制度設計を実質的に必要としたわけではなく，既存の電力料金収受に関する様々な制度（仕組み）を巧みに組み合わせることで実現されるものであったという点で，コストも十分に許容範囲に収まるものであった。加えて，解決策①と同様に，この解決策は拡大されたエネルギーの選択肢を提供する物であったため，一般市民の黙認が得られる解決策であった。このため，北海道グリーンファンドのグリーン電力料金制度は，比較的短期間のうちに一定数の会員を獲得していった。

解決策④「風車発電の技術」は，北海道グリーンファンドが市民風車の建設を志向していた 2000 年当時において，すでに技術的実現可能性は高く，市民による黙認も得られる解決策であった。しかしながら，グリーン電力料金制度によるファンド（基金）のみで風車を建設しようとすると，きわめて長い期間を要するという意味では，コストが許容範囲に十分に収まっているとは言い難かった。風車建設のコスト問題を解消したのが，解決策③「匿名組合による市

民出資スキーム」であった。

解決策③「匿名組合による市民出資スキーム」は，次のような４つの長所を持っていた。i)必ずしもハイターンではないが，出資者は出資額を上限とする有限責任を担うものであってリスクも相対的に低い。ii)匿名組合出資を募ることで事業リスクの分離が容易である。iii)一口 50 万円という出資額が妥当である。しかも，iv)匿名組合出資の制度自体は法律によって定められた公正なものである。したがって，解決策③は，技術的実現可能性が高く，コストが許容範囲に収まり，一般市民の黙認が得られる解決策であった。このように，解決策④と解決策③が生成・特定化されたことによって，協働が促進された。

解決策⑤「全国へ拡大した新たな市民出資スキーム」は，解決策③と解決策④にもとづき洗練化された解決策である。すなわち，より広く市民出資を募り，その資金をもとに風力発電事業を行い，事業収益を出資者へ分配するための仕組みであった。解決策③および④と同様に，この解決策⑤も，技術的実現可能性が高く，コストが許容範囲に収まり，一般市民の黙認が得られる解決策であった。

北海道グリーンファンドの場合，以上のように，解決策①から解決策⑤の５つの解決策は，協働を通じたグリーン電力料金制度ならびに市民風車の建設を促進した。

命題10：協働アクティビストが，一定の期間にわたって解決策の融和をはかる場合，協働が促進される。

霧多布湿原トラストの場合の協働アクティビストである伊東俊和は，1984 年に霧多布湿原にほれた会を発足させた当時から，湿原民有地の買い取り保全案を構想していた[241]。彼は，以後 15 年間，解決策①「買い取り保全案」の融和を試みた。その結果，解決策①「買い取り保全案」は，2000 年に設立された NPO 法人霧多布湿原トラストの主たる解決策として，正式に決定・正当化され，協働が促進された。

北海道グリーンファンドの場合，協働アクティビストである杉山さかゑは，1987 年頃から，地球環境負荷の低い安全なエネルギーを模索してきた。もう１人のアクティビストである鈴木亨も，やはり 1990 年代の前半から同様の問題意識を持つようになった。当初の抵抗型の脱原発運動は十分な解決策を生み出さなかった。しかし，その間の経験は，後の解決策②「電気料金データの開示と寄付制度」や解決策③「匿名組合による市民出資スキーム」を生じさせるための重要な助走の役割を果たした。その結果，霧多布湿原トラストの場合と同様に，これら解決策が正式に決定・正当化され，協働が促進された。

３．組織のやる気の発揮と活動の展開

命題11：やる気が最も高い中核的参加者は，時間の経過とともに交替する。

霧多布湿原トラストの場合，参加者のやる気は次の通りであった。第１期には，特にやる気の高い参加者は存在しなかった。第２期には，ファンクラブ＆プラン会議と浜中町のやる気が高かった。第３期には，特に，ファンクラブ＆プラン会議のやる気が高かった。第４期には，NPO 法人霧多布湿原トラストのやる気が最も高かった。このように，やる気が最も高い中核的参加者は，時間の経過とともに交替した。

北海道グリーンファンドの場合，第１期においてやる気が高い参加者は，生活クラブ生協（脱原発を志向する会員たち）であった。第２期には，生活クラブ生協（のちに，北海道グリーンファンド設立準備委員会）や北海道電力のやる気が高かった。第３期には，特に，北海道グリーンファンドのやる気が高かった。第４期には，北海道グリーンファンドおよび，グリーン電力料金に興味を持つ全国の市民のやる気が高

241）瓜田勝也への聴取調査（2007 年 8 月 28 日）。

かった。このように，やる気がもっとも高い中核的参加者は，時間の経過とともに交替した。

命題12：新規の参加者が協働システムに参入した場合，組織のやる気の窓が開き，参加者のやる気は高まる。

霧多布湿原トラストの場合，第２期のファンクラブ＆プラン会議のやる気は，新規の参加者であるファンクラブ＆プラン会議が協働システムに参入した場合に生じたものである。また，第４期の NPO 法人霧多布トラストのやる気の高まりは，新規の参加者である NPO 法人霧多布トラストが，協働システムに参入した場合に生じたものである。

北海道グリーンファンドの場合，第２期の組織のやる気は，新規の参加者である飯田哲也や長谷川公一が欧米先進国におけるグリーン・エネルギーへの取り組みを紹介したことによって生じたものである。また，第４期の北海道グリーンファンドのやる気の高まりは，新規の参加者であるグリーン・エネルギーに興味を持つ全国の市民や石狩市，あるいはカタログハウスなどの企業が協働システムに参入することで生じた。

このように，新規の参加者が協働システムに参入した場合，組織のやる気の窓が開き，参加者のやる気は高まる。

命題13：既存の参加者が新たな活動プログラムを開始した場合，組織のやる気の窓が開き，参加者のやる気は高まる。

霧多布湿原トラストの場合，1990 年 10 月当時の浜中町のやる気の高まりは，ラムサール条約釧路会議開催決定による霧多布湿原登録への期待と実現によるものであった。

1999 年５月当時のファンクラブ＆プラン会議のやる気の高まりは，プラン会議による伊東俊和の米国 NPO 研修派遣によるものであった。

北海道グリーンファンドの場合，1999 年当時の北海道グリーンファンドのやる気の高まりは，グリーン電力料金制度の試行と本格運用開始によるものであった。同様に，2001 年９月当時の北海道グリーンファンドのやる気の高まりは，市民風車１号機の運転開始によるものであった。

これら２回のやる気の高まりは，既存の協働システムの参加者が，それぞれ新たな活動プログラムを開始した場合に生じたものである。

命題14：協働アクティビストが，(1)協働を意図した活動だけでなく，(2)協働を必ずしも意図しない，偶然生じたこれまでの活動をうまく活用する場合，協働が促進される。

霧多布湿原トラストの場合，(1)の協働を意図した活動としては，次の３つがあげられる。第１に，「喫茶店てんぼうだい」での伊東・町民・観光客間の交流が行われるようになったことである。第２に，1986 年に浜中町が湿原民有地の一部を買い取ったことである。第３に，ファンクラブが湿原民有地の一部を借り上げて，保全するようになったことである。

他方，(2)の協働を必ずしも意図しない，偶然生じたこれまでの活動として，次の２つがあげられる。第１に，1986 年にプラン会議が修学旅行生を受け入れ，民泊させ，酪農や漁業の体験をさせたことである。この経験は，地元の青年たちに日々の生活の意味を考えさせることになった。第２に，1998 年頃になると，ファンクラブが地主から湿原の買い上げ要請を受けるようになったことである。この要請は，地元の青年たちに，借り上げ保全でなく買い取り保全の重要性を認識させた。

協働アクティビストの伊東俊和や渡部和雄は，(1)の協働を意図した多数の活動と(2)の協働を必ずしも意図しない，偶然生じたこれまでの活動をうまく結び付けて活用し，協働を促進した。

北海道グリーンファンドの場合，(1)の協働を意図した活動としては，次の３つがあげられる。第１に，グリーン電力料金制度実現に向けての協議やシステム設計が行われたことである（第２期）。第２に，市民風車第１号機の建設を

目指したことである（第３期）。第３に，市民風車のための，さまざまな組織を設立したことである（第４期）。

他方，(2)の協働を必ずしも意図しない，偶然生じたこれまでの活動として，次の３つがあげられる。第１に，第１期における抵抗型の脱原発運動が，結果的には挫折したことである。挫折を意図して抵抗型運動を行ったわけではないが，結果的には，提案型の運動への転機となった。第２に，市民風車建設１号機の建設が計画されていた当時，北海道電力が風力発電の受け入れ枠の増減について，必ずしも明確な態度を示さなかったことである。これが，結果的に市民風車１号機を早急に建設しなくてはならないとの機運を高め，市民出資スキームを生み出す要因になっていた。

協働アクティビストの杉山さかゑや鈴木亨は，(1)の協働を意図した多数の活動と，(2)の協働を必ずしも意図しない，偶然生じたこれまでの活動をうまく結び付けて活用し，協働を促進した。

命題15：参加者間で異なる支配的論理が摺り合わされ統合される場合，協働が促進される。

霧多布湿原トラストの場合，中核的参加者は，霧多布湿原トラストの協働を，それぞれ次のような異なったものとして捉え，独自の支配的論理にもとづいて活動していた。①ファンクラブは，協働を買い取り・借り上げによる霧多布湿原の環境保全として捉えていた。②浜中町は，協働を霧多布湿原の環境保全と漁業の両立による町づくりとして捉えていた。③キユーピーは，協働を元社員である伊東俊和を介したフィランソロピーとして捉えていた。

これら参加者間で異なる支配的論理（協働の捉え方）が，協働アクティビストである伊東俊和や渡部和雄によって次第に摺り合わされ，統合されることにより，協働が促進された。

北海道グリーンファンドの場合，中核的参加者は，北海道グリーンファンドの協働を，それぞれ次のような異なったものとして捉え，独自の支配的論理にもとづいて活動していた。①北海道グリーンファンドは，安全な食を自らの手で選択できるように，自らの手で環境負荷の低いエネルギーを選択したいと考えていた。そのための具体的方策は，グリーン電力料金制度と市民風車の建設によるグリーン電力の発電であった。②北海道電力は，基本的には火力発電や原子力発電を中心とした事業展開を試行していた。グリーン電力への取り組みは，新エネルギー政策（や後の RPS 法）の範囲内にとどまっていた。浜頓別町や石狩市などの地方自治体は，組織としては，北海道グリーンファンドの取り組みに対して，極めて消極的ではなかったかわりに，極めて積極的でもなかった。

これら参加者間で異なる支配的論理（協働の捉え方）が，協働アクティビストである杉山さかゑ，鈴木亨，岩浪國洋によって次第に摺り合わされ，統合されることにより，協働が促進された。

４．解決策の決定・正当化と協働の実現

命題16：参加者によって能動的もしくは偶然に，３種類の協働の窓がほぼ同時に開かれる場合，協働の実現可能性が高まる。

霧多布湿原トラストの場合，1998 年 12 月，解決策の窓②「NPO 法の施行」が開いた。同じ 1998 年 12 月，問題の窓④「『はまなかエコミュージアム構想』の提言」が開いた。そして 1995 年５月，やる気の窓③「プラン会議による伊東俊和の米国 NPO 研修派遣」が開いた。

なお「はまなかエコミュージアム構想」とは，「訪れた人が浜中町の自然や産業を，そのまま見たり体験できる仕組みをつくって，それを生活や教育・観光・産業に活かす，交流型の『まちづくり』のこと」である。

このうち解決策の窓②「NPO 法の施行」は，偶然によって開かれた窓である。他方，問題の窓④「『はまなかエコミュージアム構想』の提

言」と組織のやる気の窓③「プラン会議による伊東の米国 NPO 研修派遣」の２つの窓は，参加者によって能動的に開かれた窓である。1998 年から 1999 年にかけて，これら３種類の窓が，ほぼ同時に開かれることによって，協働の実現可能性が高まった。

霧多布湿原トラストの場合，実現・展開された主要な協働としては，次の４つの活動があげられる。⑴ 2000 年１月，NPO 法人「霧多布湿原トラスト」が設立された。⑵ 2000 年 10 月，トラストが湿原の買い取り保全を開始した。⑶ 2003 年１月，民有地購入が 200 ヘクタールを超した。⑷ 2004 年５月，トラストが認定 NPO 法人になった。

北海道グリーンファンドの場合，2000 年当時，問題の窓④「北海道電力による風力発電の買い取り枠増減の不透明化」が開いた。これを受けて，解決策の窓③「鈴木による資金調達法の発案」と，解決策の窓④「トーメン大谷のグリーンファンドへの移籍」が開いた。さらにこれを受けて，組織のやる気の窓②「北洋銀行の融資申し出」と，組織のやる気の窓③「市民出資による短期間の資金調達の成功」が開いた。

このうち，問題の窓④「北海道電力による風力発電の買い取り枠増減の不透明化」と 解決策の窓④「トーメン大谷のグリーンファンドへの移籍」の２つは，偶然によって開かれた窓である。他方，組織のやる気の窓③「鈴木による資金調達方法の発案」，組織のやる気の窓②「北洋銀行の融資の申し出」，解決策の窓③「市民出資による短期間の資金調達の成功」の３つは，参加者によって能動的に開かれた窓である。2000 年から 2001 年にかけて，これら３種類の窓が，ほぼ同時に開かれることによって，協働の実現可能性が高まった（第３期）。

北海道グリーンファンドの場合，実現・展開された主要な協働としては，次の５つの活動があげられる。⑴ 1997 年 12 月，グリーン電力料金制度を開始した（不完全な協働）。⑵ 2001 年９月，日本で初の市民風車が営業運転を開始した。⑶ 2003 年２月，道外で初の市民風車が営業運転を開始した。⑷ 2003 年，市民風車のための様々な組織が整備された。⑸ 2004 年以降，つぎつぎと市民風車が建設され，営業運転を開始した。

命題17：協働アクティビストが，アジェンダ，諸解決策，組織のやる気状況，活動状況の４つを結び付け，１つのパッケージを構成する場合，解決策が正式に決定・正当化され，協働が実現される。

霧多布湿原トラストの場合，第１期と第２期においては，アジェンダ，諸解決策，組織のやる気状況，活動状況の４つのうちの２つないし３つの部分的なパッケージしかみられず，解決策の正式な決定・正当化は行われなかった。しかし，第３期の最終局面で，協働アクティビストである伊東俊和は，上記の４つを結び付け１つのパッケージを構成した。その結果，解決策③「NPO 法人霧多布湿原トラスト設立申請書」は，正式に決定・正当化され，協働が実現された。

北海道グリーンファンドの場合，第１期と第２期においては，アジェンダ，諸解決策，組織のやる気状況，活動状況の４つのうち，２つないし３つの部分的なパッケージしかみられず，解決策の正式な決定・正当化は行われなかった。しかし，第３期の最終局面で，協働アクティビストである鈴木亨は，上記の４つを結び付け１つのパッケージを構成した。その結果，解決策④「風力発電の技術」および③「匿名組合による出資スキーム」は，正式に決定・正当化され，協働が実現された。続く第４期においても，協働アクティビストである鈴木亨は，４つを結び付け１つのパッケージを構成した。その結果，解決策⑤「全国へ拡大した新たな出資スキーム」が正式に決定・正当化され，新たな協働が実現した（協働の展開）。

命題18：協働が実現されるのに必要な時間は，中核的参加者によって当初に利用可能な資金の量に規定される。

霧多布湿原トラストの場合，1986 年当時の中核的参加者である霧多布湿原にほれた会，浜中町，キユーピーの３つの参加者の利用可能な資金の量はいずれも少なかった。したがって，ナショナルトラスト運動の本来の解決策である「湿原民有地の買い取り保全案」を採用することは不可能であった。「湿原民有地の買い取り保全案」の採用は，2000 年１月に NPO 法人霧多布湿原トラストが設立されるまでの約 16 年間，待たなければならなかった[242]。

北海道グリーンファンドの場合，第２期に実現したグリーン電力料金制度から得られる寄付金（ファンド）だけでは，市民風車建設のために必要な資金を十分に獲得することはできなかった。グリーン電力料金制度にのみ依存すると，市民風車を建設するのに 40 年あまりもの時間を必要とすると考えられていた。しかしながら，第３期に市民出資のスキームを確立した結果，市民風車の建設は大幅に加速した。

命題19：公式および非公式の統治構造は，協働の実現および展開に影響を及ぼす。

霧多布湿原トラストの場合，2001 年１月に設立された NPO 法人霧多布湿原トラストの理事は７名である。それ以前のほれた会とファンクラブの運営員もいずれも７名であった。これら７名の運営員に関して，協働アクティビストの１人である伊東俊和は，次のように述べている。

「この７名という数が運営上非常に効率的であった。仮に意見が分かれても３対４ですぐに決着がつく。しかし決着をつけるような事態は起こらなかった。互いに意思の疎通が十分できる人数だから，決めごとはスムーズに運ぶ。連絡もしやすい。転勤などでメンバーが入れ替わることがあっても，この７人という運営員の数は変わらなかった。活動が 16 年間続いたことも，このメンバーの数によるところが大きいように思う[243]」。

北海道グリーンファンドの場合，NPO 法人の北海道グリーンファンド，風力事業の担い手である（株）市民風力発電および有限責任中間法人，匿名組合による出資金を運用するための（株）自然エネルギー市民ファンドなど，目的に応じてさまざまな組織形態を使い分けている。また，それぞれの組織のトップマネジメントは，必要に応じて，鈴木や杉山などのアクティビストが兼任している。NPO 法人として実現しなくてはならないミッションと事業性とを両立させるために採用されているこうした統治構造は，北海道グリーンファンドの協働の実現および展開に好影響を及ぼしていると考えられる。

命題20：協働が成功すると，その先例は特定の領域内だけでなく他の領域にも波及する。

霧多布湿原トラストは，ナショナルトラストの組織としては，NPO 法が施行されて間もない時期に設立された NPO 法人であった。霧多布湿原トラストは，湿原民有地の借り上げ保全を積極的に進めた。2004 年，霧多布湿原トラストは，認定 NPO 法人になった。

こうした霧多布湿原トラストの協働が実現される中で，全国で 18 のナショナルトラストの NPO 法人が誕生した（2007 年７月現在）。この霧多布湿原トラストの成功は，まず，ナショナルトラストという同じ領域内に波及した。さらに，その成功は，町づくりや自然環境保護等の他の領域にも波及していった[244]。

北海道グリーンファンドの場合，市民風車の

242）「湿原民有地の買い取り保全の開始が 16 年も要したのは，ファンクラブの資金不足のためではなく，湿原民有地の地主の信頼を獲得するために時間が必要であったからである」。三膳時子への聴取調査（2007 年８月 28 日）。

243）伊東（2001），p. 56。

244）日本ナショナル・トラスト協会の Web ページ。

建設は，１号機の「はまかぜ」ちゃん以降，非常に短期間に全国に波及していった（同一領域内への普及）。この市民出資というスキームは，①寄付金や会費収入，②補助金や助成金収入，③事業収入の３つに次いで，NPO 法人にとって第４の資金源であると考えられる[245]。事実，たとえば，わが国で最初の NPO 法人による NPO バンクである「北海道 NPO バンク」の設立（2002 年 10 月）の際にも，この市民出資による資金調達スキームが採用された（他の領域への波及）[246]。

Ⅴ　本研究の意義と課題

本稿では，戦略的協働を解明するための理論的枠組である「協働の窓モデル」に則して，霧多布湿原トラストと北海道グリーンファンドのデータを収集・分析し，上述のような興味深い 20 の命題の析出に成功した。これら 20 の命題は，筆者らが同時に進めている７つの協働プロジェクトの全ての事例[247] についても，妥当することが明らかになった。

もとより，NPO，政府，企業間の戦略的協働は，きわめて今日的な現象であり，協働に関する研究も緒についたばかりである。今後も，社会的課題を解決するために数多くの戦略的協働が実現されるであろう。それら多くの協働プロジェクトの事例研究を展開・蓄積し，戦略的協働についての知見を一層深めていきたい。

謝辞

本稿の「霧多布湿原トラスト」の部分に関しては，多くの方々のご指導を受けた。鈴木敏正北海道大学大学院教育学研究科教授は，ご高著から種々ご指導頂いただけでなく，非営利法人研究学会東日本部会の数度にわたる研究会で有益なコメントを賜った。伊東俊和氏は，ご高著により「霧多布湿原トラスト」への熱い思いを教えて頂いた。NPO 法人霧多布湿原トラストの三膳時子理事長と瓜田勝也副理事長は，筆者達の長時間にわたる面倒な聴取調査にご協力頂いた。中俣保志香川短期大学准教授は，ご高著および電話で多くの点をご指導頂いた。藤田亜紀氏は，詳細な聴取をもとに執筆された貴重な研究論文の参考をご許可頂いた。

本稿の「北海道グリーンファンド」の部分に関しても，多くの方々のご指導を受けた。NPO 法人北海道グリーンファンド理事長の杉山さか゛え氏と同事務局長の鈴木亨氏には，筆著者達の面倒な聴取調査に快くご協力頂いた。同事務局の小林ユミ氏には，原稿の不備な点について，懇切丁寧なご指摘を頂いた。北海道計器工業株式会社取締役社長の岩浪國洋氏には，年末のご多忙な時期にもかかわらず，筆者達の聴取調査に快くご協力頂いた。以上，記して謝意を表したい。

245）樽見（2003），pp. 112-113。

246）北海道 NPO バンク編（2007），pp. 103-107。

247）研究対象となった協働プロジェクトは，本稿で取り上げた①霧多布湿原トラスト，②北海道グリーンファンドに加えて，次の７つである。７つの協働プロジェクトは，③わが国最初の本格的な自転車ロードレースである「ツール・ド・北海道」，④ノンフロン冷蔵庫の開発・製品化を実現した「グリーンフリーズ・キャンペーン」，⑤NGO 主導で設立された国際人道支援機関である「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」，⑥世代を超えた多くの人々が環境の大切さを学ぶための場である「黒松内ぶなの森自然学校」，⑦カンボジアにおいて地下に敷設された無数の地雷の除去に精力的に取り組んできた「人道目的の地雷除去支援の会（JAHDS）」，⑧若手音楽家の育成を目的として，毎年夏に札幌で開催される国際教育音楽祭である「パシフィック・ミュージック・フェスティバル（PMF）」，⑨NPO のみを対象として融資を行う NPO 法人として，2002 年に全国で初めて設立された「北海道 NPO バンク」である。

参考文献

Bryson, James M., Barbara C. Crosby, and Melissa Middleton Stone（2006），“The Design and Implementation of Cross-Sector Collaborations: Proposition from the Literature,”*Public Administration Review*, 66, pp. 44-55.

藤井良広（2007），『金融 NPO-新しいお金の流れをつくる』岩波書店（岩波新書 1084）。

藤田亜紀（1998），「地域住民の自然認識の変化と地域づくりの主体形成過程」（北海道大学農学部森林科学科卒業論文）。

藤田亜紀（2000），「『環境保全型まちづくり』が内包する諸論理の分析と統合――北海道浜中町を事例として」（北海道大学大学院農学研究科環境資源学専攻修士論文）。

原子力未来研究会（2003）「時代遅れの国策の下では原子力に未来はない」『原子力 eye』49(9)，pp. 49-55。

後藤祐一（2008），「NPO，政府，企業間の戦略的協働――ツール・ド・北海道の事例研究」『経済学研究』（北海道大学）57(4)。

長谷川公一（2001），「環境社会学と環境政策」，長谷川公一編『環境運動と政策のダイナミズム』（講座　環境社会学　第 4 巻，有斐閣），pp. 1-34。

北海道グリーンファンド（監修）（1999），『グリーン電力――市民発の自然エネルギー政策』コモンズ。

北海道 NPO バンク（編）（2007），『NPO バンクを活用して企業家になろう――組織作りから資金調達まで』，昭和堂。

飯田哲也・丸山康司・粕谷至・鈴木亨・長谷川公一（2004），『市民主体型エネルギー政策に関する研究（2003 年度　持続可能な社会と地球環境のための研究助成　成果報告書）』財団法人消費生活研究所。

伊東俊和（1999），『花の湿原――霧多布』北海道新聞社。

伊東俊和（2001），「環境保全による町づくり」鈴木敏正・伊東俊和編著『環境保全から地域創造へ――霧多布湿原の町で』北樹出版，pp. 39-85。

亀森和博（2006），「北海道における事例研究」，北海道大学公共政策大学院・日本投資政策銀行地域研究センター『ソーシャル・キャピタルと地域経営』第 2 章，pp. 7-40。

木原啓吉（1998），『ナショナル・トラスト』（新版）三省堂。

Kingdon, John W.（1995），*Agendas, Alternatives, and Public Policies*, 2nd edition, N. Y.: Harper-Collins College Publishers.（1st published in 1984）

小島廣光（2003），『政策形成と NPO 法――問題，政策，そして政治』有斐閣。

小島廣光（2006），「協働の窓モデル」『経済学研究』（北海道大学）55(4)，pp. 11-30。

釧路公立大学地域経済研究センター・政策投資銀行地域政策研究センター編（2004），『自然環境 NPO 法人の役割と可能性に関する研究――釧路地域を事例に』。

Lober, Douglas J.（1997），“Explaining the Formation of Business-Environmentalist Collaborations: Collaborative Windows and the Paper Task Force,” *Policy Sciences*, 30, pp. 1-24.

中俣保志（2001），「環境保全ネットワークと地域的公共圏の形成」鈴木敏正・伊東俊和編著『環境保全から地域創造へ――霧多布湿原の町で』北樹出版，pp. 86-127。

大室悦賀（2006），「ソーシャル・イノベーションが変える社会」，谷本寛治（編著）『ソーシャル・エンタープライズ――社会的企業の台頭』中央経済社，第 2 章，pp. 47-93。

菅原浩信（2006），「パシフィック・ミュージック・フェスティバルにおける NPO，政府，企業間の戦略的協働」『北海学園大学経営学部経営論集』4(3)，pp. 1-16。

鈴木亨（2002），「市民風車とグリーンファンド」『環境社会学研究』8，pp. 74-79。

社団法人日本電機工業会・風力発電システム技術専門委員会（2003）『第 38 回　新エネルギー講演会（風力発電）の報告』。

田畑耕一・高橋現（2005），「自然エネルギー市民ファ

ンド社長 鈴木亨氏――日本初「市民風車」が回るまで（対談記事）」，日本 LCA『イノベーティブワン』6月8日。

Takahashi, Lois M., and Gayla Smutny (2002), “Collaborative Windows and Organizational Governance: Exploring the Formation and Demise of Social Service Partnerships,” *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 31(2), pp. 165-185.

高浦康有（2007），「【研究ノート】ソーシャル・キャピタルの資本的形成――NPO 法人北海道グリーンファンドの市民風車設立事業を事例に」，『研究年報経済学』（東北大学）68(4)，pp. 159-169。

樽見弘紀（2003），「災害復興事業における市民出資制度の応用可能性――NPO 法人北海道グリーンファンド等を事例に」，『開発論叢』72，pp. 109-131。

常富浩太郎（2005），『たくさんの人にお金を出してもらう仕組みがわかる本』ソフトバンクパブリッシング。

瓜田勝也（2000），「霧多布湿原ファンクラブ」進士五十八・一場博幸・前田文章・橋本恵編著『生き物緑地活動をはじめよう――環境 NPO マネジメント入門』風土社，pp. 179-186。

付録　北海道グリーンファンド設立趣意書

1999 年──21 世紀の到来を目前に控えた私たち「市民」は，未来に向けた新たな選択を宣言いたします。

現代社会の異常なほどのエネルギー消費は，すでに限界に達しつつあることは誰もが気づき始めています。このまま大量に生産し，消費し，廃棄する社会のあり方を続けていけば，まちがいなく 21 世紀には限界を越え，地球環境とあらゆる生命の破滅的な危機に向かわざるをえません。

では，そうした危機から回避するための社会とは，どういう社会なのでしょうか。

それは，社会全体でエネルギーの消費を抑制，削減し，自然エネルギーの利用を大胆にすすめる社会です。

そして，そうした社会をつくるためにいま必要なことは，市民の手によるエネルギーづくりの実践です。つまり市民自らエネルギー消費を抑制し，自ら資金を拠出して環境負荷の少ないグリーンな電力を生産することで市場を動かし，そうした電力を市場の主役に育てようという実践です。また，そのような実践をもってする電力事業を中心とした社会制度変革のための政策提案です。

北海道グリーンファンドは，そうした目的を達成するために，次の２つのプログラムを中心に活動を進めます。

①「グリーン電気料金制度」

会員が，月々の電気料金に一定率の「グリーンファンド」を加えた額を支払い，グリーンファンド分を自然エネルギー普及のための「基金」にします。グリーンファンド分を定率にする理由は，環境保全のために必要な社会コストを，応分に負担し合おうという考え方からです。つまり，エネルギーを使っている量に応じて負担し合おうということです。また，グリーンファンド分を節電することで，その分だけ環境負荷を下げ，環境保全に貢献することにもつながります。

②「市民共同発電所」による非営利発電事業

グリーンファンドを原資に，市民の手による自然エネルギー発電所づくりをすすめ，非営利の発電事業に取り組みます。

地球温暖化もない，原子力にも頼らない持続可能な社会を，市民自らの手で創り出していくために北海道グリーンファンドを設立します。

1999 年 7 月 17 日

発起人一同

出所：http://www.h-greenfund.jp/whatis/syuisyo.html